

保健福祉事業の概要

平成27年度



飯田市

【表紙の説明】

題 名：午後4時

作 者：ヒナリ

障がい者の文化芸術活動の振興及び社会参加の促進を目的に、平成 27 年度から取り組みを始めた飯田市社会福祉協議会主催「第 1 回 障がい者文化芸術作品展」において、出展された作品です。

【 目 次 】

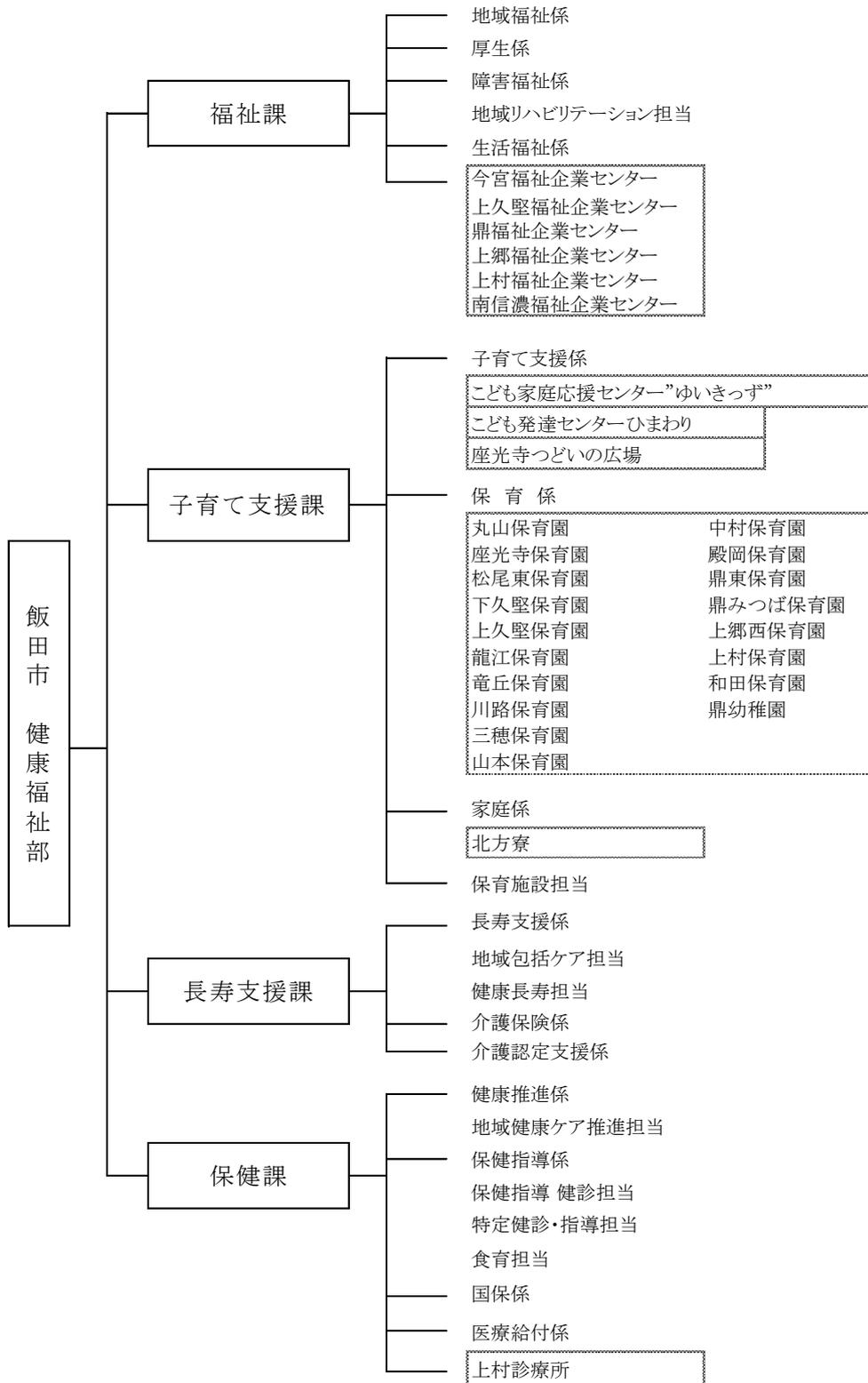
<u>1</u>	<u>健康福祉部</u>	1
1-1	健康福祉部機構図	2
1-2	健康福祉部の事務分掌	3
1-3	飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（平成 27 年度）	5
<u>2</u>	<u>福祉課</u>	8
2-1	地域福祉、更生保護、社会援護	9
2-2	民生委員・児童委員、福祉委員	11
2-3	障がい者福祉施策	15
2-4	生活保護関係	25
2-5	福祉企業センター	29
<u>3</u>	<u>子育て支援課</u>	30
3-1	児童福祉関係	31
3-2	児童手当関係	34
3-3	ひとり親関係	34
3-4	地域子育て支援関係	36
3-5	こども発達センターひまわりの現況	40
3-6	平成 26 年度新すくすくプランの進捗状況	42
<u>4</u>	<u>長寿支援課</u>	54
4-1	要介護（要支援）認定者数	55
4-2	介護保険料	56
4-3	介護保険給付決定状況	57
4-4	介護サービス利用料の軽減制度	58
4-5	高齢者等の在宅福祉サービス	59
4-6	地域包括支援センター	66
4-7	いいだシニアクラブと生きがい対策	67
4-8	統計資料	68

<u>5</u>	<u>保健課</u>	72
5-1	人口動態	73
5-2	母子保健	74
5-3	成人保健	77
5-4	介護予防事業	86
5-5	精神保健	91
5-6	栄養指導	92
5-7	歯科保健	94
5-8	結核予防	95
5-9	献血	96
5-10	健康福祉委員等活動	96
5-11	食生活改善推進活動	98
5-12	救急医療対策事業	99
5-13	保健センターの概要	100
5-14	予防接種	101
5-15	不妊治療費助成事業	102
5-16	後期高齢者医療制度	103
5-17	医療給付事業	105
5-18	国民健康保険	109
<u>6</u>	<u>飯田市社会福祉協議会</u>	119
6-1	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	120
<u>7</u>	<u>保健・社会福祉施設等一覧</u>	124
7-1	市内保健福祉施設	125
7-2	介護保険事業者一覧	131
7-3	障がい福祉サービス事業者一覧	139

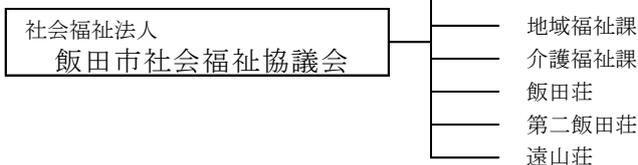
1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(平成27年4月1日現在)



【参考】



1-2 健康福祉部の事務分掌

課名	係名	分 掌 事 務
福 祉 課	地域福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 社会福祉協議会に関すること。 4 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 5 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 6 部内の庶務に関すること。 7 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	厚生係	<ol style="list-style-type: none"> 1 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 2 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 3 臨時福祉給付金の支給に関すること。 4 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	障害福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者の福祉に関すること。 2 知的障害者の福祉に関すること。 3 精神障害者の福祉に関すること。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	生活福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護及び要保護に関すること。 2 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱に関すること。
子 育 て 支 援 課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 家庭児童相談に関すること。 3 児童虐待防止に関すること。 4 子どもの発達支援に関すること。 5 飯田市こども家庭応援センターに関すること。
	保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 幼稚園に関すること。 4 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	家庭係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 女性相談に関すること。 6 母子家庭等福祉医療給付金の認定に関すること。
	保育施設 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の民営化に関すること。
	保健給食 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健・給食に関すること。

課名	係名	分 掌 事 務
長 寿 支 援 課	長寿支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関する こと。 2 高齢者の福祉に関すること。 3 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 4 高齢者福祉施設に関すること。 5 高齢者の施設措置等に関すること。
	介護保険係	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。 3 介護保険の給付に関すること。 4 介護保険料の賦課に関すること。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地 域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。 6 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に 対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	介護認定 支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定に関すること。 2 特養、養護老人ホームに関すること。
	地域包括 ケア担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の生きがい対策に関すること。 5 敬老事業に関すること。
	健康長寿担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の介護予防に関すること。 2 認知症施策に関すること。
保 健 課	健康推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 献血に関すること。
	保健指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康づくりに関すること。 2 結核予防に関すること。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 4 難病及び精神保健に関すること。 5 食生活改善活動に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 地域における保健の推進組織に関すること。
	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関すること。
	医療給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関すること。 2 福祉医療費給付金の支給に関すること。 3 後期高齢者医療制度に関すること。 4 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定に基づき市長が行うべ き事項に関すること。

平成 27 年度 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要

(「平成 27 年度 飯田市当初予算 (案) の概要」より抜粋)

■ 飯田市一般会計の予算総額 434 億 6,000 万円 (対前年比 △5.4%)

1. 地方創生に向けて戦略的に取り組む事業

(1) 政策強化特別予算枠事業

後期基本計画の政策、施策の成果をさらに高めるとともに、リニア将来ビジョンの実現を図るため、次の事業に重点的に取り組みます。 (単位：千円)

事業名	基本方針	事業の概要	予算額	うち一般財源額
産業用地整備事業	I	三遠南信自動車道龍江 I C (仮称) の南側周辺へ新しい産業用地を整備するための調査、測量、設計等を行います。	50,200	50,200
こども家庭応援センター事業	III	子育てに関する総合的な支援の中核施設として「飯田市こども家庭応援センター」を開設、運営します。	18,041	8,041
保育所等における保育利用者負担金の軽減	III	18歳未満の同居の兄弟から数えて3人目の入所児童の保育利用者負担金軽減率を拡充します。(20%→50%へ拡充) 参考 4人目=70%軽減、5人目以降=無料	32,741	14,937
リニア調査事業	V	スマートインターの事業申請に向けた地元関係者、関係機関との協議・調整を進めます。	26,862	26,862
計			127,844	100,040

2. 市政経営の5つの基本方針における平成 27 年度予算の特徴

(平成 26 年度補正予算計上分を含む)

■ 健康福祉部等の主要な事業

(単位：千円)

5つの基本方針・予算額	主要な施策・事業等	
III 安心して健やかに暮らせるまちづくり 【施策 31~45】	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域健康ケア計画 2015 重点プロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの家庭訪問 ・高齢になっても地域で安心して暮らせるための支援 ・子どもとその家庭に対する「総合的な発達支援」 ・ともに未来を支え合うパートナーづくり ・家族ぐるみで取り組む「がん」対策 ・みんなで食べよう楽しい食事 (食育の推進) ・歩こう動こうプラステン (+10分) ◆子どもを産み育てやすい環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを総合的に支援する仕組みの充実 ◆障がい者福祉の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「飯田市第4次障害者福祉施策に関する長期行動計画」基づく取組 ◆飯田市立病院の救急、周産期、がんなどの診療機能等の充実 ◆災害対策の推進 ◆既存ストックの活用 ◆公共交通の利用促進 	
平成 27 年度		23,011,601
平成 26 年度		24,047,956
増減額		△1,036,355

子どもを産み育てやすい飯田市の子育て支援

主な事業の予算額 57億920万円
(50億5,916万円)

() カッコ内は前年度予算額



結婚支援 745万円(450万円)

相談窓口の設置や婚活イベントの実施など、結婚を希望する人を支援します。【拡充】

就労支援 27億6,032万円(26億4,431万円)

地域経済活性化プログラムの実行により雇用創出を推進し、子育て世帯の働く場の確保に取り組めます。【拡充】

出産支援 1億2,040万円(1億1,976万円)

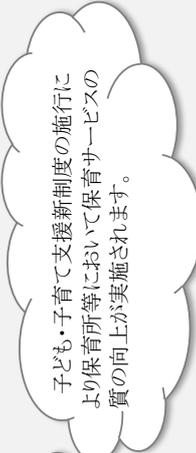
安心して出産を迎えられるよう、これから出産を迎える家庭を支援します。

- ・不妊治療費の助成 900万円【拡充】
- ・妊婦健診の実施 1億880万円
- ・産科医の確保 260万円

子育て支援

お子さんの医療費支援や成長過程に応じた様々な支援を行います。また、出産後の親御さんの社会復帰のため、保育所などの子育て環境を整備します。

- ・予防接種の実施、子ども医療費の給付 4億6,124万円【拡充】
- ・児童手当、子育て世帯臨時特例給付金の給付 19億5,242万円
- ・飯田市子ども家庭応援センターの運営、発達支援 3,751万円【拡充】
- ・児童クラブ、児童センターなどの運営 1億1,723万円【拡充】
- ・保育所などの運営 25億7,225万円【拡充】
- ・保育所などの施設整備 3億8,099万円【拡充】
- ・(仏教保育園、上郷なかよし保育園、風越乳児院)
- ・つどいの広場の運営ほか 1億689万円



平成27年度予算のポイント

★保育利用者負担軽減 軽減総額 5億174万円(4億6,509万円)

飯田市は18歳未満の兄弟から数えて3人目以降のお子さんが入所した時の利用者負担を独自に軽減しています(多子軽減)。平成27年度からは、3人目に対する利用者負担軽減を拡充します。また、年少扶養控除の見直し期間終了に伴う激変緩和措置を実施します。

- ・多子軽減の拡充 3,274万円
- 3人目:20%→50% 4人目:70% 5人目以降:100%(無料)
- ・激変緩和措置の実施 391万円
- 4月から8月までの5カ月間、年少扶養控除の廃止による保育料増を軽減
- 対象世帯:H26所得階層が1～6階層の世帯

★飯田市子ども家庭応援センター開設(7月1日予定) 1,804万円

子育てに関する総合的な支援の中核施設としてりんご庁舎に開設します。親子が寄り集えるギザズルームや子育て情報が見られるすぐくサロンや、発達相談をはじめとし専門相談もできる、子育て相談の総合窓口を設置します。

★高校生医療費無料化に向けた準備 250万円

現在の子ども医療費給付事業は中学生までを対象としていますが、平成28年4月から年度末年齢が18歳以下の子どもまで拡大するための準備に取り組めます。

地域健康ケア計画2015

～「市民総健康」と「生涯現役」をめざして～

「地域健康ケア計画」を保健・福祉の総合的な計画と位置づけ、めざす健康福祉像に向けて、事業を推進します。市民一人ひとりとや家族・地域が、心身ともに健康で、いきいきと光り輝き続けられるように、次の重点プロジェクトに取り組みます。

主な事業の予算額 6億7,386万円
(前年度の予算額 6億4,392万円)

中年期

青年期

◎ 新規、拡充事業

ともに未来を支え合うパートナーづくり

745万円

丁寧な相談やセミナー開催、出合いの場の提供などで結婚支援に取り組みます。

◎ ともに未来を支え合うパートナーづくり事業(745万円)

学童期

みんなで食べよう楽しい食事(食育の推進)

1億684万円

共食をする人の増加に向けて、全ての年代を対象に食育を考える機会を設け、啓発活動に取り組めます。

- ・食育推進事業(205万円)
- ・学校給食における減産減消費推進事業(38万円)
- ・家庭教育啓発推進事業(37万円)
- ・家庭教育推進事業(69万円)
- ・地域の乳幼児期親子の学習交流支援事業(145万円)
- ・地域の学齢期親子の学習交流支援事業(73万円)
- ・地域の健康学習交流支援事業(33万円)
- ・乳幼児保健事業(978万円)
- ・すこやか親子・子育て支援事業(445万円)
- ・保育所保育事業(8,671万円)

ライフステージごとに対象となる施策などを提示し、サポートします。

「食育・身体活動・社会療学」のテーマを提案します。

生活環境の整備を進めます。

地域内のネットワークや、多様な主体と協働し、持続性のある健康づくりを行います。

子どもとその家庭に対する「総合的な発達支援」1億556万円

発達に心配のある子どもとその家庭が安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、途切れない発達支援体制づくりを進めます。

- ◎ 子ども家庭応援センター事業(1,804万円)
- ・子ども発達総合支援事業(1,011万円)
- ・養育支援事業(936万円)
- ・児童発達支援センター事業(3,670万円)
- ・小中連携・一貫教育推進事業(2,621万円)
- ・教育相談事業(514万円)

乳幼児期

めざす健康福祉像

「市民総健康」と「生涯現役」

高齢期

高齢になっても地域で安心して暮らせるための支援

1億9,494万円

- ・ほいほい介護予防事業【特会】(2,898万円)
- ・生きがいデザインサービス事業(1,029万円)
- ・はつらつ介護予防事業【特会】(636万円)
- ・認知症施策総合推進事業【特会】(609万円)
- ・高齢者健康相談事業【特会】(95万円)
- ・いきいきリハビリ事業【特会】(957万円)
- ・高齢者の運動による健康づくり事業【特会】(42万円)
- ・シニアクラブ育成支援事業(624万円)
- ◎ 地域包括支援センター運営事業【特会】(1億995万円)
- ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業【特会】(103万円)
- ・高齢者住宅リノベーション助成事業(1,506万円)

生きがいと健康づくりを、多様な主体と連携して行い、高齢者の介護予防や認知症対策に取り組めます。

健康づくり家庭訪問

4,967万円

62歳の方を対象とした家庭訪問を通じ、健康づくりへの支援を行います。

- ◎ 訪問指導事業(416万円)
- ・健康相談事業(394万円)
- ・国民健康保険特定健康診査【特会】(3,675万円)
- ・特定保健指導事業【特会】(131万円)
- ・健康福祉委員等活動事業(351万円)

(退職)

家族ぐるみで取り組む「がん」対策

1億252万円

がん検診の受診率向上のため、普及啓発・受診促進を行います。

- ◎ 健康診査事業(がん検診)(1億252万円)
- ◎ 訪問指導事業(再掲)
- ・健康福祉委員等活動事業(再掲)

歩こう動こうプラスステん(＋10分)

1億688万円

今より身体活動量を10分増やす「プラスステん」について、様々な機会を活用して啓発を行います。また、年代や健康状態に応じた運動指導を行います。

- ◎ 運動による健康づくり事業(34万円)
- ・生涯スポーツ推進事業(107万円)
- ・やまびこママチャリ開催事業(237万円)
- ・風越登山マラソン大会事業(102万円)
- ・環境にやさしい交通社会形成事業(304万円)
- ・市民バス等運行事業(9,904万円)

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1. 地域福祉の推進事業

飯田市の地域福祉の考え方は、住民参加による実践的な地域福祉活動が行われることに重点を置き、それらの活動の積み重ねによって、地域福祉計画として形作っていくこととしていた。

平成 24・25 年度に地域福祉懇談会を開催し、まちづくり委員会、市及び飯田市社会福祉協議会において地域福祉の必要性と各地区の福祉課題が認識された。また、各地区まちづくり委員会で基本構想・基本計画が策定されたこと、福祉に係る法定計画が策定されたことにより、平成 27・28 年度の 2 年間で、地域福祉計画を策定することとした。

(1) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要となる方々、いわゆる「要援護者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要援護者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成方法を「災害時」から「日常の支え合い」へ繋げていき、地域での支え合いを推進していくように、まちづくり委員会が主体となり、飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して取り組んでいる。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を推進することで、より具体的な支え合い活動に発展させていく。日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みを推進する。

(3) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、これまでは自力や助け合い等で解決できていた買い物、ごみ出し、雪かき等が困難になる新たな課題が発生している。それらの課題は住民だけ、行政だけでは解決が難しいことが多く、住民、事業者、ボランティア、行政等がそれぞれの役割を發揮して解決する方法を検討できる体制が必要である。地域福祉活動に係る学習会等を開催し、それぞれの地域での福祉課題解決を推進していく。

2. 保護司および“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）である。保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。

平成 27 年 10 月 1 日現在、当飯田地区では 47 名の保護司が活動している。また、保護司の活動を支える団体として、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会がある。

また、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”が、毎年 7 月を強調月間として行われている。

この運動を推進するため、社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内 9 団体（飯田市・飯田地区保護司会・飯田市更生保護女性会・飯伊地区更生保護協力事業主会・飯田市まちづくり委員会・飯田人権擁護委員協議会中部部会・飯田市校長会・飯田市 P T A 連合会・長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成されている。

第 64 回 “社会を明るくする運動” 飯田市推進委員会実施事業

- (1) 公開ケース研究会 7月2日(木)
会場：羽場公民館 参加人数：120名
- (2) 地区講演会 7月7日(月)
会場：松尾公民館 参加人数：185名
- (3) ミニ集会
7月を中心に各地で全111回開催 参加人数：延べ2,230名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
◎市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
◎飯田東中学校で講話会を開催 7月3日(木) 参加人数：260名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動” 長野県推進委員会が主催するコンテストに参加。
題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生 577点、中学生 864点
入選数：小学生 最優秀賞0 優秀賞0 入賞4
中学生 最優秀賞1 優秀賞0 入賞8
- (6) 愛のはがき募金
募金総額 3,609,148円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3. 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人(孤児、婦人)という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。平成27年10月1日現在で、国費帰国者は34世帯46人である。

しかし、永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多い。また、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。このようなことから、平成19年11月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。(市主体事業は(2)および(3))

- (1) 高齢基礎年金の満額支給
- (2) 生活支援金支給
- (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室支援(松尾・川路・山本・上郷で実施)
 - イ 交流事業支援(松尾・川路・山本・上郷で実施)
 - ウ 通訳派遣(医療・介護・学校等で通訳が必要な場合)その他中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4. 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻のうち、一定の要件を満たす方に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金を支給する事務を行っている。

2-2 民生委員・児童委員、福祉委員

■ 概 況

民生委員は、民生委員法（昭和23.7.29施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に済世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展してきた。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、過去5回にわたる市町村合併や世帯増等により定数増が図られ、平成25年12月より236名となっている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、当初19名が委嘱された。平成25年12月現在で25名の定員となっている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■ 飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定により、飯田市内20地区単位に地区協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1. 平成27年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画

(1) 事業方針

社会・経済情勢は依然として厳しく、地域における福祉課題は、住民の孤立・孤独化の進行や育児・介護の不安・負担の増大、災害時の要援護者の支援に加え、消費者被害や生活困難者の増加など、複雑・多様化しています。

こうしたなか、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設90周年記念活動強化方策の行動宣言に「広げよう地域に根ざした思いやり」を掲げ、長野県民生児童委員協議会では、平成25年度目標として、「広げよう 地域の笑顔！ 元気！ 支え合い！」～誰もが住みやすい地域づくりをめざして～を掲げます。

飯田市民生児童委員協議会においても、これらの方針に沿いながら、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、行政や関係機関と協働して取り組みます。日々の活動の中で、地域における住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域福祉につなげるための住民の立場に立った活動展開と相談・援助活動を行い、地域住民のコミュニケーションや連帯性を活かせる活動に積極的に取り組みます。

地区民児協の運営体制づくりと組織強化を推進するために、地区民児協、合同民児協及びブロック民児協における学習会や研修会の他、他町村民児協等との情報交換に努め、援助を必要としている

方に、よりの確で迅速な情報提供や対応ができる体制づくりと、災害時一人も見逃さない運動にもとづく地区民協活動として、災害時要援護者の把握や災害時住民助け合いマップ作成への協力を行い災害に強い地域づくりに取り組みます。

さらに、個人情報保護法を遵守し、人権尊重、プライバシーの保護、権利擁護の視点に立ち、住民に信頼され、行動する民生・児童委員としての活動を展開します。

(2) 重点事項

- ① 個別援助活動の強化
- ② 在宅援助のためのネットワークづくり
- ③ 地域福祉推進への積極的な協力
- ④ 災害時一人も見逃さない運動に基づく災害時要援護者の把握及び災害時助け合いマップ作成への積極的な協力
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑦ 地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進
- ⑧ 民生・児童委員の資質向上
- ⑨ 関連する団体等の事業への協力
- ⑩ 委員の一斉改選における、適任者が推薦される環境づくり並びに新旧委員間や単位民協内の円滑な引き継ぎ

(3) 具体的な活動の進め方

- ① 個別援助活動の強化
 - ア 民生委員活動の基本重視と自立支援
 - 担当区域内の掌握、住民の生活を状況により把握、日常活動の継続、秘密保持、知識や情報の習得
 - イ 要援護者に対する個別ニーズの把握
 - ウ 要援護者処遇検討会議の充実
 - エ 相談及び助言、情報提供を含めた援助活動の強化
 - オ 福祉台帳の点検・整備と活動記録の活用
- ② 在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
 - イ 介護者の実態とニーズの把握
 - エ 福祉・保健・医療及び介護保険のネットワークづくりの推進
 - オ 地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ③ 地域福祉推進への積極的な協力
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
 - イ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ
 - エ 在宅援助ボランティアの発掘
- ④ 災害時一人も見逃さない運動に基づく災害時要援護者の把握及び災害時助け合いマップ作成へ

の積極的な協力

災害時住民支え合いマップづくりに積極的に協力をする。また、マップから見えてきた要援護者等の課題に対して、関係機関と連携をとり災害時に限定しない要援護者支援のネットワークづくりを構築する。

⑤ 関係機関との連携

ア 他の関係する機関及び団体等との連携

イ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協を開催

⑥ 生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進等

ア 要援護世帯(者)に対し、必要に応じて生活実態を把握し、生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯(者)に対して、貸付・償還方法を検討し、積極的に援助指導を行う。

イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯(者)の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動を強化する。

⑦ 子育て環境づくりの促進及び青少年健全育成活動の推進

ア おめでとう赤ちゃん訪問活動事業の継続により、地域ぐるみで子育てを応援する。

イ 地域における児童福祉の向上と児童健全育成活動の一層の推進を図るため、必要に応じて主任児童委員会を開催する。

ウ 保育園や学校等との連携のもと、児童に対する虐待等防止活動等に積極的に協力する。

エ 青少年健全育成について関係団体との連携を図りながら、その活動の推進をする。

⑧ 民生・児童委員の資質の向上と民児協の組織強化

民生・児童委員の資質の向上と民児協の組織強化を図るため、地区民児協定例会、合同民児協、ブロック研修会等において福祉施策等の学習会を開催するとともに、他町村民児協等との情報交換に努める。

(4) 月別事業計画

月	飯田市民生児童委員協議会関連	長野県・全国民生委員児童委員連合会関連
4月	正副会長会・監査会(16日)	県民児連理事会(27日)
5月	民生委員児童委員の日(12日)、総会・研修会(15日)、第1回会長会(22日)	県民児連評議員・事務担当合同会議(12日)
6月		関東ブロック民生児童委員活動研究協議会(25～26日軽井沢町)
7月	第2回みんじきょうサロン(郡市合同研修会 17日)、第2回会長会(24日)	
8月		民児協会長研修(4日伊那市)、主任児童委員研修(20日松本市)、県民児連理事会(18日)
9月	第3回会長会、研修旅行(28～29)、敬老の日訪問	県社会福祉大会(9日須坂市)
10月	共同募金運動協力	民生児童委員研修1期目(1日駒ケ根市)、全国民生委員児童委員大会(23～24富山市)
11月	第4回会長会	民生児童委員研修2期目以上(11日駒ケ根市)、全国社会福祉大会
12月	歳末助け合い協力、重度障害者・要介護者介護者慰労	県民児連理事会・民児協会会長会(15日)
1月	第5回会長会	
2月		
3月	第6回会長会	県民児連理事会(8日)

(5) 随時事業

- ① 地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ② 県社協・市社協、県民児協等他機関への協力
- ③ 地区福祉懇談会への協力
- ④ 独居老人友愛訪問事業への協力
- ⑤ ブロック研修会の開催
- ⑥ 「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2. 平成27年度飯田市民生児童委員協議会役員 (H27. 4. 1現在)

- 会長 椎名 佑平 (上久堅地区会長)
 副会長 山崎 博文 (南信濃地区会長)
 “ 西野 武久 (橋北地区会長)
 “ 菅沼 輝美 (橋南地区会長)

地区名	会長氏名	民生・児童委員数			内主任児童委員数
		男	女	計	
橋北	西野 武久	4	8	12	1
橋南	菅沼 輝美	4	7	11	1
羽場	熊谷 清文	4	8	12	1
丸山	松村 由美子	1	8	9	1
東野	奥村 哲也	5	4	9	1
座光寺	駒瀬 靖彦	4	5	9	1
松尾	清水 正則	8	12	20	2
下久堅	岡島 政晴	6	3	9	1
上久堅	椎名 佑平	2	5	7	1
千代	遠山 良昭	2	6	8	1
龍江	奥村 良人	4	5	9	1
竜丘	下平 辰春	6	7	13	2
川路	矢沢 政雄	3	3	6	1
三穂	塩沢 孫六	3	3	6	1
山本	竹村 正子	6	4	10	1
伊賀良	伊藤 力	9	13	22	2
鼎	新井 清吉	10	13	23	2
上郷	篠田 和夫	9	16	25	2
上村	鎌倉 豊	1	4	5	1
南信濃	山崎 博文	6	5	11	1
合計		97	139	236	25

2-3 障がい者福祉施策

1. 概況

平成 26 年度末現在の障がい者数は、身体障がい者手帳保持者数 5,855 人、療育手帳保持者数 782 人、精神保健福祉手帳保持者数 600 人となっており、共通して障がいが重い人が増え、高齢化の傾向にある。

2. 主な事業

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては、平成 25 年 9 月、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第 3 次障害者基本計画を策定されました。飯田市においては、「第 4 次障害者施策に関する長期行動計画」及び「第 4 期障がい福祉計画」に基づき、障がい者自らが、自分の生き方を選択し、自立できる支援を進めており、「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を目指している。

(1) 障がい者福祉制度の改革

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 15 年 4 月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成 18 年 4 月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成 23 年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等に置ける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）が施行される。

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア. 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月～）

※国が定める対象疾病 H25. 4. 1 : 130 疾病、H27. 1. 1 : 151 疾病、H27. 7. 1 : 332 疾病

イ. 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）

ウ. 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

エ. 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）

オ. 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

カ. 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）

キ. サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）

その他関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24. 6	H25. 4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表
H25. 6	H28. 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」
H26. 1		障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

(2) 相談支援事業

・一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別毎に支援センターが開設されてきた経過があったため、平成19年4月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

平成26年度相談件数

(単位：延人数)

相談支援内容	飯伊圏域障がい者総合支援センター	南信地域活動支援センター	こども発達センターひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	1,311 (10)	129	3
障がいや病状の理解に関する事	278 (2)	293	167
健康・医療に関する事	225 (2)	136	35
不安の解消・情緒安定に関する事	190 (15)	402	0
保育・教育に関する事	79 (0)	0	3,861
家族関係・人間関係に関する事	136 (15)	460	27
家計・経済に関する事	24 (0)	21	-
生活技術に関する事	5 (0)	373	-
就労に関する事	52 (0)	176	-
社会参加・余暇活動に関する事	4 (2)	197	-
権利擁護に関する事	43 (0)	4	-
その他	39 (1)	136	6
計	2,386 (47)	2,327	4,099

※ (カッコ内書きはピアカン)

・計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が図られ、障がい福祉サービス等を申請した障がい児者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のモニタリングを段階的に進めている。

また、平成 27 年度から、障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児者は、このサービス等利用計画に基づくサービスを利用する。

・地域移行支援・地域定着支援

施設の退所や退院可能精神障害者の地域生活への移行に取り組んでいる。

(3) 南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。(南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第 2 条)

- ① 中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 就労支援に関する協議及び調整
- ⑤ 市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥ その他必要な事項

3. 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当(県)	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の児童を監護している者	月額 1 級 51,100 円、2 級 34,030 円 年 3 回 4 月、8 月、11 月に支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者	月額 26,620 円 年 4 回 5 月、8 月、11 月、2 月に支給。 病院又は、診察所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児(20 歳未満)	月額 14,480 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害者等介護支援金(市単独)	常時介護を必要とする重度心身障がい児者と同居し、基準日以前 1 年間に 6 カ月以上介護している者で市民税非課税世帯	基準日 9 月 1 日 支払月 12 月。 年額 90,000 円	

施策名	対象者	施策の説明	備考
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障がい者手帳3級以上該当者 ・療育手帳A1、A2、B1該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神保健福祉手帳1級該当者（医療費は外来分のみ対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限あり。
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターのサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障がい児者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、ストマ、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
寝具洗濯乾燥サービス事業（市単独）	在宅の重度の心身障身体障がい児者	使用している寝具について、年2回丸洗い乾燥サービスを行う。（介護保険対象者との重複分を除く。）	
家庭介護者疲労回復事業（市単独）	常時介護を必要とする在宅の重度心身障身体障がい児者の介護者	家庭介護者が疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。（介護保険対象者との重複分を除く。）	
訪問理美容サービス事業（市単独）	在宅の重度の心身障身体障がい児者	1回につき1,000円、年間6回まで。（介護保険対象者との重複分を除く。）	
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障がい児者	家族が障がい児者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間1人300時間	食費その他実費負担有り

施策名	対象者	施策の説明	備考
障害児者タクシー利用料金助成事業（市単独）	障がい程度が3級以上の身体障がい者手帳保持者（ただし3級の外部障がい者は前年分所得税非課税者）、A1～B1の療育手帳保持者・精神保健福祉手帳1級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成（年間500円券×35枚） ただし自動車・軽自動車税の税減免を受けている方は対象外。	
重度心身障害児通院費助成事業（市単独）	特別児童扶養手当1級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費 1/2
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項で市長が適当と認めた場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	
代読奉仕員派遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅におけるリハビリを行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさしい住宅改良促進事業	65歳未満で障がい程度が1～6級までの身体障がい者手帳保持者（ただし4～6級手帳保持者は独居者又は常時介護する者がいない者） 前年の所得税額が8万円以下の世帯	障がいの程度に応じ浴室、便所、台所、階段などの整備改善を図るときに補助基準額70万円を上限に補助。（原則1割負担）	
障害者余暇活動支援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
自動車税の減免	手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税が免除される。	

4. 専門職の設置

<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 1 名 ・作業療法士 1 名（兼務） 	<p><主な業務></p> <p>在宅での機能訓練 飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、 障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 障がい者・高齢者施設での機能訓練</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者 1 名 	<p><主な業務></p> <p>庁舎窓口での手話通訳 庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 手話通訳者のコーディネート 要約筆記奉仕員への依頼・通知 聴覚障がい者の緊急時対応</p>

5. 障害者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月 1 日「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 平成 26 年度 障がい者虐待の状況

養護者による虐待	虐待の種類*)
相談・通報・届出件数 1 件	身体的虐待 1 件
事実確認調査件数 1 件	性的虐待 0 件
虐待と判断 1 件	心理的虐待 1 件
虐待ではない 0 件	放棄・放任 0 件
未確認 0 件	経済的虐待 0 件

*) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者の虐待	虐待の種類*)
相談・通報・届出件数 4 件	身体的虐待 2 件
事実確認調査件数 4 件	性的虐待 0 件
虐待と判断 障がい者支援施設 2 件	心理的虐待 2 件
虐待と判断 障がい福祉サービス事業所 0 件	放棄・放任 0 件
虐待ではない 2 件	経済的虐待 0 件
未確認 0 件	

*) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

使用者による虐待
相談・通報・届出件数 0 件

6. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

・飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

平成 25 年度 目標額 2,500 千円 実績額 1,270 千円

平成 26 年度 目標額 2,500 千円 実績額 2,105 千円

平成 27 年度 目標額 3,800 千円

7. 障がい者の統計

(1) 身体障がい者

① 障害別等級別障害者数

(H27.3.31 現在)

障がい別等級別		1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	率 (%)	
視覚障がい		56	68	24	19	36	39	242	105	137	4.13	
聴覚障がい		-	104	123	78	-	510	815	365	450	13.92	
ろ う あ		-	2	-	-	-	-	2	1	1	0.03	
平衡機能障がい		-	-	2	-	1	-	3	1	2	0.05	
音声・言語機能障がい		-	-	24	12	-	-	36	26	10	0.61	
そしゃく機能障がい		-	-	-	5	-	-	5	1	4	0.09	
肢体 不自由	上肢	切 断	1	2	23	25	10	8	69	49	20	1.18
		機能障がい	24	243	147	158	83	63	718	384	334	12.26
	下肢	切 断	1	-	18	27	-	3	49	31	18	0.84
		機能障がい	46	107	643	972	219	77	2,064	634	1,430	35.25
体幹機能障がい		133	224	152	-	82	-	591	293	298	10.09	
心臓機能障がい		507	-	87	58	-	-	652	332	320	11.14	
腎臓機能障がい		270	-	21	1	-	-	292	186	106	4.99	
呼吸器機能障がい		22	-	92	16	-	-	130	92	38	2.22	
ぼうこう・直腸小腸機能障がい		1	-	14	158	-	-	173	102	71	2.95	
小腸機能障がい		-	-	1	1	-	-	2	1	1	0.03	
肝臓機能障がい		6	-	-	-	-	-	6	4	2	0.11	
免疫機能障がい		1	-	4	1	-	-	6	6	-	0.11	
計		1,068	750	1,375	1,531	431	700	5,855	2,613	3,242	100.00	
率 (%)		18.24	12.81	23.48	26.15	7.36	11.96	100.0	44.63	55.37	100.00	

② 年齢別身体障がい者数

(H27. 3. 31 現在)

等級別	合 計									備 考
	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	
0 歳～ 5 歳	6	3	10	2	0	0	21	7	14	19 歳未満 83 人 1.4%
6 歳～14 歳	15	7	8	2	0	4	36	18	18	
15 歳～17 歳	8	5	3	0	0	2	18	11	7	
18 歳～19 歳	1	4	1	1	0	1	8	4	4	
20 歳～39 歳	44	33	30	25	7	11	150	84	66	20～59 歳 650 人 11.1%
40 歳～49 歳	44	34	35	33	14	16	176	99	77	
50 歳～59 歳	82	50	65	75	33	19	324	181	143	
60 歳～64 歳	64	47	49	112	48	25	345	179	166	60 歳以上 5,122 人 87.5%
65 歳～74 歳	232	155	248	334	100	99	1,168	603	565	
75 歳以上	572	412	926	947	229	523	3,609	1,427	2,182	
合 計	1,068	750	1,375	1,531	431	700	5,855	2,613	3,242	

(2) 知的障がい者

知的障がい者療育手帳所持者数

(H27. 3. 31 現在)

区分	年齢	18 歳未満			18 歳以上			合 計		
		男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1		33 (7)	25 (9)	58 (16)	120 (22)	76 (17)	196 (39)	153 (29)	101 (26)	254 (55)
A 2		-	1	1	3	8	11	3	9	12
B 1		19	22	41	94	67	161	113	89	202
B 2		72	33	105	131	78	209	203	111	314
計		124	81	205	348	229	577	472	310	782

* () の中には、重症心身障がい児 (者) を再掲

(3) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(H27. 3. 31 現在)

	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	合 計 (人)
男	213	72	30	315
女	168	83	22	273
計	381	155	52	588

8. 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

サービス名	延べ利用人員 (人)	H27. 3. 31 現在 (人)
居宅介護	746	69
同行援護	110	11
行動援護	190	20
ショートステイ	274	27
療養介護	108	9
生活介護	3,098	287
施設入所支援	1,744	151
自立訓練	319	29
グループホーム	1,657	140
就労移行支援	497	39
就労継続支援	2,628	233
計画相談	791	517
地域移行支援	8	0
地域定着支援	12	1
計	12,182	1,533

(2) 地域活動支援センター

事業名	延べ利用人員 (人)	H27. 3. 31 現在 (人)
地域活動支援センターⅠ型	392	36
地域活動支援センターⅢ型	817	72
計	1,209	108

(3) 地域生活支援事業

サービス名	延べ利用人員 (人)	H27. 3. 31 現在 (人)
移動支援	885	73
訪問入浴	83	6
日中一時支援	513	38
計	1,481	117

(4) 居宅生活支援事業

サービス名	延べ利用人員 (人)	H27. 3. 31 現在 (人)
タイムケア	1,247	228
訪問理美容	5	2
布団乾燥	22	4
計	1,274	234

(5) 障がい児通所支援事業

サービス名	延べ利用人員(人)	H27.3.31現在(人)
児童発達支援	472	39
放課後等デイサービス	2,008	166
障がい児相談支援	280	125
計	2,760	330

2-4 生活保護関係

【生活保護の動向】

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和26年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成4年頃から保護率は3%前後で横這いとなった後、平成9年度からは再び減少に転じ、平成12年度には2.5%にまで減少した。その後、平成13年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後3.3%から3.5%で推移してきた。しかし、平成20年秋の世界同時不況後は上昇を続け、21年8月には3.81%と、近年にない高い保護率となった。その後、保護率は低下することなく緩やかに上昇し、平成27年3月末現在の被保護世帯は383世帯、被保護人員が460人、保護率は4.41%で、増加傾向にある。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が46.1%、母子世帯が2.7%、障がい者世帯が20.1%、傷病者世帯が21.2%、その他世帯が9.9%となっている。高齢者世帯、母子世帯の増加が見られる。引き続きハローワークとの連携による就労支援が必要と考えている。

平成26年度における生活相談件数は、実人数390件、延べ543件となっており、前年度に比べ減少している。しかし、その中で生活保護の申請に至った割合は前年度より高くなっており、相談がそのまま生活保護申請に至るケースが見受けられる。

1. 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

区分		年度	S40年度 (1965)	S50年度 (1975)	S60年度 (1985)	H7年度 (1995)	H12年度 (2000)	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H26年度 (2014)
被保護世帯	実数		396	339	312	235	218	279	338	383
	指数		100	86	79	59	55	70	85	97
被保護人員	実数		836	544	477	301	269	338	388	460
	指数		100	65	57	36	32	41	46	55
保護率(%)	実数		10.5	6.8	5.9	2.9	2.5	3.2	3.7	4.4
	指数		100	65	56	28	24	30	35	42
保 護 費	生活扶助	支出額	26,082	76,133	124,349	121,480	183,232	161,205	183,232	203,266
		構成比	29.9	26.4	25.1	24.3	25.1	27.5	25.1	30.6
	住宅扶助	支出額	2,006	4,549	14,945	25,450	55,051	43,439	55,051	73,841
		構成比	2.3	1.6	3.0	5.1	7.5	7.4	7.5	11.1
	教育扶助	支出額	2,743	2,797	4,892	2,438	881	660	881	2,648
		構成比	3.1	1.0	1.0	0.5	0.1	0.1	0.1	0.4
	医療扶助	支出額	51,952	171,327	308,366	291,136	378,094	278,842	378,094	273,910
		構成比	59.5	59.5	62.3	58.3	51.7	47.7	51.7	41.2
	介護扶助	支出額	-	-	-	-	19,064	17,005	19,064	8,216
		構成比	-	-	-	-	2.6	2.9	2.6	1.2
	出産扶助	支出額	-	35	-	-	-	-	-	-
		構成比	-	0.0	-	-	-	-	-	-

保	生業扶助	支出額	334	66	60	-	113	-	113	578
		構成比	0.4	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	0.1
護	葬祭扶助	支出額	119	450	700	318	-	144	571	553
		構成比	0.1	0.2	0.1	0.1	-	0.0	0.1	0.1
費	小計	支出額	83,236	255,357	453,312	440,822	393,457	501,295	637,006	563,012
		構成比	95.3	88.7	91.6	88.3	86.5	85.6	87.1	84.7
保護施設事務費 及び委託事務費		支出額	4,091	32,647	41,833	58,364	61,313	84,168	94,017	101,453
		構成比	4.7	11.3	8.4	11.7	13.5	14.4	12.9	15.3
合計		支出額	87,327	288,004	495,145	499,186	454,770	585,463	731,023	664,465
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 飯田市保護率の状況（平成27年3月31日現在）

地区	区分	世帯数(A) (H27.3.31)	人口(B) (H27.3.31)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%) (D) / (B) × 1,000
				停止中を含む(C)	停止中を含む(D)	
橋北		1,528	3,228	20	22	6.82
橋南		1,276	2,871	38	42	14.63
羽場		1,978	5,044	56	61	12.09
丸山		1,494	3,600	21	22	6.11
東野		1,342	3,105	17	18	5.80
小計		7,618	18,376	152	160	9.24
座光寺		1,576	4,545	10	14	3.08
松尾		4,859	12,973	49	64	4.93
下久堅		1,001	3,102	6	6	1.93
上久堅		519	1,399	2	2	1.43
千代		605	1,781	2	2	1.12
龍江		1,005	2,957	3	3	1.01
竜丘		2,481	6,914	6	6	0.87
川路		736	1,968	5	6	3.05
三穂		454	1,499	-	-	-
山本		1,687	4,978	18	23	4.62
伊賀良		5,253	14,613	38	62	4.24
鼎		5,151	13,467	33	39	2.90
上郷		5,436	14,177	44	49	3.46
上村		209	462	3	6	12.99
南信濃		768	1,601	12	13	8.12
新市小計		31,740	86,436	231	295	3.41
上郷・上村・南信濃 を除く全市		32,945	88,044	324	392	4.45
全市合計		39,358	104,284	383	460	4.41

3. 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

（標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女）

単位：円

年度 扶助別	S40年 (1965)	S50年 (1975)	S60年 (1985)	H7年 (1995)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H26年 (2014)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	171,960	175,805
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	31,800	31,800
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	4,710	5,540
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	208,470	213,145
1人当り平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	52,117	53,286
指数	100	394	811	1,181	1,242	1,259	1,287

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4. 被保護世帯分類（厚生省報告例による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H12年7月 (2000)		H17年7月 (2005)		H22年7月 (2010)		H26年7月 (2014)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	97	43.7	127	48.1	148	43.5	168	46.1
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	6	2.7	5	1.9	6	1.8	10	2.7
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163	51.1	58	19.0	82	36.9	55	20.8	63	18.5	73	20.1
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	30	13.5	52	19.7	80	23.5	77	21.2
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	7	3.2	25	9.5	43	12.7	36	9.9
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100	222	100.0	264	100.0	340	100.0	364	100.0

5. 平成26年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月平均
申請	8	9	10	10	8	9	3	9	5	10	8	13	102	8.5
却下	1	-	-	-	1	2	-	1	1	1	1	1	9	0.8
開始	10	10	7	7	7	7	3	10	2	5	11	6	85	7.1
廃止	5	4	5	1	4	3	6	3	6	5	5	9	56	4.7

6. 保護の原因別開始・廃止件数

ア 保護開始

年度	保護原因								合計
	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・不在	老齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	
H2(1990)	18	2	-	-	7	-	-	6	33
H12(2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31
H17(2005)	24	1	-	4	3	5	11	4	52
H22(2010)	17	-	-	2	2	24	20	13	78
H26(2014)	25	-	3	7	25	6	7	12	85

イ 保護廃止

年度	理由										合計
	世帯主の疾病治癒	世帯員の疾病治癒	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等其他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	
H2(1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12(2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H17(2005)	-	-	13	2	-	-	8	-	-	4	27
H22(2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74
H26(2014)	-	-	13	10	1	5	6	-	2	19	56

7. 行旅病人・浮浪者等の援護状況

項目	年度	S40年 (1965)	S50年 (1975)	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H26年 (2014)
	来所者数		28	21	28	26	29	67	33	12
電車賃等支給件数		26	21	28	24	28	54	27	12	2
食費代支給件数		12	18	17	17	19	27	6	-	-
宿泊代支給件数		4	-	-	1	1	2	-	-	-
行旅死亡人		-	-	-	-	-	-	-	-	-

2-5 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいのお持ちの方や精神上の理由または、家庭の事情で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

所名	今宮 福祉企業セ ンター	上久堅 福祉企業セ ンター	鼎 福祉企業セ ンター	上郷 福祉企業セ ンター	上村 福祉企業セ ンター	南信濃 福祉企業セ ンター
開設年月日	S37.4.1	S36.6.1	S29.12.1	S37.8.1	S38.10.12	S38.10.20
分場	—	—	—	—	3箇所 (程野、中郷)	1箇所 (木沢)
定員	30名	20名	30名	30名	15名	30名
利用者数	29名	14名	29名	28名	12名	16名
(内訳)						
身体障がい者	3名	1名	1名	3名	2名	3名
知的障がい者	9名	1名	10名	7名	1名	0名
精神障がい者	3名	0名	1名	4名	0名	1名
高齢者	9名	11名	5名	7名	4名	10名
その他	5名	1名	9名	7名	5名	2名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 茶箱折 瓶蓋シール 圧着 水引工芸品 組立	水引 金封 木工 菓子詰 電気 食品ポリ袋 シール貼り	抵抗器サシ 作業 換気扇部品 組立 自動車部品 組立 菓子・漬物箱 詰・箱折 贈答用品箱 詰・包装	菓子箱詰・袋 詰 自動車用ハ ーネス組立 水引 金封 贈答用品箱 詰・包装 瓦屋根軒先 部品組立	自動車ハー ネス組立 縫製 工芸品	自動車ハー ネス 菓子箱詰・箱 折 工芸品 凍み豆腐縛 り 圧力計プレ ス
販売高(円)	9,015,290	2,914,277	10,175,412	8,822,229	3,315,919	5,717,331
工賃(円)	8,947,605	2,836,970	9,523,523	8,618,260	3,126,540	5,026,065
利用料(円)	—	193,609	29,633	489,541	139,259	365,107

※利用者数：平成26年度末現在の利用者数

※販売高：平成26年度受託事業収入

※工賃：平成26年度支払工賃総額

※利用料：平成26年度一般利用者利用料(10%)

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1. 保育所の数及び定員の推移

平成27年4月1日現在の認可保育所は37か所（施設数は39か所）である。入所児童数は未満児、乳児保育の一般化により増加傾向にある。

さらに、就労形態の多様化、産休明けの職場復帰、景気不安による女性の求職・就労の増加により年度途中からの入所児童が増加しており、平成26年度途中入所児童は418人余に及ぶ。

施設数及び定員 (4月1日現在)

年度	公立		私立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
23	20	1,630	21	1,856	41	3,486
24	20	1,725	21	1,884	41	3,609
25	18	1,710	21	1,916	39	3,626
26	18	1,710	21	1,933	39	3,643
27	17	1,560	22	2,591	39	4,151

2. 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(平成27年4月1日現在)

園名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
101 丸山保育園	/	/	/	12	17	15	44	-	-	44	80
102 座光寺保育園	3	11	19	21	27	29	110	2	-	112	150
105 松尾東保育園	/	9	13	36	47	39	144	-	-	144	150
106 下久堅保育園	/	8	11	19	28	24	90	-	-	90	120
107 上久堅保育園	/	/	/	6	8	3	17	-	-	17	45
110 龍江保育園	/	4	11	18	12	21	66	2	1	69	90
111 竜丘保育園	/	/	/	17	31	22	70	-	-	70	110
112 川路保育園	/	/	/	9	10	12	31	-	-	31	45
113 三穂保育園	/	4	6	5	13	14	42	-	-	42	45
114 山本保育園	/	3	5	20	14	14	56	-	-	56	90
115 中村保育園	/	15	8	17	16	23	79	-	2	81	90
116 殿岡保育園	/	9	9	25	31	20	94	-	1	95	110
117 鼎東保育園	/	/	/	9	10	15	34	-	-	34	60
118 鼎みつば保育園	8	16	18	31	32	37	142	1	-	143	150
121 上郷西保育園	/	8	10	31	33	29	111	-	-	111	150
124 上村保育園	-	2	1	-	1	1	5	-	-	5	30
125 和田保育園	-	4	1	5	10	5	25	-	-	25	45
認可小計	11	93	112	281	340	323	1,160	5	4	1,169	1,560
501 鼎幼稚園	/	/	/	11	9	10	30	-	2	32	120
小計	/	/	/	11	9	10	30	-	2	32	120
公立計	11	93	112	292	349	333	1,190	5	6	1,201	1,680

園名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
206 福与保育園	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	
223 大下条保育園	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	
251 喬木中央保育園	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	
253 喬木北保育園	-	1	2	-	-	-	3	-	-	3	
管外公立委託計	-	1	3	1	1	-	6	-	-	6	
301 飯田仏教保育園	7	25	35	41	52	27	187	9	-	196	220
302 飯田中央保育園	4	22	19	25	22	34	126	9	2	137	150
303 飯田子供の園保育園	-	4	9	14	13	10	50	-	-	50	60
304 時又保育園	5	11	24	34	28	43	145	-	-	145	150
305 風越保育園	4	13	15	34	27	34	127	4	-	131	140
306 伊賀良保育園	3	16	22	32	36	42	151	-	-	151	150
307 育良保育園	-	22	19	34	33	41	149	-	-	149	140
308 慈光保育園	3	6	8	9			26	-	-	26	45
309 さくら保育園	1	5	15	15	14	15	65	-	-	65	60
331 さくら保育園久米分園		3	3	2	3	5	16	-	-	16	20
310 羽場保育園	-	12	12	15	12	15	66	-	-	66	70
311 明星保育園	3	18	19	26	29	28	123	1	-	124	120
312 高松保育園	1	9	11	21	26	22	90	-	-	90	90
313 あすなろ保育園	7	11	11	7			36	-	-	36	30
314 千代保育園		5	10	7	4	6	32	-	-	32	45
332 千代保育園千栄分園				5	3	5	13	-	-	13	15
315 慈光松尾保育園	10	24	36	59	60	61	250	-	-	250	250
316 上郷なかよし保育園	4	9	13	24	28	33	111	3	-	114	150
私立保育園計	52	215	281	404	390	421	1,763	26	2	1,791	1,905
901 慈光幼稚園	-	7	11	47	37	55	157	6	-	157	220
902 飯田ルーテル幼稚園				14	12	16	42	4	-	42	66
903 聖クララ幼稚園		5	12	24	36	27	104	2	-	104	110
904 入舟幼稚園・入舟保育園		4	13	32	27	34	110	6	-	110	110
905 勅使河原学園	2	6	19	30	31	27	115	13	-	115	145
私立認定こども園計	2	22	55	147	143	159	528	31	-	559	651
飯田市内私立計	54	237	336	551	533	580	2,291	57	2	2,350	2,556
管外私立委託計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	65	330	452	844	885	911	3,487	62	8	3,557	4,271
認可公立	11	94	115	282	341	323	1,166	5	4	1,175	1,560
認可私立	54	237	336	551	533	580	2,291	57	2	2,350	2,556
認可計	65	331	451	833	874	903	3,457	62	6	3,525	4,116

3. 私立幼稚園就園奨励費補助金交付状況

今事業は、所得状況に応じ、私立幼稚園に在籍する児童の保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。平成 26 年度交付状況は以下の通り。

所得階層区分	人数	交付金額
市民税非課税世帯	41	8,430,500
市民税所得割非課税世帯	16	3,347,900
所得割課税額 77,100 円以下	63	9,522,000
所得割課税額 211,200 円以下	276	32,315,320
市単独補助（同時入所第 2 子以降）	8	178,900
合 計	404	53,794,620

3-2 児童手当関係

1. 児童手当の目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とする。

2. 支給対象

中学校（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童）を卒業するまでの児童を養育している方。（平成24年6月以降 所得制限あり）

3. 支給額（月額）

- 3歳未満 15,000円
- 3歳から小学生の第1子、第2子 10,000円（第3子以降 15,000円）
- 中学生 10,000円
- 所得制限を超過している方 児童1人につき 5,000円

4. 支給時期 毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給

5. 児童手当の支給状況

平成27年6月支給実績	
平成27年2月～5月	
支給件数	支給額（円）
7,479	587,195,000

3-3 ひとり親関係

1. 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（平成27年4月から）

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	42,000円	5,000円	3,000円
一部支給の場合	所得額に応じ 41,990円 ～9,910円		

※ 一部支給は所得に応じて月額41,990円から9,910円まで10円きざみの額。

(計算式) 手当額 = 41,990 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0185434

10円未満四捨五入

(2) 支給方法 年3回(8月・12月・4月)支給

(3) 認定状況 (毎年5月末現在の認定者数)

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
798人	838人	928人	961人	966人	986人	997人

2. 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格(看護師、介護福祉士等)を取得するために長期間養成機関に通うための間の生活の不安や負担を軽減するため修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

*平成25年度から父子家庭の父も対象となる。ただし、H25.4以降に入学したものが対象

(2) 給付金支給者 0名(平成27年5月末現在)

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

・市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円

3. 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

4. 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
344人	290人	250人	230人	200人	170人	130人

(2) 実施事業(県母寡連・市・母子会・社協補助事業)(平成27年度)

① 親と子のいきいき講座事業 : 東北サファリパーク移動動物園(平成27年10月実施)

② 親と子の集い事業 : 東京ディズニーランド見学 参加者84名(平成27年5月実施)

5. 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励	飯田市	30,000円
交通災害遺児等見舞金	県社協	35,000円
交通災害遺児等就職激励金	県社協	50,000円

6. 母子生活支援施設(平成27年4月1日現在)

飯田市北方寮の現状

① 所在地 飯田市北方

② 定員 18世帯(暫定9世帯)

③ 入所人員 1世帯(大人1人 児童1人 計2人)

3-4 地域子育て支援関係

1. 家庭児童相談

子育て支援係が家庭児童相談室を兼ねる。多様な職能スタッフ6名（保健師1、作業療法士1、保育士1、臨床心理士2、教員OB1）によって、総合的専門的な相談に応じる。

電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）を実施する。

- （別資料）相談受付経路別件数
- 相談種類別件数
- 要保護児童受付件数
- 被虐待者の年齢・相談種別
- 虐待相談の主な虐待者

相談受付経路別件数

相談経路	都道府県			市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	警察等	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	本児童	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他																
H26相談件数	39	1	1	42	129	2	286	19	0	8	0	86	19	21	3	0	13	78	18	0	3	768
虐待相談の再掲	24	0	0	3	15	1	25	0	0	3	0	3	6	10	0	0	8	8	17	0	0	123

年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	5	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	67
1歳	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	49	0	68
2歳	14	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	24	0	75
3歳	16	13	0	0	0	1	0	0	0	0	0	66	0	0	23	0	119
4歳	7	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	69	0	0	1	0	88
5歳	14	6	0	0	0	2	0	0	0	0	0	100	0	0	2	1	125
6歳	11	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	3	2	1	37
7歳	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
8歳	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
9歳	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	20
10歳	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	14
11歳	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	16
12歳	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	16
13歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	12
14歳	5	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	16
15歳	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	12
16歳	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
17歳	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
18歳以上	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
計	123	238	0	0	0	3	0	1	0	2	0	285	2	3	103	8	768

要保護児童の年齢別新規件数

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H22	30	23	14	14	10	16	12	40	6	6	171
受付	17.5%	13.5%	8.2%	8.2%	5.8%	9.4%	7.0%	23.4%	3.5%	3.5%	100.0%
H23	44	13	9	14	7	7	8	50	13	11	176
受付	25.0%	7.4%	5.1%	8.0%	4.0%	4.0%	4.5%	28.4%	7.4%	6.3%	100.0%
H24	48	16	17	10	11	11	12	60	29	33	247
受付	19.4%	6.5%	6.9%	4.0%	4.5%	4.5%	4.9%	24.3%	11.7%	13.4%	100.0%
H25	13	15	10	12	13	13	7	35	14	52	184
受付	7.1%	8.2%	5.4%	6.5%	7.1%	7.1%	3.8%	19.0%	7.6%	28.3%	100.0%
H26	7	16	17	19	17	10	20	47	20	48	221
受付	3.2%	7.2%	7.7%	8.6%	7.7%	4.5%	9.0%	21.3%	9.0%	21.7%	100.0%

被虐待者の年齢・相談件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	5	-	14	9	28
4～6歳	6	-	22	20	48
小学生	7	-	16	10	33
中学生	4	1	1	4	10
高校生・その他	1	1	2	-	4
計	23	2	55	43	123

虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	21	8	91	-	3	123

2. 保育所・幼稚園巡回訪問相談

巡回訪問スタッフ（保育士2、臨床心理士3、家庭児童相談員1、作業療法士1、福祉課理学療法士1）の巡回訪問によって、発達につまずきのある児や支援を必要とする児の早期発見・早期支援を行う。保育所・幼稚園、その他の機関や親子に対して技術的援助を行う。

市内全保育所・幼稚園で個別の指導計画作成により保育士の資質向上を図り、また乳幼児健診→保育所・幼稚園→小学校の連携を促進し一貫した発達支援を行う。

＜巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数＞ (人)

	年長	年中	年少	未満	全体
要支援児童相談件数	91	103	84	33	311
個別指導計画作成実施児童数	35	27	25	3	90

3. 入園前発達支援学級

次年度保育所・幼稚園に入る、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象に、今後体験する集団活動の中で必要となる日常生活のスキルを、学級活動を通して経験する。

ばなな・りんごクラブ 実施回数 80回 延べ利用人数 750人

4. 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会（H17.10.14設置）。次に掲げる要保護児童や要支援児童、特定妊婦を発見したときは、速やかに調整機関へ情報を集中する。調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど情報の共有化を図るとともに、それぞれの機関が行う支援の内容を決定し実行する。

- (1) 虐待されている児童
- (2) 虐待が疑われる児童
- (3) 放置すると虐待に至るリスクの高い児童
- (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- (5) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- (6) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- ・飯田医師会 ・飯田下伊那歯科医師会 ・長野県看護協会飯田支部助産師職能
- ・飯田市主任児童委員会 ・飯田保健所 ・飯田児童相談所 ・飯田警察署
- ・市内保育所 ・市内幼稚園 ・市内の小学校及び中学校
- ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ ・こども発達センターひまわり
- ・地域子育て支援センター ・つどいの広場 ・飯田広域消防本部
- ・市内の児童養護施設、乳児院 ・長野県飯田養護学校
- ・非営利特定活動法人飯伊圏域障害者総合支援センター ・放課後等デイサービス事業所
- ・飯田市ファミリーサポートセンター ・飯田市教育委員会
- ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課）
- （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課

5. 養育支援訪問

養育支援を要する家庭に対し、定期的継続的に家庭訪問を行い、もって児童虐待の発生を防止する。育児支援に関する技術的援助は、家庭児童相談スタッフ6名が実施する。この訪問のほか育児家事援助は、保育士OBや子育てOB、通年研修によって養育支援訪問登録員を養成し、必要な家庭に派遣して育児・家事援助を行う。

- ・ 養育支援訪問登録員養成講座受講者：H25年度14人

養育支援訪問件数

年度	育児家事援助		育児支援に関する技術的援助		合計	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数	家庭数	延件数
H22年度	26	605	395	1,310	421	1,915

H23 年度	23	455	400	1,219	423	1,674
H24 年度	17	346	518	1,159	535	1,505
H25 年度	15	258	645	1,465	660	1,723
H26 年度	16	362	645	1,478	661	1,840

6. 地域子育て支援拠点

乳幼児親子が利用する子育て交流スペース。特定のデイリープログラムを持たず、自由に入出りできる。

平成 17 年度： 民営型 1 か所、公営型 2 か所 計 3 か所設置

平成 18 年度： 既存 3 か所の開設時間の拡大

新たに民営型 2 か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成 19 年度： 新たに民営型 1 か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成 20 年度： 新たに民営型 2 か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成 21 年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成 22 年度： 新たに民営型 1 か所増設（わいわいひろば）公営型 1 か所廃止

平成 23 年度： 機能拡充型として隔週 1 日開所の出張ひろば 1 ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成 24 年度： 民営型 1 か所廃止（カンガルークラブ）

平成 25 年度： 民営型 1 ヶ所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成 26 年度： 民営型 2 ヶ所増設（ゆるり飯沼、KanKan リトルジャイアント）

平成 26 年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1 日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	239	3,514	4,343	7,857	32.9
わいわいひろば	月～金	9:30～15:00	230	6,792	7,560	14,352	62.4
おしゃべりサラダ	月～木	10:00～15:00	196	1,827	2,167	3,994	20.4
アイキッズスクエアいくら	水～土	9:30～14:30	155	2,278	2,649	4,927	31.8
ひだまりサロン	月～水	10:00～15:00	152	1,329	1,570	2,899	19.1
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	151	606	693	1,299	8.6
なかよし広場ぞうさん	火～金	9:30～14:30	183	1,223	1,422	2,645	14.5
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	45	369	435	804	17.9
親子であそぼ♪森っこ	火～木	10:00～15:00	156	2,168	2,354	4,522	29.0
ゆるり飯沼 (H26.10 月開設)	火～土	10:00～15:00	106	509	560	1,069	10.1
KanKan リトルジャイアント (H26.11 月開設)	火～木	10:00～15:00	64	383	461	844	13.2
計			1,677	20,998	24,214	45,212	27.0

3-5 こども発達センターひまわりの現況 (H27.3.31)

1. 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子ども一人一人に合わせた発達支援を実施するとともに、保護者の相談に乗り家庭と協力して心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

- ① 児童数 定員 36 名
登録児童数 45 名 (途中入退所含む)

② 療育日数 及び 利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	19	22	22	23	19	21	23	19	20	20	21	23	252
延べ利用数	638	736	729	796	609	704	792	635	659	648	620	596	8,162

③ 出身地別

飯田市	松川町	高森町	豊丘村	泰阜村	合計
30	3	9	2	1	45

④年齢

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	-	3	13	18	10	1	45
男	-	1	10	12	8	1	32
女	-	2	3	6	2	-	13

⑤園児の転園・卒園状況 (19名)

保育園・幼稚園	15	小学校	-
児童発達支援センター	1	特別支援学校	3

⑥他機関からの受け入れ

- (ア) 実習生・職場体験受け入れ 延べ 216 名
(イ) ボランティア受け入れ 年間 27 回
(ウ) 他機関からの見学及び視察 年間 105 名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	66 件	継続支援計画作成	112 件
--------	------	----------	-------

2. 療育相談事業のあらまし

長野県から「障害児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14市町村）を対象に、在宅の障がい児（者）の外来・訪問による相談・訓練・療育グループ活動等を、関係機関との連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

① 在宅児のグループ

らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計4グループ

実施回数 90回 延べ利用人数 684名

④ 地域グループへの支援

	飯田市
回数	9
延べ人数	51

⑤ 療育相談、発達検査（外来相談）

利用者数 688名 延べ 3,420名

⑥ 保育園、幼稚園、学校、施設等訪問 100回

3. 重度心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。

① 児童数 定員 一日5人程度
登録児童数 10名（途中入退所含む）

② 療育日数 及び 利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	19	22	22	23	19	21	23	19	20	20	21	23	252
延べ利用数	58	75	81	68	37	66	77	46	54	44	68	60	734

③ 出身地別

飯田市	高森町	松川町	豊丘村	阿智村	合計
5	2	1	1	1	10

④ 年齢

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	-	2	1	2	3	2	10
男	-	1	1	2	1	1	6
女	-	1	-	-	2	1	4

3-6 平成26年度新すくすくプランの進捗状況

1. 子育て・子育てを応援する制度の充実

平成27年3月31日現在

事業名	事業内容	現状(H20年度)	目標値	平成26年度		担当課等
				実施状況	進捗率 良否	
子育て相談・支援体制整備事業	子育て相談・情報・支援の一体的な提供、切れ目ない支援を進めるため、市役所の組織見直しに努めます。福祉、保健、医療、学校教育、生涯学習、公民館、労働・農林商工業、男女共同参画、危機管理・交通安全・建設などの各分野が、市民と協働して取り組む子育て・子育て支援をさらに進めます。		○全庁的な子育て支援体制の見直し ○関係機関との協働体制の整備	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、児童虐待の早期発見・早期支援のために庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。また、構成機関を1機関拡大した。 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○平成27年度に開設する飯田市子ども家庭応援センターについて、市民意見や庁内関係部署の意見を聴きつつ、開設準備を行った。	100% ○	健康福祉部 教育委員会 産業経済部 総合政策部 総務部 市立病院 建設部 市民協働環境部 などの課等
		○幼稚園と保育所の行政窓口の一本化 ○学校と児童館・児童センター・児童クラブの行政窓口の一本化	継続実施	○継続実施	— ○	学校教育課 子育て支援課
	また、家庭の相談、支援を切れ目なく一元的に行うため「子ども家庭応援センター(仮称)」の設置を検討します。	○家庭児童相談室設置(保健師、保育士、教員○B、心理士) ○発達支援巡回指導機能の充実(発達支援保育士の配置)	○子ども家庭応援センターの設置検討1か所 ○育児支援(相談・支援者)情報システム構築	○平成27年度に開設する飯田市子ども家庭応援センターについて、市民意見や庁内関係部署の意見を聴きつつ、開設準備を行った。 ○育児支援情報システム維持継続	100% ○	子育て支援課
	さらに市民参加の子育て・子育て活動を地域に広げるため、次世代育成支援対策協議会にワーキンググループを作り、計画の実現に向けた事業を、市民・行政が協働して取り組みます。		○次世代育成支援ワーキンググループの設置	○「みんなで子育て応援サポーター会議」活動継続	100% ○	子育て支援課
	また、日本語の理解が不十分な外国籍保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。	○母国語の話せる外国人相談窓口職員が、必要に応じて通訳・翻訳を実施。保育園、学校などの関係施設へ通訳者の派遣	○外国籍・障がいなど個別支援が必要な家庭に対する支援の検討	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口(子育て関係件数) ポルトガル語 38件 中国語 64件 タガログ語 13件	— ○	学校教育課 男女共同参画課

結婚相談事業	結婚を希望する方が温かな家庭を築けるよう支援体制を強化します。	○社会福祉協議会での結婚相談	○体制の強化	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録 241 名、イベント 29 回開催 延べ 599 名参加(地区開催及び親向け講演会を含む) カップル成立 70 組、結婚成立 23 名	100% ○	福祉課
子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童支援のため、要保護児童対策地域協議会に参画する、保健・福祉・医療・教育・警察など地域の子育て支援関係機関が協働して支援に取り組みます。	○児童虐待防止ネットワーク新規受付児 113 件	継続実施	○児童虐待防止ネットワーク新規受付児 168 件	— ○	子育て支援課
幼保小中連携事業	集団生活になじめない子どもや不登校児童対策として、幼保小中が連携して早い段階から子どもの状況把握や予防体制などに取り組みます。	○学区を中心にした連絡会の開催、情報交換	継続実施	○幼保小連携推進委員会…全体会 2 回開催事例研究会・授業参観等実施	— ○	学校教育課子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	協力会員の拡大、市民の認知を広げるなど充実を図り、市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」を高めます。ファミリーサポートセンターの利用料金については、利用しやすい単価の設定や利用料金の負担軽減策を検討し、利便性を高めます。また、子育てアドバイザーの養成を行い、協力会員の資質向上に努めます。	○ファミリーサポートセンター会員数 1,272 人 ○ファミリーサポートセンター活動件数 7,166 件	○負担軽減策の検討 ・低所得世帯に対する利用料金の助成 ・3 才までの児童がいる家庭へのおためし利用料金の助成	○ファミリーサポートセンター会員数 618 人活動件数 1,258 件(高齢者・障害者生活支援分を除く) ○負担軽減策については、継続的に検討している。	0% ×	子育て支援課
		○子育てアドバイザー養成 44 名	○子育て支援アドバイザー養成 10 人/年	○子育て支援アドバイザー養成 12 人/年	120% ○	
養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援します。これにより、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組みます。	○訪問家庭数 204 件 延べ 1,134 件 ○家庭児童相談件数 638 件	継続実施	○訪問家庭数 645 件 延べ 1,840 件 ○家庭児童相談件数 768 件	— ○	子育て支援課
一時預かり事業	保護者が保育所等による一時預かり事業を積極的に利用していただけるよう、乳幼児健診・広報活動等で周知を行います。これにより、保護者の育児の行き詰まりを解消し、新たな気持ちで家庭での育児ができるよう支援します。また、保育所が行事日程などにより一時預りできない日でも、他の保育所等へ行けば一時預かりが受けられるようにします。	○受入施設数 35 か所	継続実施	○受入施設数 33 か所(保育所統廃合による減 △2 か所)	— ○	子育て支援課
幼稚園・保育所の保護者負担軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、保育所保育料の軽減を継続して行います。また、国の就園奨励費補助事業を活用し、幼稚園保育料の軽減を行います。更に、誰でも同時入所第 2 子が半額となるよう加算補助金を交付します。	○保育料軽減率 約 30%	継続実施	○保育料軽減率 34.26%(保育料基準額の引き下げと多子軽減の拡充)	— ○	子育て支援課
		○幼稚園保育料保育所保育料とほぼ同額になるよう補助		○保育所保育料とほぼ同額になるよう補助を継続	— ○	
子ども手当(児童手当)支給事業	少子化対策として子育て世代の負担軽減として子ども手当(児童手当)を支給します。	○児童手当の支給	○子ども手当の支給	○児童手当支給延べ数: 162,808 人 児童手当支給金額: 1,820,525 千円	100% ○	子育て支援課

就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・学校給食費等の一部を援助します。	○対象者数 823人/年	継続実施	○対象者数 832人/年	— ○	学校教育課
奨学金貸与事業	経済的理由により進学が困難な若者に奨学金を貸与して、教育の機会均等を確保します。また、当地域へのUターンを促進するため、償還期間となった者が飯田市に就職等により居住した場合には、償還金の一部を免除します。	○新規貸与決定者(H21)合計 大学等 49人、高校 2人 ・飯田市 大学等 24人、高校 1人 ・龍峡育英会 大学等 10人、高校 1人 ・長志育英会 大学等 11人、高校 0人 ・松村育英会 大学等 4人、高校 0人	○貸与 50人/年 免除 30人/年	○新規貸与決定者(H26)合計 大学等 54人 高校 2人 ・飯田市 大学等 25人 高校 2人 ・龍峡育英会 大学等 14人 ・長志育英会 大学等 10人 ・松村育英会 大学等 5人	112% ○	学校教育課
地域子育て支援拠点事業	公共施設の空きスペースなどのほか、市民から提供していただく建物等を有効利用し、子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援します。人の子育てを見聞きし、相互に助け合いながら協働して子育ての中で「社会からの孤独感」を解消し「家庭・地域での育児の喜び」を実感できる環境をつくります。家庭での子育てを密室型から地域子育て型に転換し、子育ての行き詰まりの防止につなげます。落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	○設置数 8か所(橋南、座光寺、松尾、千代、伊賀良、竜丘、丸山、鼎) ○利用者人数 24,439人	○設置数 小学校区に概ね 1か所設置 19か所以上 ・つどいの広場設置 中学校区に概ね 1か所 10か所 ・公共施設などを利用した出張型つどいのひろば設置 9か所以上	○つどいの広場 設置数 10か所(橋南、座光寺、松尾、千代、伊賀良、竜丘、丸山、鼎、上郷、龍江) ○出張型つどいの広場 1か所(山本) ○利用者人数 45,221人	53% ×	子育て支援課
			○休日開所日の増、開所時間の見直し	○ゆるり飯沼(上郷)で土曜日開所の試行を実施している。	50% ×	
乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業	親の子育て学習の場として、乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児をもつ親や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて、地元の子育て家庭同士の交流を深めます。	○実施地区 全 20地区	○内容の充実	○全 20地区で実施	— ○	保健課 公民館
	すべての地区で0歳児の親子の参加促進を図り、「基本的な育児学習」や「地域の子育て支援サービスを知る」と同時に「相談できる専門スタッフが地元にいる安心感」「育児の楽しさ」を実感できる場としていきます。	○開催回数 800回	○参加者の拡大	○0歳児学級:304回 延 2,961組 (乳幼児学級全体:708回 延 8,773組)	— ○	
	保健師、公民館、幼稚園・保育所等が連携をとり、それぞれの地区の実情に合わせた学級内容を展開します。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。	○参加者延人数 22,000人		○乳幼児学級等公民館の講座参加延べ数 20地区 計 17,490人	— ○	

2. 子どもの発達と親子の健康の確保及び増進

事業名	事業内容	現状(H20年度)	目標値	平成 26 年度		担当課等
				実施状況	進捗率 良否	
一貫した発達支援体制整備事業	保健・医療・福祉・教育の専門職が乳幼児期から18歳まで一貫した発達支援を行うため「発達総合支援室(仮称)」及び部局を横断した専門職による「発達総合支援チーム(仮称)」の設置を検討し、医療機関、養護学校、高校、小中学校の特別支援学級等と協働して発達支援が一体的に行えるようにします。	—	○療育センターひまわりを子育て支援課へ所管換え	○こども発達センターひまわり(24.4.1名称改正)の子育て支援課所管継続	100% ○	子育て支援課
			○発達総合支援室(仮称)及び、発達総合支援チーム(仮称)の設置検討	○子どもとその家庭に対する総合的な発達支援に向け、地域健康ケア計画を推進 ○保育所・幼稚園での発達支援プログラム導入を継続実施 ○発達総合支援室・チームの設置については、飯田市こども家庭応援センターの開設によりに対応する案を作成した。	100% ○	子育て支援課 保健課 学校教育課 福祉課 市立病院
			○乳幼児健診、遊びの広場事業を実施	○児童福祉法 ・福祉型児童発達支援利用児童 35人 ・放課後等デイサービス利用児童 154人 ・計画相談利用児童 189人 ・サービス事業所(児童発達支援6事業所、放課後等デイサービス 13事業所、計画相談 14事業所)		保健課
	○児童・家庭支援情報システムの構築		○子ども家庭相談情報システム維持継続	100% ○	子育て支援課	
さらに、支援が必要な児童・家庭の情報は電算システムにより一元化し、乳幼児健診・乳幼児学級・保育所・幼稚園、学校などとの協働による児童・家庭支援が円滑に行えるようにします。						
安心して出産できる体制づくり事業	引き続き産科問題懇談会を中心に安心して出産できる体制づくりに努力していきます。	—	継続実施	○引き続き安心して出産できる体制を整備していきます。 26年度当院での分娩数 1,101件	— ○	市立病院 保健課
新生児～2か月児訪問及び乳幼児健診等事業	生後2か月頃を目安に、全乳児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安の軽減をします。乳幼児の疾病、発達の遅れ・偏りなどの早期発見と健やかな発達のため、各種の乳幼児健診等について、健診スタッフ、内容を充実させ、相談しやすい環境づくりをすることで一層高い受診率を目指します。また、健診の未受診者に対しては、必ず保健師の個別訪問や電話相談などにより、すべての乳幼児の健康管理を行います。さらに、健診日以外でも、普段から地区保健師に気軽に相談できるような信頼関係づくりに努めます。	○生後2か月児全戸訪問実施	○生後2か月児全戸訪問実施 目標実施率 100% ○乳幼児健診の内容充実	○生後2か月児全戸訪問を実施 対象者 862人中 844人訪問実施率 97.9% ○乳幼児健診内容の充実	98% ○	保健課

心身障がい児 就学指導事業	障がいのある児童生徒の将来を見通し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要な支援を行うことなど特別支援教育の質的向上を図ります。	○就学指導委員 17人	○就学相談委員、特別支援教育支援員の増員	○就学相談委員 19人	117% ○	学校教育課				
	①「心身障がい児就学指導委員会」	○就学相談延人数 384人 ○判断数 来入児 85人、 在学児 192人	○早期からの教育支援体制の整備	○就学相談件数 227件 ○判断数 来入児 72人 在学児 155人	— ○					
	②「特別支援教育支援員の配置および研修会」	○小中学校特別支援教育支援員数 20人	○幼保小中高一貫支援体制の確立	○小中学校特別支援教育支援員数 42人	210% ○					
	③「特別支援教育コーディネーター連絡会議」	○コーディネーター 29人 ○会議 2回/年	○関連機関・保護者、地域との連携	○コーディネーター 30人 ○会議 2回/年	— ○					
食育活動推進事業	子ども・親を対象とした料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、地元食材の利用などにより、五感を使って食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○食育推進計画策定 ○食育推進大会 朝食カードの実施 ○ホームページ作成	○H24年度までの目標 ・朝食の欠食率の減少 ・保育所、小中学校における食農体験の推進 公立保育所、小中学校 100%・公共施設における地元農産物利用率の増加 公立保育所・幼稚園 60% 小中学校 40%	○食育推進大会 ○キッズキッチン開催(4園4回) ○ホームページ更新 ○親子料理教室の開催	— ○	保健課				
				○保育園、小中学校への食農体験の推進 丸山・座光寺・松尾・下久堅・竜丘・三穂・上郷小学校、入船・竜丘・時又・明星保育園に対して講師、資材提供等の支援を実施 ○公立保育所・幼稚園食農体験 100%、給食での地元農産物利用率 54.2% ○学校給食での地元農産物利用率 54.9%			— ○	農業課 子育て支援課 学校教育課		
				○わが家の結びタイムの啓発 毎月第3日曜日					— ○	生涯学習・スポーツ課
				○離乳食講座 前期実施回数 10回、参加組数 217組 後期実施回数 9回、参加組数 107組						
○受給対象小学6年生まで	○受給対象中学3年生まで	○受給対象:中学3年生まで 助成額:172,595千円 15歳到達学年までの児童数: 13,856人	100% ○	保健課						
妊婦健診費助成事業	母体の健康確保と胎児期からの子育て支援のため、妊婦健診費を助成します。	○受診券 14枚 超音波検査受診票4枚交付	継続実施	○受診券基本健診 14枚 追加検査5枚 超音波検査4枚交付 利用者数 1,370人	— ○	保健課				
不妊治療費助成事業	不妊治療に掛かる高額な治療費の一部助成を行い、不妊に悩む夫婦を支援します。制度については、市民への周知を図ります。	○助成件数 66件/年	継続実施	○助成件数 93件/年	— ○	保健課				

パパママ教室事業	妊娠届の週数や妊婦健診の受診状況を把握し、親が11週までに母子健康手帳の交付を受けるよう周知をはかるとともに、妊婦健診やパパママ教室の受講を促進します。	○パパママ教室 実施回15回、参加延人数189人(妊婦56人、夫42人)	○パパママ教室、プレママ講座の参加者拡大	○パパママ教室 20回 参加延人数 164人(妊婦107人、夫57人)	87% ×	保健課
	特にパパママ教室は、広報活動により対象者への周知を図るとともに、受講しやすい時間での開催や、魅力ある内容づくりに配慮します。また、夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため、家族の健康教育に取り組みます。	○プレママ講座 実施回数22回 参加延人数120人		○23年度以降は、パパママ教室に統合	— —	
乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業	【再掲】					保健課 公民館
乳幼児ふれあい体験事業	乳幼児健診の際には地元高校生と乳児とのふれあい体験を実施し、母子保健学習や、子どもと関わる喜びなどを体験する機会をつくります。また、小中学生のうちから、小さな子どもとの接し方を自然な形で学べる機会を拡大していけるよう、関係機関をつなぐ支援をします。	○高校5校、中学1校 中学、高校合わせて14回実施	○乳幼児ふれあい体験 全高校で実施	○高校5校、参加生徒数105人	— ○	保健課 学校教育課
	保健衛生教育については、引き続き養護教諭を中心に小学校から体系的に指導します。学童期から「家庭生活は夫婦が協力して行う」という自覚を育て、男女がお互いの性を尊重しあう教育を進めるとともに、次代の地域社会を支える一人として、この地域で家庭を持つ希望を育みます。		○乳幼児交流体験 小中学校で実施	○保育園・幼稚園での職場体験学習 中学校9校270人 受入保育園・幼稚園数35園 小学校でも実施	— ○	生涯学習・スポーツ課

3 子どもが健やかに成長するための環境整備

事業名	事業内容	現状(H20年度)	目標値	平成26年度		担当課等
				実施状況	進捗率 良否	
放課後子どもプラン推進事業	放課後に帰宅しても家族がいない小学生の安心安全な居場所対策として、児童館・児童センター・児童クラブを運営します。また「地域で子どもが健やかに育つ」ことを願い、その実現のため、学校開放の取り組みや学校施設等の有効利用と合わせて、地域と行政が協働して「放課後子ども教室設置運営事業」を拡充します。放課後子ども教室の運営に関しては、地域の人たちがお互いに協力し合う中で、自分の持っている知識や技術を子どもたちに伝えることにより、地域で子どもたちを育む活動への参加を促進します。そのため、地域でのコーディネーターや支援者を養成します。 ①放課後子ども教室設置運営事業 ②児童クラブ設置運営事業	①設置数3か所(丸山、竜丘、下久堅) 登録児童数 丸山109人、竜丘54人、下久堅36人	①施設数6か所以上	① 5校の継続実施	83% ×	学校教育課 公民館
		②設置数20か所 利用児童数845人 ・児童センター5施設、定員250名 ・児童館2施設、定員70名 ・児童クラブ13施設、定員525名	②施設数23か所 定員850名	② 設置数22ヶ所、定員850人	100% ○	学校教育課
子どもたちが自らしようとする(むとす)活動、居場所づくり事業	学習・体験・遊びの場など、子どもたちの地域の居場所について意見を聞き、子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所づくりを実現できるよう応援します。	—	○モデル事業実施	○モデル事業「冒険遊び場」が継続実施されている。	100% ○	学校教育課 生涯学習・スポーツ課 公民館 子育て支援課
乳幼児ふれあい体験学習事業	【再掲】					保健課 学校教育課
地育力向上連携システム推進事業	『地育力』とは「飯田の資源を活かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力」のことです。地域の子どもたちを健やかに育むため、地域ぐるみで連携して子育てを支援していきます。 ① 体験活動	① 実施校 小中学校 19校	継続実施	①体験活動実施校 小学校6校 173人 中学校1校 99人 募集型農業宿泊体験 14人	— ○	生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課
	飯田の自然・歴史・文化などを活かし、感動をもたらすようなほんものの体験を通じて「生きる力」や「社会をつくり、運営し、より良く作り変えていく資質や能力」を高めます。 ② キャリア教育	② 実施校 中学校 9校		②キャリア教育実施校 小学校16校 中学校9校	— ○	

4 仕事と家庭生活の両立の推進

事業名	事業内容	現状(H20年度)	目標値	平成26年度		担当課等	
				実施状況	進捗率 良否		
病児・病後児保育事業	近隣に親族がいない家庭が増加しており、保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため、医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。	—	○実施施設1か所	○実施施設1か所 ○利用実績述べ825人	100% ○	子育て支援課	
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行います。	—	○実施施設1か所	○市内3施設において事業継続	300% ○	子育て支援課	
通常保育と幼稚園・保育所の施設整備事業	通常保育については、利用希望者数が定員を超えていないため、現在の施設数以内で対応します。但し、地域的な需要量の格差については、公立保育園の民営化を進める中で、地域ごとの定員バランスをその都度検討します。老朽化及び耐震改修等が必要な施設の改修は目標年次までに整備します。	○施設改修・改築施設7か所	○施設改修・改築施設5か所以上	○施設改修・改築施設2か所	40% ×	子育て支援課	
3歳未満児保育事業	共働き家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、3歳未満児保育の受け入れ枠を拡大します。柔軟かつ迅速な受け入れ対応ができるよう努めます。	○乳児保育の実施数19か所、実施率54.3%	○受け入れ枠の拡大	○実施数20か所	105% ○	子育て支援課	
		○未満児保育の実施数28か所、実施率80.0%	○定員890人	○実施数29か所	104% ○		
長時間・延長保育事業	通常保育の保育時間は午前8時から午後4時です。一般的な長時間保育実施園では午前7時30分から午後7時まで実施しており、時間を延長した保育も実施しています。今後も保護者の勤務の都合などによるニーズに応じていきます。	○定員1,000人	○定員1,200人	○定員1,000人、利用数1,340人	112% ○	子育て支援課	
		○実施園27か所	○実施園27か所	○実施数26か所	96% ○		
休日保育事業	現在実施している休日保育の利用児童は、概ね年間20人程度であることから、現在の事業を維持しつつ、休日保育事業を広く周知する広報活動を積極的に進めます。	○実施園1か所	継続実施	○実施園1か所	— ○	子育て支援課	
ひとり親自立支援事業	ひとり親家庭は増加傾向にあり、子育ての面でも困難が伴うため、就業支援や手当の支給により自立に向けた支援を実施していきます。 ①児童扶養手当の支給	①母子家庭へ支給	①父子家庭への手当の支給拡大	○H27.3末現在の受給者数 母子家庭807世帯、父子家庭69世帯 その他1世帯 ○児童扶養手当受給資格者972人	100% ○	子育て支援課	
		②母子家庭自立支援給付金事業	②ヘルパー資格取得2人	②継続実施	○なし		— ○
		③高等技能訓練促進事業	③未実施	③5人	○支給人数2人		40% ×
		④母子寡婦福祉資金の貸付	④希望者への貸付	④継続実施	○8件 12,464,000円		— ○

放課後子どもプラン推進事業	【再掲】 ②児童クラブ設置運営事業					学校教育課
事業所による「ワーク・ライフ・バランス」推進事業	子育て世代の生活を見直し、仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を普及するため、事業所への啓発活動に努めるとともに、アドバイザーを派遣します。また、従業員が100人に満たない事業所にも特定事業主行動計画の策定を促進し、事業所が育児支援に取り組めるよう、事業所への支援活動に取り組みます。	○事業所の意識啓発(情報提供)	○経営者向け子育て支援セミナーの開催	○工業課を通じて、パンフレット、チラシ等を配布し啓発を行った。 ○公正採用選考人権啓発推進員研修会(26/8/28)において、事業所担当者にワーク・ライフ・バランス実践モデル事業所の取組について紹介した。参加事業所約90事業所	100% ○	男女共同参画課
		○ワーク・ライフ・バランス優良事業所の表彰数 2事業所	○「ワーク・ライフ・バランス」優良事業所の表彰H24までの目標5事業所以上	○「ワーク・ライフ・バランス」優良事業所表彰 2事業所 ○表彰済事業所数累計 8事業所	100% ○	
		○市内で子育て支援環境構築の取り組みを行っている事業所の把握	○従業員100人を超える事業所で「事業主次世代育成行動計画」策定	○平成26年度末、従業員101人以上の事業所31事業所全てで、計画書提出済。	— ○	産業振興課
		○従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」に取り組む事業所:県が登録を推進する「社員の子育て応援宣言」登録企業3社	○事業所に対し「ワーク・ライフ・バランス」研修講師派遣 ○中小企業従業員対象の「ワーク・ライフ・バランス」研修講師派遣	○「事業所におけるワーク・ライフ・バランス推進事業」実践モデル事業所1社を選定し、講師を派遣。実践活動を行う。2月に開催された市民のつどいのなかで、取り組みの状況を報告し、啓発に努めた。 ○ワークライフバランス推進講座を4回開催	— ○	産業振興課
			○お父さん応援講座講師派遣 ○事業所内保育等企業の実情に合わせた子育て支援の先駆的な取り組みを支援	○ワークライフバランス推進講座の中の1講座として、お父さん応援講座を開催した。	50% ×	子育て支援課

5 地域のみんで支えあう子育て・子育ての推進

事業名	事業内容	現状(H20年度)	目標値	平成26年度		担当課等
				実施状況	進捗率 良否	
親・市民・地域・事業者等が自ら子育て・子育てを応援しようとする(むとす)事業	親・市民・地域・事業者等が、自ら子育て・子育てを応援しようとする(むとす)活動を支援するため、学習会を開催します。学習会で、事業の企画立案から実現に向けた事業計画を作成してもらい、事業化できそうなものを選定し、モデル事業として事業立ち上げ経費などの一部を助成します。また、事業所をはじめ様々な教育施設・文化施設・福祉施設、神社仏閣なども、地域の構成員として参加してもらい、戸外が子どもの健全な育ちの場となるよう、地域が連携して取り組みます。さらに、地域での子育て・子育てを支援するためのコーディネーターを養成し、不登校・発達支援など個別に支援が必要な子どもにも配慮した地域の居場所づくりを応援します。	—	○モデル事業実施	○地域子育て応援情報冊子「みんなで子育てナビ」改訂版印刷1,300部	100% ○	子育て支援課
				—	—	産業振興課 生涯学習・スポーツ課 公民館
				○不登校支援については「NPO法人 フリーウイング」により事業展開	— ○	学校教育課
家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業	学校・PTA・育成会等の関係機関と連携し、子どもの教育の課題を地域ぐるみで解決するため、家庭教育に関する学級・講座・講演会等を実施します。また、子どもの養育環境の向上のため、親の意識啓発を促し、子どもの生活習慣の定着を図るキャンペーン活動「わが家の結いタイム」を、学校・家庭・地域をあげて行います。	○延参加者数 3,000人 ○基本的生活習慣が習得できた小学生の割合 50.4%	継続実施	○各公民館の家庭教育関連講座への延参加者数 5,562人 ○基本的生活習慣が習得できている小学生の割合 56.9%	— ○	公民館
				○わが家の結いタイム ポスターコンクール実施 応募数 93点 三行詩コンクール実施 応募数 2,938点 わが家の結いタイム推進協議会開催2回 街頭啓発活動2回 広報いいたに啓発記事を掲載4回 PTA 正副会長会での研修会1回	— ○	生涯学習・スポーツ課
地域の子育て応援情報発信事業	地域の事業者や子育て中の親などと協働し、子育て応援情報を収集し、ホームページや地域情報誌などを使って情報発信します。	—	○専門サイトの創設 ○情報発信回数12回/年以上	○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続	100% ○	子育て支援課
				○専門サイト「子育てネット」による情報発信 54回	100% ○	
ながの子育て家庭優待パスポート事業	県全体で取り組む「ながの子育て家庭優待パスポート事業」に参加し、子育て家庭の生活を地域全体で支える機運を高めます。	—	○協賛事業者数 100事業以上	○協賛事業者:204店	204% ○	商業・市街地活性化課 子育て支援課
地域振興住宅整備事業	民間借家が少ない地域へ住宅を供給し、地域との協働で子育て世代等に入居してもらい、地域の維持、活性化を図ります。	○中山間地域への住宅供給	継続実施	○平成26年度までに42棟43戸の供給を行い、43世帯149人が居住した。	— ○	ムトスまちづくり推進課

やさしいまちづくり事業	子ども連れの親子の外出を支援するため、ベビーベッド付きの多目的トイレやベビーカーでの利用がしやすいよう歩道の整備・施設の段差のスロープ化などの整備を進めます。	○ベビーベッド付き多目的トイレ及び歩道・スロープなどの整備	継続実施	○H26 風越山麓公園多目的トイレにベビーベッド及び幼児用便器を各1基ずつ設置 ○中心市街地の歩道整備(段差解消等) L≒528m	— ○	土木課
地育力向上連携システム推進事業	【再掲】					生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課
放課後子どもプラン推進事業	【再掲】					学校教育課
青少年育成センター運営事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成、青少年保護活動等を行うため青少年育成センターを運営します。また飯田市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、センターに青少年育成推進委員を置きます。青少年育成推進委員はセンター事務局と共に、地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの青少年健全育成活動を行い、青少年が健全に育つ環境整備に努めます。	○各地区における巡回活動 巡回回数6回 ○情報共有のための全体会開催回数3回 ○有害な地域環境実態調査 調査箇所 32 か所 ○各地区担当との情報交換会及び研修会の開催 実施回数3回 ○推進委員のための研修会 実施回数2回 ○広報、HP、センター情報等での 情報発信 発行回数2回	継続実施	○各地区、団体等との巡回巡視 活動回数 2回 ○情報共有のための全体会開 催回数3回 ○有害な地域環境実態調査箇 所 25 箇所 ○各地区、団体等との情報交換 会実施回数2回 ○推進委員のための研修会実 施回数3回 ○地育力通信を通じた情報発信 2回	— ○ — ○ — ○ — ○	生涯学習・スポーツ課
おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	生まれてきた子どもを地域で尊び、地域で子育てを応援していくため、生後4ヶ月ころに訪問します。必要に応じて、育児に不安のある家庭の発見と支援も行います。	○更生保護女性会・市社会福祉協議会の用意したプレゼント等を持参して、民生児童委員さんが訪問	継続実施	○家庭訪問件数 814 件	— ○	子育て支援課
地域での子どもの見守り活動推進事業	地域では、まちづくり協議会生活安全委員会、飯田地区防犯協会連合会などが中心となって、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりを目標に、市、警察、福祉・教育関係機関やPTA、安心子どもの家、子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアが連携し、防犯活動に取り組んでいます。今後、さらに、子どもたちが安心して地域で過ごせる環境づくりに向けて、子どもたちの見守りボランティア活動を地域へ拡大していくための普及啓発について、関係機関が協働して取り組んでいきます。そして、警察・学校等の安心メールなどの活用により、地域での不審者情報等を共有し、犯罪等が起きないように、地域全体で見守り活動を行っていきます。	○子どもを守る安心の家 1,025 軒 ○飯田5地区、龍江、座光寺、伊賀良地区の子ども見守り隊による下校時時間帯における防犯パトロールの実施 ○小中学校の安心メール登録 9,151 世帯 (H22.1.4 現在) ○公立保育所・幼稚園の安心メール登録 2,214 世帯 (H22.1.4 現在)	○子ども見守り隊の拡大充実 ○地域の不審者情報等を警察、学校、家庭、地域で共有して、それぞれの立場で犯罪防止に活用	○まちづくり生活安全委員会防犯部会による登校、下校時・公園等の青パト警戒 (年4回地域安全運動中 724 回) ○地域安全啓発活動 (8 回) ○子供を守る安心の家 1071 軒 ○不審者対応訓練小、中学校 13 校実施 ○飯田市安全大会 1 回 参加者数 400 人 ○小中学校の安心メール登録 10,711 世帯 (H26.3 末現在) ○保育所・幼稚園の安心メール登録 2,765 世帯 (H27.3.31 現在)	— ○ — ○ — ○	危機管理室 生涯学習・スポーツ課 学校教育課 子育て支援課

【進捗率計算方法】

事業未着手・未実施 ⇒ 0%

一部着手・実施 ⇒ $\text{着手実施事業数} / \text{計画事業数} \times 100$ または $\text{実績値} / \text{目標値} \times 100$

【良否(○×)の基準】

進捗率が算出されている事業：進捗率 95%以上を「○」、95%未満を「×」

進捗率が算出されていない事業：実績を踏まえ、目標値との関係等を総合的に勘案し、概ね目的を達成したと判断できるものを「○」、できないものを「×」

4 長寿支援課

4-1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	26年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	
要支援1	第1号被保険者	606	595	596	592	612	623	630	620	624	619	618	612
	第2号被保険者	5	6	6	6	6	5	5	4	4	7	7	6
	計	611	601	602	598	618	628	635	624	628	626	625	618
要支援2	第1号被保険者	724	734	735	750	742	738	727	732	740	731	734	721
	第2号被保険者	9	8	8	7	7	7	6	8	8	7	9	10
	計	733	742	743	757	749	745	733	740	748	738	743	731
要介護1	第1号被保険者	1,172	1,165	1,162	1,174	1,190	1,207	1,207	1,221	1,217	1,226	1,235	1,234
	第2号被保険者	23	25	28	29	30	28	26	29	28	27	26	26
	計	1,195	1,190	1,190	1,203	1,220	1,235	1,233	1,250	1,245	1,253	1,261	1,260
要介護2	第1号被保険者	1,038	1,053	1,045	1,038	1,031	1,028	1,035	1,032	1,022	1,009	1,020	1,036
	第2号被保険者	14	14	14	14	16	17	19	17	13	13	14	14
	計	1,052	1,067	1,059	1,052	1,047	1,045	1,054	1,049	1,035	1,022	1,034	1,050
要介護3	第1号被保険者	799	796	787	785	790	788	786	763	775	782	781	801
	第2号被保険者	9	8	8	8	7	7	6	6	7	11	13	12
	計	808	804	795	793	797	795	792	769	782	793	794	813
要介護4	第1号被保険者	805	833	844	828	832	830	818	813	809	797	795	805
	第2号被保険者	13	12	12	13	16	17	17	17	19	18	18	21
	計	818	845	856	841	848	847	835	830	828	815	813	826
要介護5	第1号被保険者	757	769	779	783	802	790	786	788	782	768	778	776
	第2号被保険者	18	19	19	17	16	16	18	19	18	17	17	17
	計	775	788	798	800	818	806	804	807	800	785	795	793
合計	第1号被保険者(A)	5,901	5,945	5,948	5,950	5,999	6,004	5,989	5,969	5,969	5,932	5,961	5,985
	第2号被保険者	91	92	95	94	98	97	97	100	97	100	104	106
	計	5,992	6,037	6,043	6,044	6,097	6,101	6,086	6,069	6,066	6,032	6,065	6,091
第1号被保険者数(B)	31,162	31,224	31,248	31,285	31,336	31,411	31,442	31,513	31,543	31,581	31,627	31,653	
認定者割合(A)／(B)	18.94%	19.04%	19.03%	19.02%	19.14%	19.11%	19.05%	18.94%	18.92%	18.78%	18.85%	18.91%	

4-2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(H24～26年度)の介護保険計画に基づき事業開始年度に見直しをします。これにより平成24年度から下記の表のとおり介護保険料を改定しています。

なお、当市では低所得者対策として、保険料の所得段階に8段階(10区分)制を導入しています。これにより保険料基準額に比べて第1段階の軽減率が標準の0.5から0.35まで引き下げられ、低所得者の負担軽減が図られています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料	
第1段階	生活保護の受給者、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.35	20,940円	
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50	29,940円	
第3段階	世帯員全員が市民税非課税	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.70	41,940円
		前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	44,940円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.95	56,940円
		前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	59,964円
第5段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.20	71,940円	
第6段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	74,940円	
第7段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.55	92,940円	
第8段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.85	110,940円	

(2) 平成26年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特徴者数	普徴者数	併徴者数	調定額
第1段階	91	120	17	4,650,640
第2段階	3,064	393	196	103,582,205
第3段階	4,172	211	184	192,075,845
第4段階	10,657	594	474	662,078,901
第5段階	4,443	452	430	362,504,492
第6段階	2,986	316	299	254,845,810
第7段階	2,247	277	260	242,061,515
第8段階	852	116	120	113,546,110

※滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない。

徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額	収入額	収納率
特別徴収	1,793,867,099	1,793,867,099	100.00%
普通徴収	141,478,419	132,658,918	93.77%
滞納繰越分	17,277,601	7,805,446	45.18%
合計	1,952,623,119	1,934,331,463	99.06%

4-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(平成26年度分)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	28,459,689	49,866,460	143,982,351	159,971,989	197,767,631	274,427,874	376,300,661	1,230,776,655
通所サービス	85,619,076	230,641,402	538,750,282	580,874,059	446,141,483	351,674,749	217,514,820	2,451,215,871
短期入所サービス	726,580	5,036,834	49,061,285	115,512,140	151,681,961	179,052,544	150,454,800	651,526,144
福祉用具・住宅改修サービス	15,960,880	28,813,689	48,959,073	87,665,526	75,149,515	89,903,049	79,751,766	426,203,498
特定施設入居者生活介護	1,765,830	3,643,700	40,313,953	53,621,122	63,349,980	69,480,420	41,571,655	273,746,660
介護予防支援・居宅介護支援	23,201,740	31,387,400	133,287,048	112,220,867	88,915,677	72,316,137	57,675,179	519,004,048
地域密着型(介護予防)サービス	2,167,460	4,194,650	116,448,890	219,261,190	239,137,412	232,940,220	199,418,770	1,013,568,592
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	60,080	-	36,463,080	53,845,000	56,338,250	65,942,950	54,080,950	266,730,310
小規模多機能型居宅介護	2,107,380	4,194,650	23,123,970	33,296,530	57,385,640	46,762,110	39,513,380	206,383,660
認知症対応型共同生活介護	-	-	54,658,650	130,773,640	108,193,182	69,908,590	60,395,790	423,929,852
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	2,203,190	1,346,020	7,275,380	24,518,930	15,510,220	50,853,740
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	-	9,944,960	25,807,640	29,918,430	65,671,030
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	142,348,683	356,598,683	670,508,127	1,226,918,417	1,654,880,948	4,051,254,858
介護老人福祉施設	-	-	27,221,050	121,051,140	272,736,560	679,049,372	893,651,526	1,993,709,648
介護老人保健施設	-	-	109,934,073	215,898,423	379,985,517	493,622,745	341,702,640	1,541,143,398
介護療養型医療施設	-	-	5,193,560	19,649,120	17,786,050	54,246,300	419,526,782	516,401,812
合 計	157,901,255	353,584,135	1,213,151,565	1,685,725,576	1,932,651,786	2,496,713,410	2,777,568,599	10,617,296,326
支給額								
訪問サービス	25,613,718	44,879,814	129,496,915	143,974,783	177,990,866	246,961,420	338,506,583	1,107,424,099
通所サービス	77,036,800	207,577,259	484,772,018	522,786,638	401,524,139	316,498,938	195,763,338	2,205,959,130
短期入所サービス	653,922	4,533,150	44,155,144	103,960,926	136,513,763	161,147,280	135,409,320	586,373,505
福祉用具・住宅改修サービス	14,364,789	25,932,316	44,056,944	78,898,970	67,634,559	80,894,733	71,761,389	383,543,700
特定施設入居者生活介護	1,589,247	3,279,330	36,282,544	48,259,006	56,897,912	62,532,372	37,414,471	246,254,882
介護予防支援・居宅介護支援	23,201,740	31,387,400	133,287,048	112,220,867	88,915,677	72,316,137	57,675,179	519,004,048
地域密着型(介護予防)サービス	1,950,714	3,775,185	104,804,001	197,335,071	215,223,664	209,646,198	179,476,893	912,211,726
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	54,072	-	32,816,772	48,460,500	50,704,425	59,348,655	48,672,855	240,057,279
小規模多機能型居宅介護	1,896,642	3,775,185	20,811,573	29,966,877	51,647,076	42,085,899	35,562,042	185,745,294
認知症対応型共同生活介護	-	-	49,192,785	117,696,276	97,373,857	62,917,731	54,356,211	381,536,860
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	1,982,871	1,211,418	6,547,842	22,067,037	13,959,198	45,768,366
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	-	8,950,464	23,226,876	26,926,587	59,103,927
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	128,113,811	321,039,302	603,507,669	1,104,556,370	1,489,824,309	3,647,041,461
介護老人福祉施設	-	-	24,498,945	109,046,525	245,513,275	611,474,249	804,717,833	1,795,250,827
介護老人保健施設	-	-	98,940,662	194,308,569	341,986,949	444,260,452	307,532,376	1,387,029,008
介護療養型医療施設	-	-	4,674,204	17,684,208	16,007,445	48,821,669	377,574,100	464,761,626
合 計	144,410,930	321,364,454	1,104,968,425	1,528,475,563	1,748,208,249	2,254,553,448	2,505,831,482	9,607,812,551

※サービスの内訳

訪問サービス: 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス: 通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス: 福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2) 高額介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)	利用料の基準金額
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	23	94,498
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	511	4,757,279
	世帯合算無	8,861	108,557,287
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	694	5,967,596
	世帯合算無	2,968	16,372,803
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,518	8,524,797
	世帯合算無	927	6,175,248
合 計	15,502	150,449,508	

(3) 高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	842	22,130,276
高額合算医療・介護予防サービス等費	10	44,088
合 計	852	22,174,364

(4) 特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	10,105	230,914,295
居住費	4,353	97,292,430
合計	14,458	328,206,725

(5) 審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
174,675	60	10,480,500

4-4 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
<p>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>市民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ○ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○ 介護保険料を滞納していないこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><対象となる社会福祉法人等が提供するサービス及び事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ） 市社協、ホームヘルプかみさと、ほけっと、みなみ信州・一陽会・萱垣会・ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護（認知症対応型含む） <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">いいだデイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンターあぐりかなえ <li style="width: 50%;">上郷デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター「メイプル」 <li style="width: 50%;">北部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター杜のおんがっかい <li style="width: 50%;">かなえデイサービスセンター <li style="width: 50%;">竜東知久平デイサービスセンター <li style="width: 50%;">かわじデイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター田中の家 <li style="width: 50%;">竜東デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デーサービスセンター四季 <li style="width: 50%;">西部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">中部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンターおよりて <li style="width: 50%;">北方デイサービスセンター <li style="width: 50%;">千代デイサービスセンター <li style="width: 50%;">南信濃上村デイサービスセンター ●小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて </div>	<p>サービスの利用料の25%・食費及び居住費（滞在費）について25%を減額 （注1）</p>

介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○市民税世帯非課税者						
<p style="text-align: center;">＜対象となる通所系サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 							
制度の種類	対象となる方				減額の内容		
高額サービス費支給制度 介護保険サービスの利用者負担は、原則 1 割負担となっていますが、同一世帯で 1 ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員 市民税非課税		基準額 15,000 円		1 か月の利用料が基準額を超えた部分を支給 (注 2)		
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下		基準額 15,000 円				
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超		基準額 24,600 円				
	・一般(上記及び下記以外)		基準額 37,200 円				
	・現役並み所得者(同一世帯内に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合)		基準額 44,400 円				
高額医療合算介護サービス費支給制度 介護保険の利用者負担額と医療保険・長寿医療の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給	○70 歳未満の方がいる世帯					1 年間の介護保険と医療保険・長寿医療の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給	
	国民健康保険被保険者(基礎控除後の総所得金額)	被用者保険被保険者(月の標準報酬月額等)	～平成 26 年 7 月	平成 26 年 8 月～平成 27 年 7 月			
	901 万円超	83 万円以上	126 万円		176 万円		
	600 万円超 901 万円以下	53 万円超 83 万円未満	67 万円		135 万円		
	210 万円超 600 万円以下	28 万円以上 53 万円以下	34 万円		67 万円		
	210 万円以下	28 万円未満	34 万円		63 万円		
	市民税非課税世帯						34 万円
	○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者						
	現役並所得者			67 万円			
	一般			56 万円			
低所得者Ⅱ			31 万円				
低所得者Ⅰ			19 万円				
介護費給付金支給事業 施設サービス、福祉用具購入、住宅改修以外のサービスが対象	① 次の要件をすべて満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居または、65 歳以上の人のみの高齢者世帯であること ・ 収入が生活保護法の最低生活費未満 ・ 親族から支援が受けられないこと ・ 活用可能な資産が過大でないこと ・ 預貯金が 1 世帯 100 万円と世帯員 1 人につき 50 万円を加算した額に満たないこと ② 市長が特に認めた人				利用料のうち、実際に支払うことのできない額 (注 3)		

(注 1) 利用者負担第 1 段階の方は 50%を減額。生活保護受給者は、特養(入所・短期入所)の個室の居住費のみ 100%を減額。

(注 2) 介護費のみが対象になります

(注 3) 施設入所にかかる費用、福祉用具購入費、住宅改修費は対象となりません。

制度の種類	対象となる方：以下の①～③すべてに該当する方 ① 世帯全体の方が市民税非課税 ② 配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者が市民税非課税 ③ 被保険者および配偶者の預貯金等の合計が2,000万円以下。配偶者がいない場合は1000円以下。				減額の内容
	要件	部屋の種類	居住費限度額 (注1)	食費限度額 (注1)	
介護保険負担 限度額認定制度 介護保険施設 入所(入所及び 短期入所)者の 食費、居住費の 軽減	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課 税	多床室(相部屋)	0円	300円	限度額を超 えた部分を 給付
		従来型個室(特養等)(注2)	320円		
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	490円		
		ユニット型準個室	490円		
	・世帯全員が市民税非課 税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下	ユニット型個室	820円	390円	
		多床室(相部屋)	370円		
		従来型個室(特養等)	420円		
		従来型個室(老健、療養等)	490円		
	・世帯全員が市民税非課 税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円超	ユニット型準個室	490円	650円	
		ユニット型個室	820円		
		多床室(相部屋)	370円		
		従来型個室(特養等)	820円		
		従来型個室(老健、療養等)	1,310円		
		ユニット型準個室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		

(注1) 限度額は1日あたりの金額。(注2)「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

(注3)「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

※上記の減額制度は、平成27年8月以降の内容です。

4-5 高齢者等の在宅福祉サービス

平成 27 年 4 月現在

1. 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者がはり・灸・マッサージの施療を受ける場合に助成券を支給します。 1 回につき 1,500 円分、年 2 回まで利用できます。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） または、飯田市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給します。 1 回につき 500 円分、年 5 回まで利用できます。 但し、はり・灸・マッサージか、入浴か、どちらかを選んでいただきます。
利用者負担	治療 1 回につき 1,500 円を超えた分、または入浴 1 回につき 500 円を超えた分
26 年度実績	マッサージ利用者数：95 人 利用回数：73 回 入浴利用者数：259 人 利用回数：870 回

2. 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	寝たきりの状態の重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年 2 枚まで利用できます。
利用者負担	なし
26 年度実績	利用実人数：150 人 利用回数：262 回

3. 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。1 回につき 1,000 円、年 6 回まで利用できます。 （飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。）
利用者負担	理美容代実費
26 年度実績	利用実人数：169 人 利用回数：299 回

4. 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。 （該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用1回につき3,000円の助成。 但し、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は5,000円の助成。 1人当たり、1回につき7日以内の利用日数とし、年3回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
26年度実績	利用者数：176人 利用回数：382回

5. 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障害者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障害者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。 但し、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用
26年度実績	登録人数：93人 利用実人数：18人 利用回数40回

6. 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障害者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）
26年度実績	受給者数：（高齢者）154人、（重度心身障害児者）26人

7. 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
26年度実績	利用者数：12人

8. 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65歳以上の要支援・要介護認定者、身障1～3級の方、65歳未満の身障1～6級の方（4～6級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が8万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63万円を上限に補助します。
利用者負担	自己負担1割（7万円を上限とする）
26年度実績	該当件数：1件

9. 高齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない50歳以上の高齢者等
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。 1戸の住宅で補助は1回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
26年度実績	助成件数：119件

10. 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事1回につき100円の扶助
利用者負担	食事1回につき100円を超えた分
26年度実績	利用数：53,842回

11. 自立支援短期入所事業

対 象 者	二次予防対象高齢者等。一時的に入所介護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり介護が必要な場合に、介護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年7日以内。
利用者負担	利用1日につき 1,730円（3食分の食費等を含む）
26年度実績	延利用者数：2人 利用日数：15日

12. 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
26年度実績	相談件数：18件 申立件数：2件

13. 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障害者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。 特定非営利活動法人中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオへ介護通訳派遣及び調整を委託します。
利用者負担	なし
26 年度実績	派遣時間：42 時間

14. 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
26 年度実績	新規設置：42 台 廃止：40 台 26 年度 3 月末設置数：306 台

15. 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
26 年度実績	新設：5 台 累計（平成元年から）：652 台

16. 介護保険外特別ホームヘルプ

対 象 者	要介護・要支援高齢者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方		
内 容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方にヘルパーを派遣します。1 日 1 回以内。 内容：①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言 ⑦排泄介助		
利用者負担	利用 1 回当たり	身体介護 30 分未満	生活介護 45 分未満
	生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方：	0 円	0 円
	社会福祉法人等の減免の要件に該当する方：	120 円	90 円
	所得税課税世帯：	500 円	380 円
	上記以外の世帯：	250 円	190 円
26 年度実績	利用実人数：8 人	利用回数：家事援助 503 回、	排泄介助 770 回

17. 介護保険外高齢者特別デイサービス

対 象 者	要介護者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方
内 容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できず、又、認知症の予防あるいは重度化の防止が見込めない方が、限度を超えてデイサービスセンター等へ通所します。 週1回以内。
利用者負担	利用1回当たり (食事代は除く) 生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の者 : 0円 社会福祉法人等の減免の要件に該当する者 : 通所介護費の 5% 所得税課税世帯 : 同上 20% 上記以外の世帯 : 同上 10%
26年度実績	利用実人数 : 2人 利用回数 : 60回

18. 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して100日間の短期入所を認めています。(12月～3月の間に限定)
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
26年度実績	利用者数 : 2人 利用日数 : 15日

19. 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき1,000円、独居の見守り 45分未満 1,710円)
利用者負担	家族不在時 交通費を含む必要経費から補助金を除いた額 独居 介護保険同様の1,900円の1割
26年度実績	利用者数 : 8人 利用時間 : 153.50時間

20. 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分7,000円と、交換用バッテリー代2,100円を支援します。
利用者負担	機器の利用料として月540円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
26年度実績	利用者数 : 8人

21. 生活支援ホームヘルプ

対 象 者	独居・高齢者世帯等の二次予防事業対象者等
内 容	二次予防事業対象者等で、独居等の家事支援が必要な方にホームヘルパーを派遣します。 事業内容 : ①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言
利用者負担	利用1回当たり 生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方 : 20～45分 45分以上 社会福祉法人等の減免の要件に該当する方 : 0円 0円 所得税課税世帯 : 90円 110円 上記以外の世帯 : 380円 460円 : 190円 230円
26年度実績	利用者 : 4人 109回

22. 独居高齢者世帯配食サービス事業

対象者	二次予防事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内容	栄養改善の必要がある二次予防事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費（500円～680円）
26年度実績	二次利用者数：5人 配食数：1,327食 認定利用者数：58人 配食数：12,786食

23. 介護予防事業：一次予防事業「はつらつ運動塾」

対象者	一次予防事業対象者
内容	身近な施設で、筋力向上やバランスを中心とした運動教室を開催します。
利用者負担	実費 200円程度
26年度実績	5会場 7教室 78回 実参加者数：148人

24. 介護予防事業：二次予防事業「ほいほい呼ぼう教室」

対象者	二次予防事業対象者
内容	生活機能の維持や向上のため、運動器の機能向上、認知症の予防、栄養改善、口腔機能の向上を図ります。 介護予防教室修了者を対象としたフォローアップ教室を開催します。
利用者負担	実費 200円程度
26年度実績	ほいほい呼ぼう教室 14会場 26教室 312回 実参加者数：365人 フォローアップ教室 11会場 17教室 204回 実参加者数：233人

25. 生きがいデイサービス事業

対象者	概ね65歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内容	デイサービスセンター 健康チェック、日常動作訓練、レクリエーション、入浴など、介護保険のデイサービスとほぼ同様のサービスを行います。 デイサービスセンター以外 健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 いずれも必要な方は送迎します。
実施施設	デイサービス：上郷、いいだ、北部、竜東、かねえ、西部、中部、南信濃、千代、メイプル、NPO花の木、くれよん 宅老所：ひだまり、さろんあやめ、ふれあい街道ニイハオ 老人福祉センター：山本、南信濃 ふれあいセンター：上村 その他施設：姫宮憩いの家
利用者負担	利用1回につき 生きがいデイ利用分 400円 生活保護世帯 0円 昼食等：実費（全員）
26年度実績	利用者数：108人 利用回数：2,180回

26. 生きがいと健康づくり推進事業：「農愉快」

対 象 者	一次予防事業対象者
内 容	一次予防事業対象者 グループによる農業体験（野菜づくり）を通じて、運動機能の向上、認知症の予防、仲間づくりを行います。 全員活動日は年間 20 回
利用者負担	実費 200 円程度
26 年度実績	参加人数：28 人

27. 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、 重度心身障害児者（身体 1・2 級、及び療育 A・精神 1 級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	各地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。各地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
26 年度実績	参加人数：日帰り ふれあい相談事業 515 人

28. 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。		
内 容	88 歳 100 歳 最高齢者(3 名)	(市)あいさつ状、1 万円 (市)あいさつ状、1 万円、市長訪問 (県)祝状、紙筒 (市)あいさつ状、5 千円相当の祝品	(社協) 祝品、敬老新聞 (社協) 祝品、敬老新聞 (国) 祝状、銀杯、紙筒 (社協) 祝品、敬老新聞
26 年度実績	訪問者数：802 人		

4-6 地域包括支援センター

1. 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に4カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、介護支援専門員及び社会福祉士が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方が介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネージャーが円滑に業務が行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワーク作りを行います。

2. 地域包括支援センターと担当地区

いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	Tel 56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・上郷・座光寺		Fax 56-5505
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 28-2361
担当地区：鼎・伊賀良・山本		Fax 28-2362
かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・三穂・川路		Fax 27-5023
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel
担当地区：上村・南信濃		0260-34-1066
		Fax
		0260-34-2102

4-7 いいだシニアクラブと生きがい対策

1. いいだシニアクラブ連絡会の現況

平成27年7月1日現在

区分 地区名	会 員 数 別 高 齢 者 ク ラ ブ 数									会員数
	30人 未満	30人 ～49人	50人 ～59人	60人 ～69人	70人 ～79人	80人 ～89人	90人 ～99人	100人 以上	合 計	
丸 山	—	—	1	—	—	—	—	—	1	51
座 光 寺	—	1	—	—	—	—	—	—	1	30
松 尾	—	—	—	—	1	1	—	1	3	332
下 久 堅	—	—	1	—	1	—	2	—	4	327
千 代	—	—	1	—	—	—	—	—	1	59
竜 丘	1	—	—	1	4	—	—	—	6	379
川 路	—	—	1	—	—	—	—	—	1	56
県 庁	—	1	1	1	1	1	1	1	7	547
上 郷	—	—	1	1	—	—	—	—	2	116
上 村	—	—	1	2	—	—	—	—	3	187
南 信 濃	—	3	4	1	—	—	—	—	8	387
計	1	5	11	6	7	2	3	2	37	2,471

※休会クラブ（南信濃1クラブ）は集計に含まない。

2. いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（平成27年度計画）

事 業	内 容	
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会	6月17日	諏訪市総合福祉センター「湯小路いきいき元気館」 事例発表：いいだシニアクラブ連絡会名古屋悠々クラブ他 講演「特殊詐欺等消費者被害を防止するために」 各クラブ会長等代表参加 19人
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月28日	長野県南信消費生活センター 講演「すぐだして元気で長生き」 事例発表：いいだシニアクラブ連絡会（県上山西部年輪会） 実技講習「歯ブラシモップづくり」女性会員参加 45人
県老人クラブ連合会 大会	10月15日～16日	須坂市文化会館 メセナホール 各種表彰、主張発表 講演「人生90年時代に期待される高齢者の生き方」 各クラブ会長等代表参加 14人程度
視察研修	10月21日	阿智村 満蒙開拓記念館 根羽村の歴史や文化、史跡や施設の見学 地元の老人クラブ会員による説明で研修 各クラブ役員等参加予定 40人程度
いきいき活動研修会	11月26日	県公民館 おマメで体操 講演会「終戦から70年の今年・埋もれた戦後史 —生田村へ墜落した戦闘機と塩倉の人々—」 囲碁ボール実技講習、各クラブ役員等参加予定 50人程度
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり事業	4月～3月	各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健 康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを高齢者 仲間として訪問
その他		組織強化・活性化の取り組み 認知症に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問

3. 生きがい対策

○生きがい教室の開催

高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業として平成元年度～2年度に国の補助を導入して「ハイカラ学校」を開校。高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場を提供するため、生きがい教室として、シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室、健康麻雀教室を開催しているほか、新規教室の立ち上げを支援している。

4-8 統計資料

市内高齢者人口									H27. 4. 1現在
地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位	
1 橋北	3,228	1,511	46.8%	1,306	40.5%	792	24.5%	5	
2 橋南	2,871	1,280	44.6%	1,062	37.0%	615	21.4%	8	
3 羽場	5,044	1,846	36.6%	1,525	30.2%	808	16.0%	14	
4 丸山	3,600	1,353	37.6%	1,093	30.4%	598	16.6%	13	
5 東野	3,105	1,236	39.8%	1,029	33.1%	598	19.3%	11	
6 座光寺	4,545	1,730	38.1%	1,353	29.8%	686	15.1%	15	
7 松尾	12,973	3,920	30.2%	3,150	24.3%	1,725	13.3%	20	
8 下久堅	3,102	1,297	41.8%	1,077	34.7%	599	19.3%	10	
9 上久堅	1,399	728	52.0%	603	43.1%	350	25.0%	3	
10 千代	1,781	856	48.1%	728	40.9%	439	24.6%	4	
11 龍江	2,957	1,339	45.3%	1,118	37.8%	668	22.6%	7	
12 竜丘	6,914	2,309	33.4%	1,854	26.8%	982	14.2%	18	
13 川路	1,968	895	45.5%	747	38.0%	439	22.3%	6	
14 三穂	1,499	669	44.6%	549	36.6%	326	21.7%	9	
15 山本	4,978	1,956	39.3%	1,538	30.9%	778	15.6%	12	
16 伊賀良	14,613	4,731	32.4%	3,761	25.7%	1,861	12.7%	19	
17 鼎	13,467	4,729	35.1%	3,847	28.6%	2,094	15.5%	16	
18 上郷	14,177	4,985	35.2%	4,061	28.6%	2,159	15.2%	16	
19 上村	462	278	60.2%	239	51.7%	170	36.8%	2	
20 南信濃	1,601	1,029	64.3%	905	56.5%	591	36.9%	1	
全市	104,284	38,677	37.1%	31,545	30.2%	17,278	16.6%		

飯田市	102,942	38,393	37.3%	30,956	30.1%	17,145	16.7%	H26. 4. 1
飯田市	102,882	38,458	37.4%	31,221	30.3%	17,155	16.7%	H26. 10. 1
長野県	2,108,765	765,583	36.3%	614,946	29.2%	322,011	15.3%	H26. 10. 1
全国	125,431,000	41,786,000	33.3%	32,866,000	26.2%	15,866,000	12.6%	H26. 10. 1

- ・市、県は住民記録、全国は人口推計月報値を使用
- ・H27. 4. 1より外国人を含む数値を使用

介護保険要支援・要介護認定者

H27.3.31現在

独居高齢者・高齢者世帯数 H27.4.1

地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
橋北	35	29	37	39	28	24	27	219
飯田荘・第二	0	0	0	2	16	31	43	92
橋南	20	32	50	36	22	18	19	197
羽場	37	32	64	49	37	25	34	278
丸山	13	43	35	38	18	19	25	191
東野	31	30	46	36	30	19	17	209
座光寺	15	27	49	47	33	34	17	222
松尾	63	63	141	111	70	52	49	549
きりしま邸苑	0	0	0	2	8	15	22	47
ゆめの郷	0	0	7	3	9	16	14	49
下久堅	19	21	60	40	27	19	26	212
上久堅	16	16	23	22	16	9	13	115
千代	16	20	35	18	11	14	8	122
龍江	25	31	42	38	20	20	19	195
ゆいの里	0	0	1	1	8	15	13	38
竜丘	39	39	81	41	40	28	28	296
川路	16	11	19	18	12	11	10	97
ハートビル川路	5	2	13	12	6	5	2	45
三穂	10	15	28	18	24	15	6	116
山本	24	34	60	52	29	33	23	255
ヴァイラ緑風苑	2	4	6	2	0	0	0	14
伊賀良	58	81	124	107	59	78	57	564
かざこしの里	0	0	1	10	21	26	23	81
陽だまりの丘	0	0	0	0	6	14	19	39
鼎	76	91	136	130	86	78	71	668
信濃寮	0	1	3	5	9	6	4	28
上郷	73	70	138	116	92	88	60	637
ケアハウス上郷	1	3	8	1	1	2	0	16
上村	5	7	9	9	6	5	6	47
南信濃	17	28	24	29	29	14	11	152
遠山荘	0	0	1	1	3	15	16	36
住所地特例者	1	0	9	17	36	77	109	249
計	617	730	1,250	1,050	812	825	791	6,075

独居高齢者	高齢者世帯	養護老人ホーム
230	224	13
223	180	14
228	245	14
223	201	7
194	161	10
136	170	7
359	409	13
82	131	4
65	95	6
75	101	1
96	117	3
184	239	10
60	108	5
33	54	2
146	169	16
323	492	16
488	537	10
518	629	12
58	63	5
198	231	7
3,919	4,556	175

※この数値は市保有データから作成したものであり、あくまで参考値です。確定した数値については欄外の国保連データを参照ください。

単位：人

H26.4.1

3,862	4,515	174
-------	-------	-----

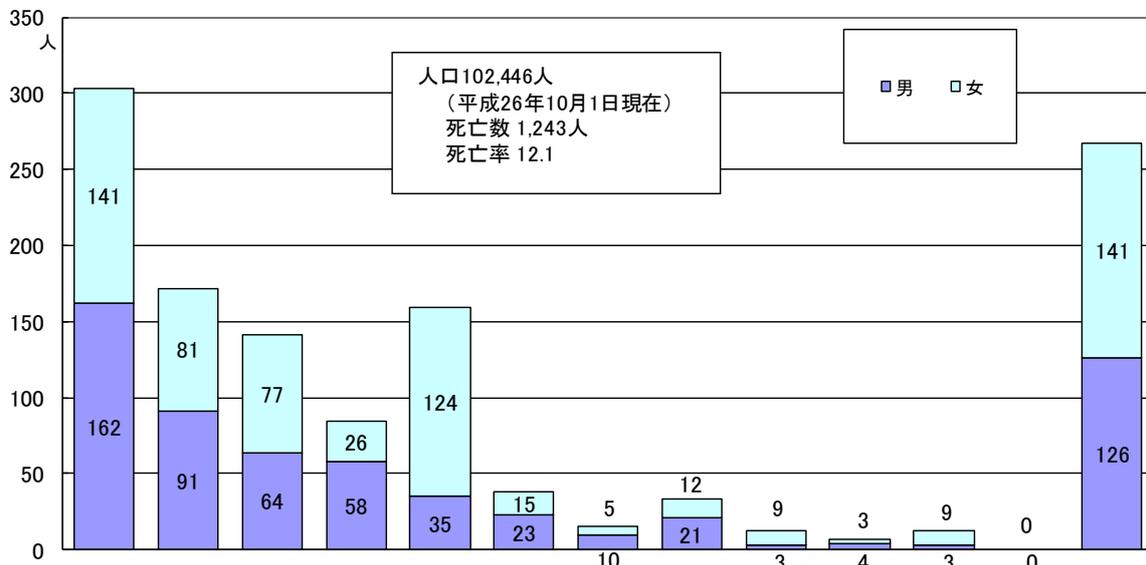
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考：H26.9.30現在)	628	745	1,235	1,045	795	847	806	6,101
(参考：国保連データ)	618	731	1,260	1,050	813	826	793	6,091

5 保健課

5-1 人口動態

年	人口	出生				合計特殊 出生率	死亡				自然 増加	備考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
13	107,461	547	542	1,089	10.1	1.66	533	469	1,002	9.3	87	人口 10.1 現在
14	107,220	538	528	1,066	9.9	1.65	507	450	957	8.9	109	〃
15	107,107	553	500	1,053	9.8	1.66	530	496	1,026	9.6	27	〃
16	106,835	537	476	1,013	9.5	1.62	559	462	1,021	9.6	△ 8	〃
17	108,624	506	449	955	8.8	1.52	579	539	1,118	10.3	△163	〃
18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	〃
19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃

◎死因別死亡統計(平成26年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	303	172	141	84	159	38	15	33	12	7	12	-	267
死亡率 (人口10万対)	295.8	167.9	137.6	82.0	155.2	37.1	14.6	32.2	11.7	6.8	11.7	0.0	260.6
死亡割合(%)	24.4%	13.8%	11.3%	6.8%	12.8%	3.1%	1.2%	2.7%	1.0%	0.6%	1.0%	0.0%	21.5%

資料: 県衛生年報

5-2 母子保健

1. 平成 26 年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20 歳未満	20 歳以上 25 歳未満	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 35 歳未満	35 歳以上 40 歳未満	40 歳以上
初妊婦数	372	12	60	117	114	59	10
経産婦数	515	2	47	108	208	117	33
総届出数	887	14	107	225	322	176	43

2. パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	妊婦の受講		夫の受講		妊婦内訳 (再掲)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	第 1 子	第 2 子以上
H23	24	82	294	49	49	74	8
H24	24	88	297	52	61	76	12
H25	20	76	153	58	58	67	9
H26	20	76	164	60	60	62	14

3. 平成 26 年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 (①を除く)		③乳児 (①②を除く)		幼 児		母子 電話相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
実施数	32	32	11	11	905	942	133	175	815

4. 先天性股関節脱臼検診状況

年 度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
受診数 (人)	男 454 女 402	男 451 女 444	男 440 女 423	男 438 女 402
受診率 (%)	94.8	98.2	97.2	97.9
要治療者	男 (人)	-	-	-
	女 (人)	1	6	3

5. 平成 26 年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数 (率)	フォロー児数 (率)
4 か月児健診	48	866	842	97.2	5 (0.6)	38 (4.5)
7 か月児相談	48	877	864	98.5	13 (1.5)	52 (6.3)
12 か月児相談	48	874	839	96.0	11 (1.3)	51 (6.1)
1 才 6 か月児健診	42	824	797	96.4	14 (1.8)	101 (12.7)
2 才児相談	45	894	842	94.2	39 (4.6)	158 (18.8)
3 才児健診	44	900	863	95.9	18 (2.1)	76 (8.8)

6. 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	26年度参加者の主訴
H23	44 (継続 1、新規 43)	105	発達の遅れ 34
H24	36 (継続 10、新規 26)	98	母親の不安等 7
H25	29 (継続 11、新規 18)	83	母乳相談、離乳食相談 3
H26	45 (継続 11、新規 34)	145	その他 1

7. 平成 26 年度 乳児ふれあい体験学習

	内 容	スタッフ
事前学習	母子保健事業について、安全な抱き方、元気な赤ちゃんを産み育てるために、質問について、当日の注意	学校教諭 保健師
体験学習	高校生：7か月児相談に参加 (26年7月から27年3月) 松尾公民館・伊賀良公民館	保健師 栄養士 学校教諭
まとめの学習	体験学習をもとに感想文をまとめる	学校教諭

*実施校 5校 (下農、長姫、風越、飯田女子、飯田) 6回 105名

8. 乳幼児学級 (平成 26 年度)

地区	教室名	対象年齢	実施回数	参加組数	延べ組数
橋北	0歳児学級	0歳	9	11	55
	橋南	1歳児学級	1歳	19	32
東野 (3館合同)	2歳児学級	2歳	17	16	175
	3歳児学級	3歳	17	6	42
羽場	0、1歳児学級	0～1歳	19	27	231
羽場・丸山	2歳児学級	2歳	18	31	268
	3歳児学級	3歳	22	16	179
丸山	すくすく	0～1歳	19	14	112
伊賀良・山本・三穂	0歳児学級	0歳	20	60	323
伊賀良	1歳児学級	7か月頃～1歳	20	65	396
	2歳児学級	2歳	20	34	420
	3歳児学級	3歳	23	32	370
山本	なかよし広場	0～1歳	20	18	133
	ちびっ子広場	2～3歳	24	21	157
三穂	みほなかよし学級	0～3歳	12	19	135
	乳幼児の広場	0～3歳	50	19	265
鼎	0歳児学級	0歳	6	37	147
	1歳児学級 (りんご学級)	1歳	11	36	194
	1歳児学級 (いちご学級)	1歳	11	39	247

	2歳児学級(たんぼぼ学級)	2歳	19	46	475
	つくし学級	3歳	22	35	394
竜丘	0歳児学級	0歳	5	23	58
	1歳児学級(チームぴよぴよ)	1歳	11	31	181
	2歳児学級	2歳児	17	20	168
	3歳児学級	3歳児	11	20	109
	川路	すくすく学級	0～3歳	12	16
松尾	0歳児学級	0歳	6	42	163
	1歳児学級Aチーム	1歳(4～9月生)	11	41	232
	1歳児学級Bチーム	1歳(10～3月生)	11	45	330
	いちごクラブ	2歳	12	47	228
	どんぐりクラブ	3歳	12	39	248
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	23	14	153
下久堅	ぽっかぽかいちご	0～1歳	11	28	112
	ぽっかぽかあひる	2～3歳	11	15	98
千代	ちよっ子クラブ	0～3歳	20	19	131
龍江	0・1歳児学級(りす)	0～1歳	11	12	80
	2・3歳児学級(ぞう)	2～3歳	12	18	120
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	18	26	217
	2歳児学級	2歳	18	18	194
	3歳児学級	3歳	17	16	137
上郷	0歳児学級	0歳	5	32	91
	1歳児学級	1歳	15	52	261
	2歳児学級	1歳	12	32	146
	3歳児学級	3歳	11	36	182
上村	ひよこちゃんの日	0～3歳	7	3	12
南信濃	すこやか学級	0～3歳	11	8	34
合計	26年度		708	1267	8773
	25年度		685	1391	9054
	24年度		704	1,245	8,306
	23年度		771	1,303	9,157
	22年度		745	1,375	9,560

スタッフ・講師

保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

5-3 成人保健

1. 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
胃検診	2,430	2,545	5,687	4,425	4,091	4,008
子宮頸がん検診	1,912	1,750	2,387	2,015	1,831	2,141
乳房検診	3,088	2,677	4,748	4,103	4,226	4,582
肺がん検診	7,694	7,310	8,121	8,359	8,023	7,794
大腸がん検診	3,818	3,945	9,268	8,508	8,552	8,923

*子宮頸がん検診、乳房検診、大腸がん検診は、がん検診推進事業を含む。

(1) 子宮がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精密検査結果					未受診
			がん	異形成	頸管炎	その他	異常なし	
H22	1,750	29(1.7)	2	7	-	13	6	1
H23	2,387	56(2.3)	-	21	-	28	2	5
H24	2,015	44(2.2)	-	18	-	13	2	11
H25	1,831	46(2.5)	-	19	4	17	1	5
H26	2,141	55(2.6)	4	11	4	22	6	8

*22～26年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳房検診

ア. 乳房検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H22	409	18(4.4)	-	2	2	1	3	7	3
H23	1,781	56(3.1)	-	12	7	7	4	11	15
H24	1,513	53(3.5)	-	5	5	16	4	10	13
H25	1,629	38(2.3)	-	1	12	11	1	5	8
H26	1,736	47(2.7)	1	11	17	11	3	4	0

*23年度からエコー単独検診。

イ. マンモグラフィ検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精密検査結果							未受診
			がん	乳腺症	乳腺のう胞	乳腺腫瘍	乳腺線維腺腫	その他	異常なし	
H22	2,268	71(3.1)	3	9	9	5	-	20	12	13
H23	2,967	96(3.2)	3	12	-	-	2	21	22	36
H24	2,590	95(3.7)	6	9	6	-	4	10	33	27
H25	2,597	107(4.1)	3	16	14	-	6	15	46	7
H26	2,846	99(3.5)	5	16	20	-	6	16	31	5

*22～26年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

*23年度より偶数年齢を対象。

(3) 肺がん検診

ア. ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H22	528	30(5.7)	1	-	18	2	9
H23	1,658	92(5.5)	3	11	47	4	27
H24	2,605	184(7.1)	1	1	136	25	21
H25	2,546	112(4.4)	6	1	74	11	20
H26	2,514	159(6.3)	5	1	104	16	33

*24年度より対象年齢が40～74歳になる。

*23年度より偶数年齢を対象。

イ. レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H22	6,782	123(1.8)	8	56	36	1	22
H23	6,463	111(1.7)	3	46	39	-	23
H24	5,754	91(1.6)	6	45	20	-	20
H25	5,477	97(1.8)	5	45	24	-	23
H26	5,280	135(2.6)	7	58	46	-	24

*17年度より65歳以上の方を対象に、結核検診と併用して全市で実施。

(4) 大腸がん検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	ポリープ	大腸憩室	肛門疾患	その他	異常なし	
H22	3,945	381(9.7)	8	100	17	27	6	84	139
H23	9,268	855(9.2)	14	223			83	158	377
H24	8,508	711(8.4)	6	123			82	84	416
H25	8,552	672(7.9)	17	181			87	135	252
H26	8,923	748(8.4)	20	241			89	211	187

(5) 胃検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H22	2,545	329(12.9)	1	229	35	-	64
H23	5,687	784(13.8)	10	552	73	-	149
H24	4,425	581(13.1)	5	416	42	-	118
H25	4,091	422(10.3)	1	315	17	-	89
H26	4,008	434(10.8)	1	327	29	38	39

(6) 平成26年度がん検診推進事業

ア. 子宮頸がん検診 (20歳及びH21～24年度の対象者のうち未受診者)

年齢	対象者数	受診数	受診率
平成5年4月2日～平成6年4月1日生	466	47	10.1%
昭和63年4月2日～平成4年4月1日生	1,162	135	11.6%
昭和58年4月2日～昭和62年4月1日生	1,243	211	17.0%
昭和53年4月2日～昭和57年4月1日生	1,439	262	18.2%
昭和48年4月2日～昭和52年4月1日生	1,702	297	17.5%
合計	6,012	952	15.8%

イ. 乳がん検診 (マンモグラフィ検診) (40歳及びH21～24年度の対象者のうち未受診者)

年齢	対象者数	受診数	受診率
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生	720	270	37.5%
昭和43年4月2日～平成47年4月1日生	1,550	239	15.4%
昭和38年4月2日～昭和42年4月1日生	1,492	229	15.3%
昭和33年4月2日～昭和37年4月1日生	1,563	197	12.6%
昭和28年4月2日～昭和32年4月1日生	1,770	276	15.6%
合計	7,095	1,211	17.1%

ウ. 大腸がん検診

年齢	対象者数	受診数	受診率
40歳	1,450	309	21.3%
45歳	1,382	248	17.9%
50歳	1,282	240	18.7%
55歳	1,293	244	18.9%
60歳	1,462	371	25.4%
合計	6,869	1,407	20.5%

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	内訳 (B+C 精密検査)	
	40歳	1,395				A	B+C
H25	40歳	1,395	441	集団検診	320	A 211人	B+C 109人 (34.6%)
	45歳	1,322		個別検診	121	A 94人	B+C 27人 (22.3%)
H26	40歳	1,450	480	集団検診	332	A 271人	B+C 61人 (18.4%)
	45歳	1,384		個別検診	148	A 116人	B+C 32人 (21.6%)

*H25年度より実施。H26～基準値を変更。

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

平成 20 年 4 月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、医療保険者は 40～74 歳の加入者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査「特定健康診査」を実施することが義務付けられた。

ア 受診状況 平成 25 年度

	男性	女性	計
対象者数	8,332	9,131	17,463
受診者数 計	2,554	3,544	6,098
受診率	30.7%	38.8%	34.9%

平成 25 年度特定健診実施率は 34.9%で、目標の 40%には達しなかった。女性に比べ男性の受診率が低い。

イ 特定保健指導実施状況

特定保健指導は、特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し規定された内容および方法により継続支援を行い、6ヶ月後実施評価を実施する。

	平成 25 年度
対象者数	627
終了者数	502
終了率	80.1%

終了者：特定保健指導実施方法に規定された内容および方法により 6 ヶ月後の実績評価まで完了した者
 終了率＝終了者／対象者

平成 25 年度の特定保健指導実施率は 80.1%で目標の 60%を上回っている。

(9) 生活保護受給者、被支援者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付) に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、健康増進法の厚生労働省令で定める健康増進事業として市町村が実施することになっている。福祉課に対象者の抽出を依頼し、特定健診(集団)に合わせ実施している。

平成 26 年度受診者数：4 人

2. 健康教育

(1) 実施回数と参加人数

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開催回数	395	51	119	-	94	3	662
参加延人員	6,705	863	2,616	-	2,001	29	12,214

個別健康教育の実施状況

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託
高血圧	284		284		27		27	
脂質異常症	496		496		53		53	
糖尿病	364		364		15		15	
喫煙	7		7					
計	1,151		1,151		95		95	

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア. 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19年開始）

イ. 対象者：65歳以上の一般市民

ウ. 内容：ずくバンドによる筋力づくり運動 自主活動グループ

エ. 参加状況（平成26年度）

地区	実施回数	実人員	参加延べ人数
橋北	48	11	352
橋南	50	9	193
羽場	46	21	636
丸山	94	37	895
東野1	24	8	192
東野2	24	6	144
伊賀良	21	15	133
山本	47	10	258
鼎	46	26	887
竜丘	50	22	903
川路	19	10	113
松尾	50	16	488
下久堅	39	9	161
上久堅	24	13	172
千代	34	8	150
龍江	49	30	820
上郷	44	25	741
座光寺	46	16	390
計	755	292	7,628

(3) 運動教室

ア. 教室の状況

実 技

講 話 血圧について、食事について、血液ドロドロ実験 保健師、栄養士
健康と運動について、家庭でできる運動の紹介 等 健康運動指導士

講座名	腰痛予防	腰痛予防
対象年齢	男性 40～70 歳	男・女 40～70 歳
会 場	伊賀良公民館	松尾公民館
回 数	5 回	5 回
講 師	アイスク 梅村和代 健康運動指導士	アイスク 梅村和代 健康運動指導士
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック (血圧・体重) ・長座位前屈 ・活動量計による活動消費量・歩数測定 ・ストレッチやいすに座ってできる簡単な運動を通じて、硬くなった関節や筋肉をほぐしていく。 ・ミニ健康講座 ・アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック (血圧・体重) ・長座位前屈 ・活動量計による活動消費量・歩数測定 ・ストレッチやいすに座ってできる簡単な運動を通じて、硬くなった関節や筋肉をほぐしていく。 ・ミニ健康講座 ・アンケート調査
スタッフ	健康運動指導士 保健師、栄養士	健康運動指導士 保健師、栄養士

イ. 参加状況 (1回でも参加した人)

講 座 名	腰痛予防 男性	腰痛予防 男女
実 人 員	13	34
延 べ 人 数	54	149
1 回平均人数	10.8	29.8

(4) 男性健康教室

ア. 対象

第 6 分団 (下久堅地区消防団)

第 1・2・3 分団 (旧市地区消防団)

イ. 会場・内容

初回と最後に、体重・血圧・腹囲測定を行う。

地 区	下久堅	旧市
会 場	下久堅公民館	保健センター
第1回目	食事（バイキング）、カロリー計算、 基準のご飯量 メタボリックシンドロームについて	食事（バイキング）、カロリー計算、 基準ご飯量 メタボリックシンドロームについて
第2回目	喫煙について コンビニ弁当カロリー当てクイズ 歯の話、咬合力測定	プラステンについて 運動
第3回目	高血圧について 運動 プラステンについて	歯の話、咬合力測定 アルコールパッチ テスト 飲み物カロリー当てクイズ

ウ. 参加状況

	下久堅	旧市
実 人 員	34	26
延べ人数	76	49
1回平均人数	25.3	16.3

エ. スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

(5) 健康教室

ア. 会場：鼎公民館

イ. 内容

1回	開講式 自己紹介 グループワーク 健康いいだ21(第2次)について
2回	歯の健康について 楽しく動こう【運動】
3回	健診結果から あなたの食事はどうですか?【料理バイキング】
4回	バランス食について 野菜を摂りましょう【調理実習】
5回	コレステロール・糖のしくみについて 油を減らそう【調理実習】
6回	高血圧について 塩分を減らそう【調理実習】
7回	修了式 食品表示について グループワーク 食のボランティア活動について

ウ. 参加状況

実人員	延べ人数	終了者数
26人	149人	24人

(6) 広報活動

ア. いいだ FM「かざこし歳時記 健康いいだ」月1回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日：毎月第4木曜日

イ. 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年12回

健康づくりに取り組む市民の紹介。

ウ. 健康いいだ21 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ。

(7) 「健康いいだ21フェスティバル2014」 生活と健康まつりとして開催

ア. 開催月日 : 平成26年10月18日(土)

イ. 場 所 : 県公民館、県文化センター

ウ. 参加延べ人数 : 1,400人

3. 健康相談事業

(1) 健康増進(健康相談)

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高 血 圧	186	1,732
	脂 質 異 常 症	-	-
	糖 尿 病	6	8
	歯 周 疾 患	22	397
	骨 粗 鬆 症	2	27
	女 性 の 健 康	1	1
	病 態 別 (肥満、心臓病等)	15	103
総 合 健 康 相 談		185	2,026
計		417	4,294

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 215日

相談延人員 16,670人

4. 訪問指導事業

(1) 訪問指導実施状況（母子保健を除く）

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39歳以下	6	10
	40～64歳	233	261
	65歳以上	50	56
	計	289	327
個別健康教育対象者	39歳以下	3	5
	40～64歳	93	139
	65歳以上	28	51
	計	124	195
閉じこもり予防	39歳以下	1	2
	40～64歳	11	19
	65歳以上	17	26
	計	29	47
介護家族者	39歳以下	1	1
	40～64歳	10	12
	65歳以上	22	26
	計	33	39
寝たきり者	39歳以下	-	-
	40～64歳	1	1
	65歳以上	5	8
	計	6	9
認知症の者	64歳以下	1	1
	65歳以上	31	51
	計	32	52
その他	39歳以下	4	9
	40～64歳	859	1,044
	65歳以上	70	108
	計	933	1,161
合 計	計	1,446	1,830

5-4 介護予防事業

1 いきいきリハビリ事業

【目的】

身近な場所でいきいきリハビリを定期的に行うことにより、老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症などの要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。

* 高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）

* 高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）

* 支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談

健康についての学習（転倒予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔ケア）

体操、ゲーム・レクリエーション、歌唱、手芸工作、調理実習、季節の行事、

保育園児等との世代間交流

【参加者の感想】

- ・月1回楽しみにしている。月2回でも出来れば嬉しい。集まるだけでもうれしい。いろいろな経験ができて楽しい。
- ・家にはできない（体操や工作もだが、人と話したり笑ったりする）ので、出てくるだけでよかった、みんなで話すことが楽しい。
- ・毎回出てくるのが楽しみだ。何でも楽しんでできる。とても楽しみにしている。
- ・教室に来るのが一番の楽しみ。教室が待ち遠しかった。
- ・家にいるより良く、笑いの時間でうれしかった。
- ・高齢になり、他の集まりを引退した。いきいきは人生最後の集まりの場である。
- ・今までになく身体を動かすことができた。
- ・人が減ってしまい、悲しい。人が増えなくてメンバーが変わらない。

(1) 平成26年度実施状況

地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	参加1回平均	介護保険認定者(再掲)	実人員の年齢構成						
			計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
1	橋北公民館	11	10	-	10	-	75	7.5	1	-	1	2	4	1	1	1
2	小伝馬町1丁目自治会館	10	11	-	11	2	76	7.6	-	-	1	1	6	2	1	-
3	橋東中央通り公民館	12	15	-	15	-	144	12.0	1	-	-	-	6	7	2	-
4	橋北浜井町自治会館	12	8	-	8	-	96	8.0	2	-	-	-	1	4	3	-
5	橋北大王路自治会館	10	9	-	9	3	59	5.9	4	-	-	2	-	5	2	-
6	橋北江戸浜町公民館	11	11	-	11	-	104	9.5	-	-	-	3	4	3	1	-
7	橋南保健センター	31	12	-	12	-	214	6.9	3	-	-	1	4	1	5	1
8	橋南御蔵公会堂	21	11	-	11	3	136	6.5	2	-	-	1	4	4	1	1
9	橋南りんご庁舎	21	15	-	15	3	221	10.5	3	-	1	2	3	5	3	1

地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者 (再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
			計	男性	女性	新規参加										
10	正永町2丁目集会所	12	17	-	17	-	166	13.8	2	-	-	4	4	8	1	-
11	羽場 第一公会堂	11	9	-	9	-	58	5.3	3	-	1	2	1	1	3	1
12	羽場 羽場公民館	12	12	-	12	-	120	10.0	2	-	-	-	3	2	4	3
13	今宮2丁目集会場	11	23	-	23	3	126	11.5	1	-	2	5	4	6	5	1
14	丸山 丸山2丁目集会場	12	17	2	15	1	97	8.1	-	-	1	4	4	6	2	-
15	丸山 丸山4丁目集会場	20	15	-	15	1	277	13.9	-	-	-	5	3	6	1	-
16	東野 東野自治会館	21	12	-	12	2	207	9.8	1	-	-	-	1	5	4	2
17	東野 東野公民館	19	15	-	15	5	209	11.0	1	-	1	-	3	6	4	1
18	一色公民館	12	19	-	19	3	178	14.8	-	-	2	8	4	3	2	-
19	切石会館	21	18	-	18	4	134	12.2	1	-	-	3	3	10	2	-
20	上茶屋公民館	20	14	-	14	2	128	11.6	3	-	-	1	2	4	3	4
21	中平公民館	21	17	-	17	5	176	12.6	2	-	1	-	3	7	5	1
22	下山福祉センター	23	15	-	15	1	139	10.7	-	-	2	3	6	2	1	1
23	西鼎公民館	22	8	1	7	1	54	5.4	-	-	-	1	2	3	2	-
24	東鼎公民館	22	17	1	16	1	164	11.7	4	-	1	1	1	10	1	3
25	名古熊公民館	12	21	-	21	4	179	16.3	1	-	1	2	5	6	3	4
26	大瀬木コミュニティセンター	21	16	-	16	2	228	10.9	-	-	-	1	1	6	7	1
27	中村会館	21	22	-	22	1	281	13.4	2	-	-	2	7	10	3	-
28	北方会館	10	22	-	22	2	136	13.6	-	-	-	1	7	9	4	1
29	伊賀良 育良町記念会館	11	13	-	13	-	101	9.2	-	-	-	2	3	6	2	-
30	伊賀良 下殿岡集会所	20	14	-	14	1	163	8.2	-	-	1	2	10	1	-	-
31	伊賀良 上殿岡集会所	20	14	-	14	1	207	10.4	1	-	-	1	3	6	3	1
32	伊賀良 西の原集会所	20	13	-	13	1	174	8.7	2	-	-	3	3	3	3	1
33	山本 山本公民館	10	6	-	6	-	58	5.8	1	-	-	-	-	-	3	3
34	山本 大明神集会所	12	5	-	5	-	44	3.6	-	1	-	1	1	1	1	-
35	山本 久米会館	21	16	-	16	1	246	11.7	-	-	-	3	3	5	3	2
36	山本 箱川郷づくり研修センター	20	12	-	12	2	199	9.9	2	-	-	2	2	6	1	1
37	常盤台集会所	21	47	7	40	7	698	36.7	5	1	7	8	12	8	9	2
38	八幡公会堂	12	10	-	10	3	102	8.5	-	-	-	3	2	3	2	-
39	毛賀公民館	16	22	6	16	2	246	15.4	1	-	1	2	2	8	6	3
40	松尾 松尾公民館	17	24	-	24	3	291	17.1	2	-	-	4	5	10	5	-
41	松尾 代田公民館	12	47	10	37	9	353	29.4	2	-	4	16	7	11	7	2
42	松尾 久井集会場	19	18	3	15	3	213	11.8	-	-	-	-	3	11	2	2
43	松尾 上溝集会所	20	24	1	23	-	279	14.0	2	-	1	2	8	3	10	-
44	清水コミュニティ消防センター	11	31	6	25	1	187	18.7	1	-	-	7	9	9	5	1
45	新井コミュニティ消防センター	20	24	2	22	1	275	13.8	4	1	1	13	7	1	0	1

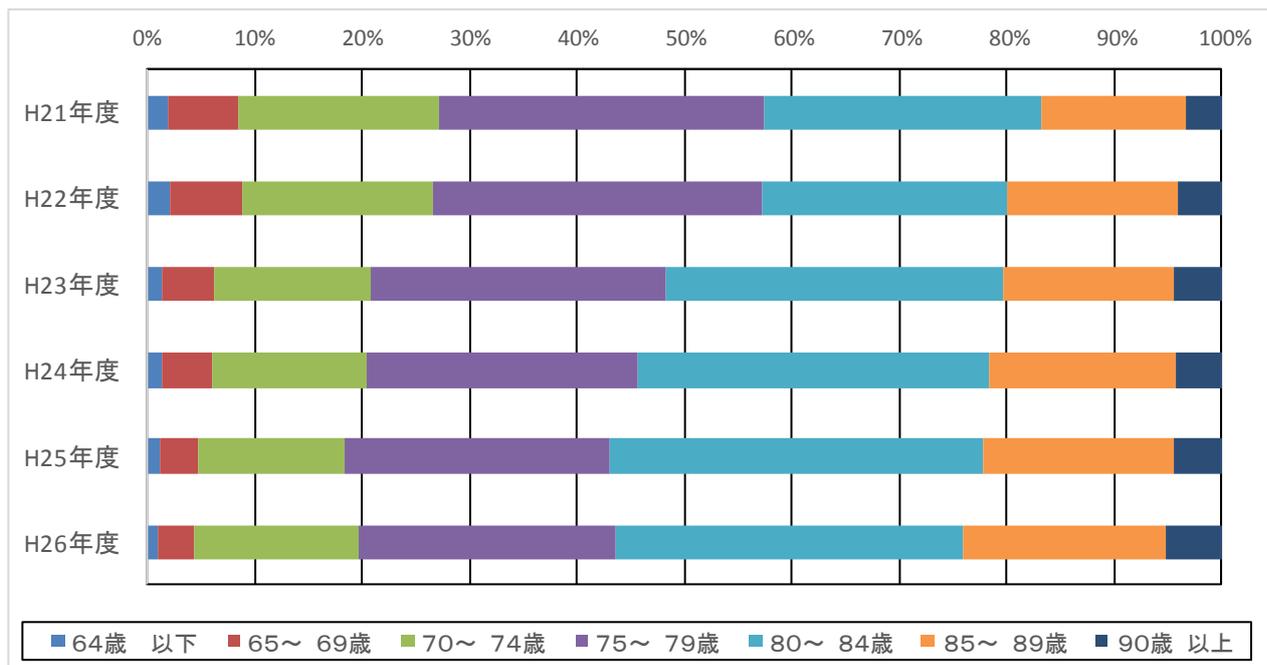
	地区	会 場 名	年 間 回 数	参加者実人員				参 加 延 べ 数	1 回 平 均 参 加 数	介 護 保 険 認 定 者 (再 掲)	64 歳 以 下	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳 以 上
				計	男 性	女 性	新 規 参 加										
46	下久堅	下久堅公民館	17	12	-	12	4	157	9.2	-	-	1	1	2	6	2	-
47		虎岩交流センター	16	7	-	7	-	98	6.1	1	-	-	1	2	2	2	-
48		下虎岩公民館	18	17	1	16	-	246	13.7	2	-	-	1	4	11	1	-
49		柿野沢区民センター	16	13	-	13	-	167	10.4	2	-	-	1	6	3	2	1
50		南原区民センター	17	12	-	10	1	178	10.5	1	-	-	2	2	4	4	-
51	上久堅	越久保センター	22	17	8	9	-	244	14.4	2	-	-	-	5	8	3	1
52		小野子下集会所	16	7	-	7	-	63	7.8	-	-	-	-	3	4	-	-
53		原平集落センター	21	11	-	11	-	135	9.6	1	-	-	2	1	8	-	-
54		大鹿区民センター	11	8	-	8	-	56	6.2	4	-	-	-	2	1	4	1
55		下平公会堂	10	9	-	9	2	53	5.3	-	-	2	1	2	2	2	-
56	千代	野池公民館	17	20	1	19	-	231	13.6	2	-	4	-	6	8	2	-
57		下村公会堂	16	18	1	17	-	158	9.9	-	1	1	4	4	4	4	-
58		米川公会堂	18	30	1	29	3	269	14.9	-	4	1	10	8	4	3	-
59		大郡農事集会所	11	15	-	15	-	134	12.2	-	3	2	6	2	2	-	-
60		米峰・毛呂窪ふれあいセンター	12	21	2	19	-	168	14.0	1	1	3	3	5	5	4	-
61	龍江	芋平公民館	11	7	-	7	2	71	6.5	-	-	-	3	-	3	1	-
62		法山振興センター	17	29	9	20	3	314	18.5	2	2	2	4	7	10	2	2
63		1区公民館	22	10	-	10	-	212	9.6	-	-	-	2	1	4	1	2
64		龍江公民館	20	12	-	12	-	133	6.7	1	-	-	1	4	5	1	1
65		3区公民館	17	9	-	9	1	133	7.8	1	-	-	-	1	5	3	-
66	尾科集会所	12	11	-	11	-	108	9.8	-	-	-	4	3	4	-	-	
67	竜丘	時又ふれあいセンター	11	15	-	15	-	111	10.1	4	-	-	2	7	3	2	1
68		上川路公民館	12	14	-	14	-	144	12.0	2	-	-	-	1	5	6	2
69		駄科区民センター	11	23	-	23	-	204	18.5	2	-	-	3	9	5	4	2
70		駄科集落センター	11	15	-	15	-	116	10.5	4	-	-	-	2	6	5	2
71		長野原区民センター	12	26	1	25	-	200	16.6	2	-	1	3	5	12	5	-
72	竜丘公民館	11	37	2	35	-	241	21.9	-	-	3	5	9	12	8	-	
73	川路	2・3区公民館	11	13	-	13	-	107	9.7	-	-	1	4	5	3	-	-
74		川路公民館	10	5	-	5	-	39	3.9	-	-	-	-	2	1	2	-
75		6区コミュニティセンター	12	18	2	16	-	191	15.9	-	-	-	8	4	6	-	-
76		竜峽会館	12	10	2	8	2	109	9.1	1	-	1	1	2	2	3	1
77		8区公民館	11	25	2	23	2	168	15.3	-	-	-	3	5	12	5	-
78	三穂	北伊豆木(第2集会所)	12	6	-	6	3	62	5.2	-	-	-	-	-	5	1	-
79		第5集会所	10	11	-	11	-	92	9.2	1	-	-	-	2	5	4	-
80		立石第11集会所	12	10	-	10	4	84	7.0	-	-	-	-	3	5	2	-
81		悠愛館(下瀬)	11	6	1	5	-	50	4.5	1	-	-	-	2	1	3	-

地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者 (再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
			計	男性	女性	新規参加										
82	黒田研修センター	19	10	-	10	-	134	7.1	-	-	-	2	2	6	-	
83	下東消防コミュニティーセンター	12	8	-	8	1	78	6.5	1	-	-	2	3	1	2	-
84	御殿山コミュニティーセンター	11	16	-	16	-	143	13.0	2	-	-	4	6	4	2	-
85	多世代交流プラザ	12	10	-	10	1	90	7.5	-	-	-	2	2	4	2	-
86	上黒田集落センター	18	11	-	11	-	160	8.9	3	-	-	1	2	2	5	1
87	南条集落センター	12	13	-	12	1	121	10.1	-	-	-	1	4	6	2	-
88	楽寿会	10	12	3	9	-	104	10.4	-	-	-	1	1	7	2	1
89	城東3号公園	10	11	-	11	1	85	8.5	-	-	-	3	4	3	1	-
90	別府上コミュニティーセンター	21	14	1	13	1	214	10.2	-	-	-	7	2	1	3	1
91	別府児童館	11	7	-	7	3	90	8.1	1	-	-	2	2	2	1	-
92	丹保研修センター	11	18	-	18	1	180	16.4	2	-	-	1	7	8	1	1
93	北条振興センター	19	12	-	12	1	172	9.1	1	-	-	1	4	3	4	-
94	飯沼南自治会館	19	16	-	16	1	203	10.7	3	-	-	-	4	5	4	3
95	2区会所	12	6	-	6	-	63	5.2	-	-	-	1	-	1	3	1
96	恒川・清水会所	12	8	-	8	1	76	6.3	1	-	-	3	-	-	3	2
97	北市場会所	12	6	-	6	-	55	4.5	1	-	-	-	3	2	-	1
98	原・宮崎会所	18	14	-	14	3	146	8.0	1	-	-	3	5	3	3	-
99	宮の前会所	18	13	-	13	-	199	11.0	3	-	-	2	2	3	5	1
100	大堤集会所	19	14	-	14	2	191	10.0	-	-	-	3	5	5	1	-
合計		1,526	1,499	76	1,420	128	15,768	1,081	118	14	52	229	359	485	283	77

(2) 参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者 (再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H21	104	1,762	1,817	19,770	11.2	105	36	118	339	551	469	243	61
H22	101	1,693	1,710	18,525	10.9	117	35	108	285	493	466	258	65
H23	100	1,685	1,647	19,339	11.5	125	23	79	240	453	517	260	75
H24	100	1,643	1,551	17,427	10.6	122	21	73	222	392	507	271	65
H25	99	1,537	1,539	16,523	10.8	126	20	52	212	379	534	272	70
H26	100	1,526	1,499	15,768	10.3	118	14	52	229	359	485	283	77

(3) 参加者の年齢構成の推移



参加者は高齢化しており、後期高齢者が80.3%を占めている。
参加者の7.9%は介護保険の認定を受けている。

2 健脚大学フォロー教室

【目的】体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】概ね75歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H21	5	118	148	1,852	15.7
H22	5	118	134	1,904	16.1
H23	5	112	142	1,983	17.7
H24	5	112	171	2,055	18.3
H25	5	108	152	2,079	19.3
H26	5	108	147	1,846	17.1

(2) 参加者アンケート結果 回答数：81人

健脚大学に参加して、何らかの効果があつたと答えた方は、81人中73人で91%であった。
教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項目	人数
筋力が維持・向上した	54
体力がついた	44
関節の痛みが減った	31
その他	10

5-5 精神保健

1. 精神訪問指導

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
精神保健	230	145	195	170	150

2. こころの相談窓口

* 実施日 毎月第2・4月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）

* 会場 市役所保健センター（H27.1月～りんご庁舎）

* 相談員 南信地域活動支援センター 精神保健福祉士

* 実施状況（平成26年度）

① 実施回数 17回

② 相談実人数 19人

③ 相談延べ人数 25人

④ 相談者の年齢内訳

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	計
相談者	1	1	4	8	8	3	25
対象者	1	2	4	6	6	6	25

⑤ 本人からの相談 13人、家族からの相談 12人

3. こころの健康づくり

（1）広報・啓発活動

① ホームページの作成

② 自殺予防週間（9月）
のぼり旗の掲示

③ 自殺対策強化月間（3月）

パンフレット「みんなで守りましょう大切な『いのち』」の各戸配布
のぼり旗・ポスターの掲示
FMいいだ

（2）研修会・講演会の開催

① 介護保険事業者における精神障がい者理解のための研修

② 民生児童委員会における精神障がい者支援のための研修

③ 教職員のメンタルヘルスに関する講演会

5-6 栄養指導

1. 母子保健

対象者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
パパママ教室		5	33	—	—	妊娠中の食生活について
離乳食講座	初期	12	200	—	—	乳児の発達にあわせた離乳食の形態、作り方、与え方の実習と具体的な離乳食指導
	後期	10	130	—	—	
乳児	4か月児	48	842	48	383	離乳食の開始と進め方
	7か月児	48	864	48	398	離乳食中期の正しい在り方・1日に食べたい量と発達段階にあわせた固さ 3回食にむけて
	12か月児	48	839	48	416	1日の目安量・実物展示 グループワークからの疑問
幼児	1歳 6か月児	42	797	42	397	幼児食について おやつとの与え方・噛むことの大切さ
	2歳児			45	842	個別相談 虫歯予防とあごの発達をふまえたおやつ の工夫
	3歳児	44	863	44	404	食育への意識づけ
乳 幼 児		47	704			乳幼児学級 食事とおやつ の指導
学童・生徒 小学生 中学生 高校生		1	137			食事づくり体験を通し食への関心を高める 正しい食習慣を実践できるように ふれあい体験学習
そ の 他		4	49	21	21	その他 乳幼児食指導・乳幼児訪問 ぱくぱくキッチン
合 計		309	5,458	296	2,861	

2. 生活習慣病予防及び健康増進

対 象 者	集団指導		個別指導		内 容
	回数	延人数	回数	延人数	
健 康 教 室 (継 続)	7	149	/	/	栄養・運動・休養の学習
男 性 健 康 教 室	6	125	/	/	消防団への生活習慣病予防のための食事を中心とした学習
特 定 保 健 指 導	-	-	423	423	特定健診時に食事調査を行い結果報告
健 康 増 進 教 室 (講座・単発の事業)	60	1,534	/	/	栄養・運動・休養 食生活全般 高齢者・男性他
まちづくり委員会 健康福祉委員会等	1	13	/	/	生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員	403	18,008	/	/	伝達講習会、文化祭
そ の 他	/	/	4	4	訪問指導、健康相談
合 計	477	19,829	427	427	

5-7 歯科保健

1. 母子歯科保健

対象者	回数	延人数	内 容
妊 婦	5	34	妊娠中の歯科保健、歯科検診のすすめ
1 歳 児	48	839	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの実習、上顎前歯唇面のむし歯予防
1歳6か月児	42	797	カリオスタット検査とその説明、卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫
2 歳 児	45	842	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3 歳 児	44	863	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、6歳臼歯の重要性とむし歯予防、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖への注意
小 学 校 歯科保健指導	13	1.970	むし歯、歯周病予防のための歯の健康講話、ブラッシング指導
そ の 他	22	255	乳幼児学級・療養センター等でのブラッシング指導、乳幼児訪問指導・保育園での歯科保健指導
合 計	219	5.600	

歯科検診結果

	該当児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1人当たり むし歯本数 (本)
1歳6か月児	824	797	96.7	10	1.3	40	4.0	0.05
3歳児	900	863	95.8	146	17.5	530	3.6	0.6

2. 成人歯科保健

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	14	200	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象にサリバスター検査、歯科相談、ブラッシング指導
各種健康教室等	29	938	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、歯周疾患の原因と対策、効果的なブラッシング実習、定期歯科検診の重要性
合 計	43	1.138	

3. 高齢者歯科保健

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	13	118	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	4	64	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能向上の必要性・歯周病予防
合 計	17	182	

5-8 結核予防

1. 一般住民定期健康診断受診状況

年 度	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率
22 年度	23,367	6,782	29.0
23 年度	29,523	6,463	21.9
24 年度	29,671	5,754	19.4
25 年度	31,040	5,477	18.4
26 年度	31,037	6,170	19.9

* 平成 17 年度より結核予防法の改正により検診対象年齢が 65 歳以上となった。

2. 平成 26 年度健診結果

(1) 間接撮影結果

受診者数	異常を認めず (%)	要精密検査となったもの (%)
5,280 人	5,145 人 (97.4)	135 人 (2.6)

(2) 精密検査結果

肺がん	6 人
その他の肺疾患	3 人
その他の疾患	55 人
異常なし	43 人
未受診	28 人

3. 結核登録患者数及び新発生状況 (平成 26 年)

(1) 結核登録患者数の推移

年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
登録患者数	27 人	23 人	19 人	14 人	17 人
新登録者数 (一部再掲)	13 人	7 人	9 人	11 人	9 人

(2) 新登録患者の年代別・性別区分 (平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

年 齢	新 登 録 者 (人)		
	男	女	計
0 ～ 9 歳	1	-	1
10 ～ 19 歳	-	-	-
20 ～ 29 歳	-	-	-
30 ～ 39 歳	-	1	1
40 ～ 49 歳	1	-	1
50 ～ 59 歳	-	1	1
60 ～ 69 歳	-	-	-
70 歳 以上	5	-	5
計	7	2	9

(3) 結核登録患者活動区分 (平成 26 年)

	肺 結 核				肺外結核 活動性	不活動性 結 核	活動性 不 明	総 数
	登録時喀痰塗抹陽性		登録時そ 他の結 核菌陽性	登録時 菌陰性 その他				
	初回治療	再治療						
人数	5	-	-	1	1	9	1	17

5-9 献血

(1) 飯田市献血実績

(単位：人)

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
飯伊献血実績	3,215	2,839	2,837	2,813	2,720

飯 田 市 実 績	2,554	2,194	2,193	2,124	2,076
200ml 献血者 (構成比)	539 21.1%	398 18.1%	410 18.7%	307 14.5%	236 11.4%
400ml 献血者 (構成比)	2,015 78.9%	1,796 81.9%	1,783 81.3%	1,817 85.5%	1,840 88.6%

※ 現在、成分献血は移動献血車では実施せず、県内では長野献血ルーム (T O i G o)・松本献血ルーム (サントビューネ)・長野県赤十字血液センター諏訪出張所の 3 箇所のみで実施している。

5-10 健康福祉委員等活動

1. 組織の概要

平成 19 年 3 月までは、飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が、市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 624 人が活動している。

<各地区健康福祉委員等人数>

ブロック	A		B		C		D		E	
地 区	橋 北	12 人	三 穂	21 人	竜 丘	32 人	松 尾	36 人	座光寺	40 人
	橋 南	41	山 本	21	川 路	7	下久堅	18	上 郷	94
	羽 場	15	伊賀良	88	鼎	85	上久堅	4	上 村	8
	丸 山	14					千 代	33	南信濃	15
	東 野	17					龍 江	23		

2. 健康福祉委員等研修会

各地区の代表者連絡会を開催し、統一して取り組む課題について研修会を行っている。

全 市	平成 26 年 6 月 16 日	飯田市健康福祉委員等研修会 鼎文化センター 講演 肥満・糖・血圧 ～今日から活かす生活習慣病予防エッセンス～ 講師 東海大学医学部抗加齢ドック教授 久保 明 先生	参加者 242 人
	平成 26 年 5 月 9 日	飯田市健康福祉委員等代表者会 健康いいだ 21 について 歩こう動こうプラステン (+10 分)	18 人
各地区	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市統一課題 1 歩こう動こうプラステン (+10 分) 2 糖尿病予防について ・ その他各地区に応じた内容 	

5-11 食生活改善推進活動

1. 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2. 飯田市食生活改善推進協議会

16 支部から 2 名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいだ 21 の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

合同研修会	平成 26 年 6 月 3 日	講演「食菓同源～わが家の食医になろう～」 講師 国際中医師・国際薬膳師 青山洋子 先生 健康体操「よろこびを忘れずに」 講師 健康運動指導士 村沢由美子 先生	参加者 82 名
飯田市伝達講習会①	平成 26 年 6 月 3 日	・「健康いいだ 21（第 2 次）について」 ・塩分控えめ・野菜たっぷりメニュー	30 名
飯田市伝達講習会②	平成 26 年 7 月 11 日	・「こうや豆腐の機能性について」 ・こうや豆腐を使ったメニュー	30 名
飯田市伝達講習会③	平成 26 年 10 月 15 日	・「歩こう動こうプラステン(+10)」 ・乳製品を使ったメニュー	30 名
飯田市伝達講習会④	平成 27 年 2 月 5 日	・「野菜をおいしく食べるコツ」 ・野菜ソムリエさんのレシピ	27 名
県推進大会 (塩尻市県総合教育センター)	平成 26 年 9 月 10 日	・第 46 回長野県食生活改善推進大会	27 名

3. 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数(人)	参加会員延数(人)
伝達講習会	63	980	796
地区活動	56	740	588
7 か月相談試食補助	48	863	51
子ども・親子料理教室	58	1,612	260
いきいき教室・高齢者教室	22	496	77
文化祭(準備含む)	20	5,854	158
分館事業 各種教室・団体料理教室 その他(フォーラム等)	136	7,463	533
合計	403	18,008	2,463

5-12 救急医療対策事業

1. 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制					
在宅当番医制事業 (第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）					
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後3時					
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分					
	〔眼科当番〕					
休日夜間急患診療所運営事業 (第1次救急医療体制)	診療科目 内科・小児科 診療日 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） および 午前9時～午後5時 診療時間 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分					
病院群輪番制 病院運営事業 (第2次救急医療体制)	診療科目 内科・外科					
	病院群輪番制協定病院名					
	<table border="0"> <tr> <td>飯田市立病院</td> <td>輝山会記念病院</td> </tr> <tr> <td>飯田病院</td> <td>慶友整形外科病院</td> </tr> <tr> <td>健和会病院</td> <td>市瀬整形外科</td> </tr> </table>	飯田市立病院	輝山会記念病院	飯田病院	慶友整形外科病院	健和会病院
飯田市立病院	輝山会記念病院					
飯田病院	慶友整形外科病院					
健和会病院	市瀬整形外科					
<table border="0"> <tr> <td> 郡 下伊那赤十字病院 </td> <td>下伊那厚生病院</td> </tr> </table>	郡 下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院				
郡 下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院					
休日夜間テレフォンセンター	紹介時間 24時間体制 (午後10時30分から翌朝8時30分までは、音声案内)					

2. 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月

（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

区分		年度				
		22	23	24	25	26
休日	診療日数	72	72	74	74	74
	利用者数	1,565	1,690	1,758	1,703	1,816
	1日平均	21.7	23.5	23.8	23.0	24.5
夜間	診療日数	365	366	365	365	365
	利用者数	4,884	5,282	4,978	4,373	4,360
	1日平均	13.4	14.4	13.6	12.0	11.9

5-13 保健センターの概要

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター	上村保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3092-9	飯田市上村 742-3
規模	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	318.70	2,399.34	/	490.00
床面積 1 階	300.97	433.32		241.89
2 階	303.75	(庁舎と併設)		258.99
3 階	276.22			
延床面積	880.94	433.32		500.88
開館	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 59 年 5 月 10 日	昭和 58 年 4 月 1 日
建設費	134,563 千円	436,410 千円	158,813 千円	45,666 千円
財源内訳				
国庫補助金	32,228 千円	18,390 千円	21,415 千円	12,402 千円
県費補助金	8,000 千円	8,000 千円	8,000 千円	5,910 千円
起債	66,600 千円	192,400 千円	102,100 千円	19,572 千円
一般財源	27,735 千円	217,620 千円	27,298 千円	7,782 千円
合計	134,563 千円	436,410 千円	158,813 千円	45,666 千円

5-14 予防接種

平成26年度実施状況

種	集団接	ワクチン種類		予診票発 送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	H26年度以 前の予診票 での接種	接種総数 (飯田市実 施分)		
	児童	ジフテリア 破傷風 (二種混合)	二期	990	976	98.6	5	981		
個別接種	乳幼児	B	C	G	858	577	67.2	268	845	
		ジフテリア 百日せき 破傷風 (三種混合)	一期	初回	—	—	—	1	1	
					追加	—	—	—	56	56
		ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ (四種混合)	一期	初回	2,574	1,994	77.5	588	2,582	
					追加	1,001	710	70.9	154	864
		急性灰白髄炎	一期	初回	—	—	—	77	77	
					追加	—	—	—	295	295
		日本脳炎	一期	初回	1,824	1,540	84.4	275	1,815	
					追加	916	714	77.9	288	1,002
				二期	2,465	721	29.2	322	1,043	
		麻しん風しん (MR) 混合	一期	851	719	84.5	114	833		
			二期	914	864	94.5	0	864		
		ヒブワクチン	初回	2,574	2,221	86.3	352	2,573		
			追加	851	703	82.6	164	867		
		小児用肺炎 球菌 ワクチン	初回	2,574	2,221	86.3	361	2,582		
			追加	851	708	83.2	135	843		
		水痘ワクチン	1回	4,035	2,035	50.4	—	2,035		
			2回	1,648	546	33.1	—	546		
				子宮頸がん予防ワクチン	—	—	—	2	2	
			高齢者	高齢者のインフルエンザ	31,942	21,244	66.5	—	21,244	
				成人用肺炎球菌ワクチン	32,326	13,360	41.3	—	13,360	

※H26年10月から、水痘と高齢者肺炎球菌が定期化された。

5-15 不妊治療費助成事業

申請実績

年 度	申請者数 (実)	のべ件数	補助金額 (円)
H18	31	31	2,866,114
H19	32	43	3,191,619
H20	45	66	5,699,590
H21	40	60	5,072,655
H22	50	71	5,683,588
H23	47	73	6,062,858
H24	58	89	8,168,885
H25	62	98	8,817,357
H26	61	93	8,312,079

5-16 後期高齢者医療制度

1. 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

後期高齢者医療のポイント

医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。

すべての被保険者に保険料を負担していただきます。

保険料の額は前年の世帯の所得に応じて決定されます。

保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。

資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。

窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

保険料のしくみ

保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

平成26年度の保険料額

均等割額 40,347円	+	所得割額 前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33万円） × 所得割率 8.10%	=	1人当たりの 保険料
-----------------	---	----------------------------------------------------	---	---------------

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって次のように軽減されます。

- 8.5割軽減 → 33万円を超えない世帯（世帯内の被保険者が年金収入のみで、それぞれが80万円以下の場合）は9割軽減
- 5割軽減 → 33万円+26万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）を超えない世帯
- 2割軽減 → 33万円+47万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、当分の間「均等割額」が9割軽減され、所得割額負担はありません。

2. 高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	計	伸 率	対人口比	75 歳 以上	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当	受給者数	伸 率	対人口 比
20 年度	16,691	-1.0	15.3	16,084	607	301,405	0.8	13.9
21 年度	16,895	1.2	15.6	16,341	554	306,556	1.7	14.2
22 年度	17,021	0.7	15.8	16,542	479	311,637	1.7	14.5
23 年度	17,148	0.7	16.0	16,727	421	316,130	1.4	14.8
24 年度	17,241	0.5	16.2	16,851	390	320,453	1.4	15.0
25 年度	17,349	0.6	16.8	16,983	366	323,876	1.0	15.4
26 年度	17,429	0.4	16.7	17,287	345	325,789	0.6	15.5

3. 後期高齢者医療の状況（平成 26 年度）

（1）医療費

	総医療費 (千円)	医療給付費 (千円)		再掲(千円)				
		うち 7 割分	うち 9 割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費	
飯田市	14,215,203	13,109,573	641,981	12,467,592	12,789,458	37,767	170,758	103,536
長野県	262,072,343	241,394,977	9,911,187	231,483,789	235,978,328	857,892	2,374,948	2,019,760

	葬祭費		対象人員 (人)	1 人当り 医療費 (円)
	金額	件数(件)		
飯田市	50,450	1,009	17,429	815,606
長野県	967,750	19,355	325,789	804,424

（2）飯田市の保険料収納状況

①現年度分

特別徴収（年金天引き）				普通徴収（口座振替・現金納付）			
調定額	収入額	未納額	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率
596,093	596,093	0	100.00	360,406	358,461	1,945	99.46

単位：千円、%

合 計			
調定額	収入額	未納額	収納率
956,499	954,554	1,945	99.80

②過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）				
調定額	収入額	不納欠損額	未納額	収納率
3,056	2,145	201	710	70.20

5-17 医療給付事業

1. 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども医療費給付のみ所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書ごとに500円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担 区分	一部 負担
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等		
子ども					
入院 0歳～小学校3年 外来 0歳～小学校就学前	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 小学校4年～中学校3年 外来 小学校1年～中学校3年		なし	なし	市 100	
障害者					
身障手帳1・2級	福祉課 障害福祉係	特別障害者 手当準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳3級		所得税非課 税者		特別障害者 手当準拠(所 得税非課税 者除く)	
療育手帳A1・A2・B1	保健課 医療給付係	特別障害者 手当準拠	特別障害者 手当 準拠	県 1/2 市 1/2	あり
65歳以上国民年金法 施行令別表該当		所得税非課 税者			
精神保健福祉手帳 1級(通院のみ)	福祉課 障害福祉係	特別障害者 手当準拠(所 得税非課税 者除く)	特別障害者 手当準拠	市 100	あり
精神保健福祉手帳 2級(精神通院のみ)		特別障害者 手当準拠			
精神通院(精神保健福祉手帳 1、2級を除く)		特別障害者 手当準拠			
母子家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養手 当準拠(一部 支給)	児童扶養手 当 準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手 当準拠			
父母のない子		児童扶養手 当準拠			

* 一部負担「あり」の負担額は、1レセプトあたり500円

2. 福祉医療制度に対する所得制限一覧（H26. 4. 1 現在）

（1）障害者に対する所得制限

特別障害者手当 (障害者本人に支給)	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

児童扶養手当 (母子家庭の母等に支給)	扶養親族等数	本人（母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所得額	所得額
	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3. 子ども医療費給付金

(1) 給付実績（決算ベース）

単位：給付額 円、対象者 人

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
給付額	176,939,696	180,016,545	169,567,200	167,825,451	172,594,725
県費	43,988,000	43,805,000	41,362,000	41,393,000	40,104,000
市費	132,951,696	136,211,545	128,205,200	126,432,451	132,490,725
対象者	14,549	14,487	14,267	14,113	13,892
備考	中学校3年生まで に拡大				

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児（所得制限なし、1,000円の一部負担金）
- S49. 4. 1 3歳未満児（所得制限なし、一部負担金を廃止）
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入（10日以上入院については所得制限なし）
ただし、10日未満の入院は市単で実施
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H11. 4. 1 4歳未満児（所得制限なし） 3歳児は市単 予算額2,300万円
- H12. 4. 1 4歳児（所得制限あり） 4歳児は市単 予算額450万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児（所得制限あり） 市単 予算額200万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
（所得税非課税世帯）
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当の限度額を導入
 - ・0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・4歳～小学校就学前児 外来 児童手当＋所得税非課税（市単）
- H17. 8. 1
 - ・0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
 - ・4歳～就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1
 - ・0歳～就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1
 - ・0歳～中学校就学前児
- H21. 10. 1
 - ・県制度変更 受給者負担金300円→500円（飯田市は300円据置）
- H22. 4. 1
 - ・県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大（外来は据置）
- H22. 4. 1
 - ・0歳～中学校卒業年度まで（平成22年4月診療分から適用）
- H22. 10. 1
 - ・制度変更 受給者負担金500円（平成22年10月診療分から適用）

4. 平成 26 年度給付状況

(1) 重度心身障害者

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
重心 県単	83,597,123	18,161	1,073	95.7	98.5
市単	5,933,446	3,140	276	104.8	103.0
県単 65歳以上国民年金別表該当	156,673,091	47,069	2,580	97.1	96.1
合計	246,203,660	68,370	3,929	96.8	97.2

(2) 子ども

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
県単 就学前の入・外 小1～小3の入院	80,209,142	52,992	13,892	96.9	98.4
市単 小1～小3の外来 小1～中3の入・外	92,385,583	60,168		107.8	
合計	172,594,725	113,160	13,892	101.8	98.4

(3) 母子等

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
県単	33,712,398	17,161	2,300	100.3	99.3

(4) 父子

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
県単	2,562,704	1,135	184	102.9	97.4

(5) 総合計

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
総合計	455,073,487	199,826	20,305	99.1	98.3

5-18 国民健康保険

1. 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、世界的な経済危機の影響等によって急速に雇用情勢が悪化する中、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況に陥っている。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、他の医療保険に加入できない高齢者や保険税負担能力の比較的低い人が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成 20 年 4 月から「後期高齢者医療制度」と医療費適正化の総合的な推進策として「特定健診・特定保健指導」などが開始され、退職者医療制度については平成 26 年度までに退職被保険者となった人が前期高齢者となるまでの経過措置とされた。現在は国保制度創設以来の大改革として、平成 30 年度から都道府県も保険者とする新制度についての施行準備が行われている。

飯田市国民健康保険では厳しい財政状況の中で、平成 27 年度の国民健康保険税について、医療分、後期高齢者支援金分、介護分のあん分率を平均 5.2%引き上げる改定を行った。

2. 保険給付等の状況

(1) 療養の給付(被保険者一部負担の残りは国保が負担)

①被保険者の一部負担金は、年齢などに応じた負担割合(病院窓口等の負担割合)

70 歳以上 75 歳未満の 現役並み所得者	3 割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと 1 割または 2 割負担の人でも一律 3 割負担。申請により認められると差額分を後で支給。
昭和 19 年 4 月 1 日以前の生まれで 75 歳未満	1 割	
昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれで 75 歳未満	2 割	
義務教育修学前(6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前)	2 割	
上記以外	3 割	

②70 歳以上 75 歳未満の人の場合の自己負担限度額(1 カ月に負担する限度額がある)

所得区分	自己負担額	
	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 +医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1% (過去 12 カ月以内に B の自己負担限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円)
一 般	12,000 円	44,400 円
低 所 得 者 II	8,000 円	24,600 円
低 所 得 者 I	8,000 円	15,000 円

*低所得者 I、II の適用には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になる。

*外来(個人単位) A の限度額を適用後に入院と合算し世帯単位で限度額 B を適用する。個人単位で一医療機関の窓口払いは限度額までとなる。

(2) 療養費の支給

①入院時食事療養費(被保険者一部負担の残りは国保が負担)

入院中の1食の食事代にかかる費用のうち一定の額を負担。

一 般 (下記以外)		1食 260円	住民税非課税世帯等の人 は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。(申請により交付)。申請月の初日より認定証を発行。 長期該当認定には申請が必要。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食 210円	
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	長期該当 1食 160円	
低所得者Ⅰ		1食 100円	

②申請による支給

次のような場合は、いったん全額自己負担。その後申請し、審査で決定すればあとで保険者負担分(年齢等による負担割合)である7割から9割を支給。

- ・不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けた。
- ・旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けた。
- ・骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた。
- ・海外渡航中に治療を受けたとき。(治療目的で渡航した場合を除く。)

(医師が認めた場合だけの適用)

- ・手術などで輸血に用いた生血代。(親族から血液を提供された場合を除く。)
- ・コルセットなどの補装具代。
- ・はり、灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

③高額療養費の支給

同じ月内の医療費の一部負担金自己負担限度額を超える場合に、申請をして認められれば限度額を超えた分を支給する。

ア. 70歳未満の自己負担限度額(高額療養費算定基準額)

- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算する。
- ・入院・外来の場合は別計算。また、同じ医療機関でも歯科は別計算。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

○平成27年1月1日から

区分	所得要件	3回目まで	4回目以降	世帯合算
ア 上 位 所 得 者	国保税課税所得が 901万円を超える	252,600円 (医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	140,100円	それぞれ 21,000円 以上
	国保税課税所得が 600万円を超え 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	93,000円	
ウ 一 般	国保税課税所得が 210万円を超え 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	44,400円	
	国保税課税所得が 210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

- 世帯合算：ひとつの世帯内で同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。
- 多数該当：過去 12 カ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が 4 回以上になれば、多数該当として、4 回目以降の限度額を適用する。
- 事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代の減額の対象となる。（①参照）

イ. 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・外来は個人単位で計算し、入院を含む場合は世帯単位で計算する。
- ・病院、診療所、診療科の区別はなく、少額の自己負担、調剤薬局の自己負担も含めて合算する。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

70 歳以上	自己負担限度額（世帯単位）		
	外来（個人）		
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円	4 回目以降の限度額
		（医療費が 267,000 円を超えたときは、超えた分の 1%を加算）	
一般	12,000 円	44,400 円	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

- 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。昭和 20 年 1 月 20 日以降生まれの 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。
- 低所得者Ⅱとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人に当たる。
- 低所得者Ⅰとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人にあたる。
- 外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ. 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳未満と以上に分け、70 歳以上の外来（個人単位）をまず計算する。その後、入院を含んだ場合は世帯単位の限度額で計算し、これに 70 歳未満の医療費（21,000 円以上の自己負担額）を合算して 70 歳未満の国保世帯全体の限度額にあてはめる。

エ. 高額の治療を長期間続ける場合

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を病院の窓口へ提出すれば、毎月の自己負担限度額は 10,000 円（上位所得者は 20,000 円）となる。

④高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できる。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年額）に支給基準額（500 円）を加えた額を超えたときは、その超えた分が支給される。

●平成 26 年 8 月から平成 27 年 7 月までの自己負担限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70 歳未満			70 歳以上 75 歳未満		
上位所得者	ア	176 万円	現役並み所得者	IV	67 万円
	イ	135 万円			
一 般	ウ	67 万円	一 般	III	56 万円
	エ	63 万円			
住民税非課税世帯	オ	34 万円	低所得者 II	II	31 万円
			低所得者 I	I	19 万円

○平成 27 年 8 月以降の自己負担限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70 歳未満			70 歳以上 75 歳未満		
上位所得者	ア	212 万円	現役並み所得者	IV	67 万円
	イ	141 万円			
一 般	ウ	67 万円	一 般	III	56 万円
	エ	60 万円			
住民税非課税世帯	オ	34 万円	低所得者 II	II	31 万円
			低所得者 I	I	19 万円

* 低所得者 I で介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

⑤移送費の支給

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑥訪問看護療養費の支給（被保険者一部負担の残りは国保が負担）

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

①出産育児一時金の支給 420,000 円

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

②葬祭費の支給 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

(4) 国保の給付が受けられない事例

①病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶

②業務上のケガや病気

これは、雇用主が負担すべきものであり、労災保険の対象となる。

③国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。
けんかや泥酔などによる傷病。
医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3. 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の合算額で課税される。（介護納付金課税額については40歳から64歳までの方）

(2) 国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ①所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ②資産割額 固定資産税額を基に算出する。
- ③均等割額 被保険者1人あたりにかかる税額。
- ④平等割額 被保険者の1世帯あたりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	10.00%	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

・賦課限度額は、医療分520,000円、支援金分170,000円、介護分160,000円。

(3) 軽減措置

①低所得世帯に対する応益割額の軽減

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。（所得の申告がない場合は軽減の適用外）

総 所 得 金 額	軽減率
33万円以下のとき	7割
(26万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	5割
(47万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	2割

②特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。（①と併用）

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	二分の一
特定継続世帯	四分の一

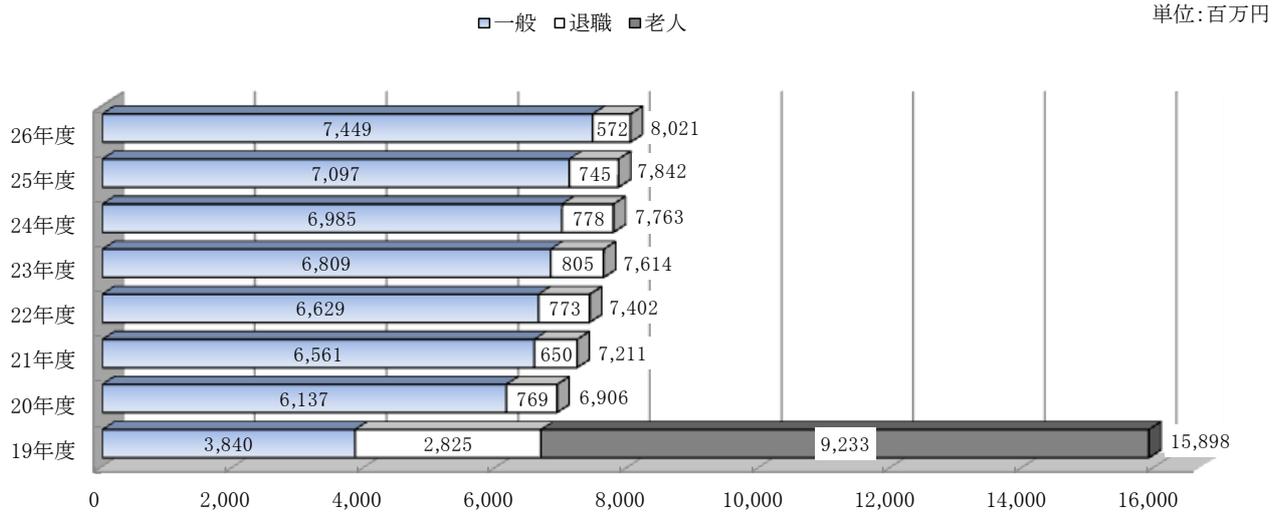
③非自発的失業者（65歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を30/100とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。（①②と併用）

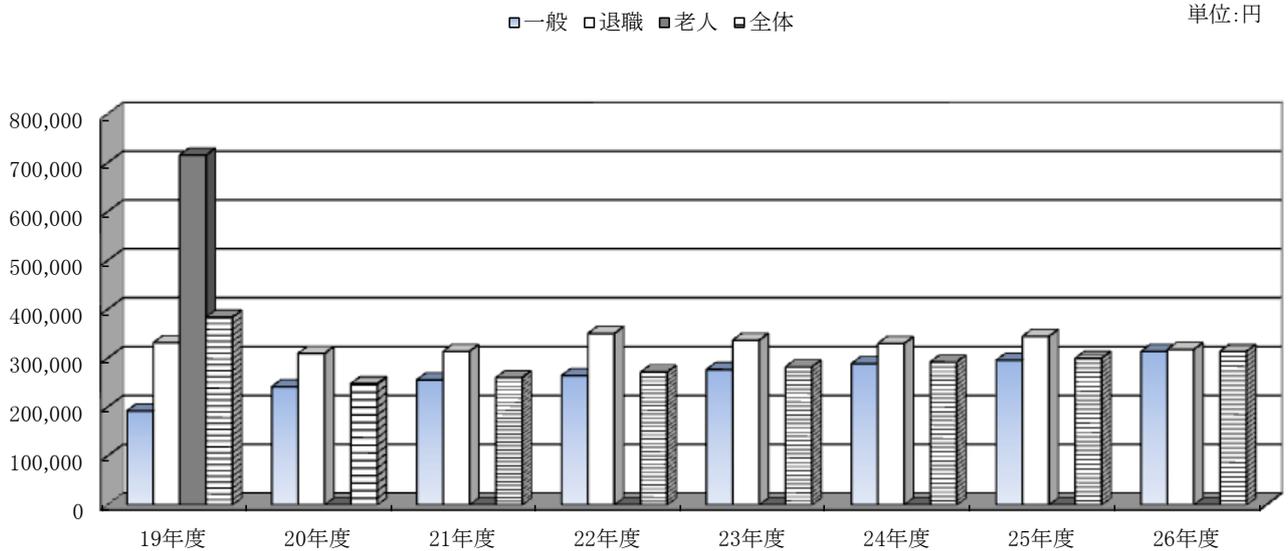
4. 被保険者等の状況

年度	世帯数			（年度平均） 全市人口	（年度平均） 国保被保険者	加入率 %	老人（再掲）		退職被保険者等 （再掲）		介護第2号被保険者 （再掲）	
	（年度平均） 全市	（年度平均） 国保世帯	加入率 %				（年度平均） 被保険者	割合 %	該当	（年度平均） 被保険者	割合 %	該当
17	36,682	21,357	58.2	106,770	42,159	39.5	13,829	32.8	7,331	17.4	11,154	26.5
18	37,458	21,501	57.4	107,570	41,991	39.0	13,350	31.8	8,072	19.2	10,816	25.8
19	37,639	21,501	57.1	106,971	41,356	38.7	12,895	31.2	8,512	20.6	10,320	25.0
20	37,797	15,830	41.9	106,480	27,831	26.1	—	—	2,479	8.9	10,003	35.9
21	37,819	15,307	40.5	105,782	27,711	26.2	—	—	2,069	7.5	9,934	35.8
22	37,931	15,023	39.6	105,255	27,246	25.9	—	—	2,204	8.1	9,862	36.2
23	38,097	15,126	39.7	104,738	26,956	25.7	—	—	2,387	8.9	9,893	36.7
24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	—	—	2,357	8.9	9,606	36.2
25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	—	—	2,160	8.3	9,154	35.0
26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	—	—	1,798	7.0	8,688	34.1

5. 総医療費の推移



6. 一人当たりの医療費



7. 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全体		一般		退職		老人	
	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)
19年度	384,414	4.4	192,473	0.0	331,847	2.8	716,052	7.5
20年度	248,133	△ 35.5	242,073	25.8	310,100	△ 6.6	0	△ 100.0
21年度	260,250	4.9	255,887	5.7	314,326	1.4	0	—
22年度	271,680	4.4	264,710	3.4	350,877	11.6	0	—
23年度	282,460	4.0	277,145	4.7	337,172	△ 3.9	0	—
24年度	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1	0	—
25年度	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5	0	—
26年度	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8	0	—

8. 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

① 一般+退職（老人以外）

年度	入院			入院外			歯科			計		
	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)
19	17.3	16.2	75,235	710.9	1.6	87,854	126.3	2.5	18,001	854.5	2.1	181,090
20	17.5	15.5	80,561	726.5	1.6	92,257	134.4	2.5	19,370	878.4	2.0	192,187
21	17.8	15.6	89,499	729.2	1.6	93,651	132.9	2.5	18,697	879.9	2.0	201,847
22	18.3	15.2	94,072	730.7	1.6	100,326	135.0	2.4	18,723	884.0	2.0	213,121
23	18.6	15.1	96,199	768.5	1.6	105,298	142.1	2.4	18,744	929.2	2.0	220,241
24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649

② 老人

年度	入院			入院外			歯科			計		
	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)
19	64.8	17.3	310,023	1,415.1	1.9	231,336	118.2	2.6	21,272	1,598.1	2.6	562,631
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者支援金(千円)	前期高齢者納付金(千円)	老人保健医療費拠出金(千円)	介護納付金(千円)
	件数(件)	給付額(千円)	件数(件)	給付額(千円)	件数(件)	給付額(千円)				
19	351,412	4,901,784	15,623	99,416	6,535	448,569			1,420,919	513,382
20	356,257	4,941,378	16,257	99,931	8,023	530,553	1,111,251	1,337	206,580	479,317
21	357,556	5,146,699	16,803	104,408	8,367	584,968	1,207,601	3,287	86,593	445,191
22	355,778	5,290,497	16,598	99,906	9,220	647,224	1,101,649	1,779	20,418	462,806
23	370,765	5,453,414	15,951	98,246	9,260	658,267	1,221,737	3,503	—	518,273
24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	—	543,380
25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	—	561,456
26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	—	567,828

9. 平成 26 年度保健事業

事業名	内 容
1 特 定 健 康 診 査 等 事 業	<p>(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を平成 29 年度までに 25%減少することを目標として実施。</p> <p>① 対 象 者 40～74 歳の国保被保険者 18,198 人 (H26.04.01 現在)</p> <p>② 助 成 額</p> <p>ア 集団健診（40～64 歳） 5,992 円（自己負担額 2,000 円） 40 歳時及び非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>イ 個別健診（65～74 歳） 5,816 円（自己負担額 2,500 円） 非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>③ 受診者数 5,807 人</p> <p>(2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。</p> <p>① 情 報 提 供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。</p> <p>② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1 回以上の面接による支援と 6 カ月経過後に面接等で実績評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 525 人 ・6 カ月後評価終了者 342 人 <p>③ 積 極 的 支 援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後 3 カ月以上の継続的な支援を行い、6 カ月経過後に面接等で実績評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 191 人 ・6 カ月後評価終了者 110 人
2 歯 科 健 診 事 業	<p>(1) 歯科健診費用助成</p> <p>① 対 象 者 20 歳～50 歳、62 歳の国保被保険者</p> <p>② 助 成 額 5,480 円 （自己負担額 1,000 円）</p> <p>② 受診者数 66 人</p>

<p>3 健康 フェ ス テ ィ バ ル 等</p>	<p>(1) 健康いいだ 21 フェスティバル 健康で明るいまちづくりを進める一環として、市民が直接見たり、体験したりすることを通じて、自らの健康に対する意識を高めることを目的に、健康いいだ 21 フェスティバルを「生活と健康まつり 2014」にあわせ開催。</p> <p>① 期 日 10月18日(土) ② 会 場 県文化センター、県公民館 ③ 内 容 ア 各種展示(生活習慣病予防・こころの健康) イ 体験コーナー ・体組成チェック ウ 食育推進大会、食育コーナー 各種展示</p> <p>(2) 第29回飯田やまびこマーチ事業支援 期日 4月25日(土)～26日(日)</p>
<p>4 エ関普 イす及 ズる啓 予知発 防識事 にの業</p>	<p>成人式記念誌に、飯田市国民健康保険からのPRとしてエイズ予防に関する記事を掲載。</p>
<p>5 医 療 費 適 正 化 事 業</p>	<p>レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。</p> <p>(1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 2回(4、5、6月診療分)(7、8、9月診療分) (3) 医療費分析 病類統計(5月診療分)、国保連リスト・健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動</p>
<p>計</p>	<p>52,279千円</p>

6 飯田市社会福祉協議会

6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1. 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2. 所在地

飯田市栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとびあ飯田）

3. 運営

(1) 組織及び議決機関（平成 27 年 4 月 1 日現在）

① 執行及び議決機関

- ア. 会長 1 名 イ. 副会長 3 名 ウ. 常務理事 1 名
エ. 監事 3 名 オ. 理事 15 名（会長、副会長、常務理事を含む）
カ. 評議員 31 名

② 部会、委員会の設置

- ア. 専門部会 社協の活動推進を図るため、専門的な調査、研究を行う。
（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）
イ. 生活福祉資金調査委員会 ウ. 善意銀行運営委員会
エ. 結婚相談員会 オ. ボランティアセンター運営委員会

③ 職員体制 281 名（常勤職員のみ。他非常勤 252 名）

- ア. 社協総括 常務理事 1 名
イ. 総務課
（ア）事務局 職員 9 名
ウ. 地域福祉課
（ア）事務局 職員 14 名
（イ）いいだ地域包括支援センター 職員 11 名
（ウ）かわじ地域包括支援センター 職員 7 名
（エ）かなえ地域包括支援センター 職員 6 名
（オ）南信濃地域包括支援センター 職員 2 名
エ. 介護福祉課
（ア）事務局 職員 3 名
（イ）ヘルパーステーション 職員 34 名
（ウ）デイサービスセンター
・上郷デイサービスセンター 職員 18 名
・竜東デイサービスセンター 職員 13 名
・竜東知久平デイサービスセンター 職員 4 名
・北部デイサービスセンター 職員 10 名
・いいだデイサービスセンター 職員 8 名
・南信濃デイサービスセンター 職員 3 名
（エ）訪問入浴サービス 職員 3 名
（オ）介護相談センター 職員 13 名
オ. 特別養護老人ホーム飯田荘 職員 47 名
カ. 特別養護老人ホーム第二飯田荘 職員 35 名
キ. 特別養護老人ホーム遠山荘 職員 34 名
ク. いいだ成年後見支援センター 職員 3 名
ケ. 飯田市生活就労支援センター 職員 3 名

(2) 事業 (平成 26 年度実績)

① 地域福祉部門

	事業区分	主な事業内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動推進事業	・地域福祉活動推進研修会の開催
	②地域福祉活動コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域福祉活動計画の策定	・17 地区で支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者リフレッシュ事業 (1 泊 実施なし) ・家庭介護者ふれあい相談事業 (日帰り 441 名参加)
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 16,583 食
	⑦有償移送サービス事業	・高齢者・障がい者等歩行困難な要援護者に対する移動を援助する事業 9 地区で実施 年間 4,843 回
	⑧小地域福祉活動事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援 (ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、合同研修会、有償サービス立上げ支援等)
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立を目的に介護と育児援助を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 1,199 名 延べ 4,278 回
	⑩母子・父子事業	・文集「ははこ草」発行支援 ・1 日バス旅行、いきいき講座支援
	⑪身体障害者福祉推進事業	・障害者関係団体活動助成 ・「福祉のつどい」「障害者スポーツ大会」「身障協運動会」等支援
	⑫ふれあい福祉センター運営事業	・見守り支え合い事業推進 ・二次予防対象者介護予防事業、フォローアップ事業
相談・貸付事業	① 特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 199 件 ・相談員 1 名 (専任相談員)
	②法律相談事業	・相談延べ件数 108 件 ・相談員 15 名 (弁護士会の協力による)
	③結婚相談事業	・相談延べ件数 136 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④貸付事業	・生活福祉資金 5 件 3,839,000 円 ・生活つなぎ資金 56 件 1,778,000 円 ・善意銀行(払出し 3,110,404 円、預託 1,979,156 円)
共同募金配分事業	①地区配分事業	・地区の各種地域福祉事業への配分 ・公園の遊具修繕配分
	②歳末激励地域福祉配分事業	・特別支援学級や社会福祉施設等への激励金
	③私立保育園配分金	・市内私立保育園 7 園に対して 50,000 円を限度に配分
	④障害者共同作業所配分金	・市内精神障害者施設等 7 施設に対して 50,000 円を限度に配分
	⑤市社会福祉協議会事業	・NPO、ボランティア団体活動支援 ・配食、移送サービス事業 ・敬老の日事業等 (歳末激励事業からの配分を含む)

② ボランティア部門

福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ 535 名 ・高校生を対象として春休みに東日本大震災被災地支援活動を実施 参加者 16 名
	②福祉活動実践校事業	・小学校 4 校、中学校 3 校、高校 1 校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障害）、高齢者疑似体験、ボランティア講話に延べ 141 名の講師を派遣
ボランティア活動推進に関する事業	①ボランティアグループ活動支援	・43 のボランティアグループ等の活動に対して助成
	②ボランティア養成事業	・点訳、朗読、要約筆記、手話奉仕員、傾聴ボランティア養成の各講座を実施 受講者 103 名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成講座修了者フォローアップ講座	・被災時のボランティア需給調整役となるコーディネーターの養成講座修了者のフォローアップ
	④声の広報・点字広報等提供事業	・「広報いいだ」等の情報を視覚障害者向けに朗読（カセットテープ、CD 収録）、点訳をし、提供する。
	⑤ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・ボランティア相談のコーディネート 年間 137 件 ・備品、車両の貸出
	⑥障害者支援事業	・障害者料理教室 月 2 教室 10 名
	⑦介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座修了者 30 名

【 関係団体等の支援 】

区 分	主な支援内容
飯田市身体障害者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長野県支部飯田地区（わたの実会）	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

【 赤い羽根共同募金実績（平成 26 年度の募金額） 】

募金種別	目標額（円）	実績額（円）	実績率（%）	備 考
戸別募金	11,300,000	11,304,004	100.04	目安額 1 戸 650 円
法人募金	3,000,000	3,032,700	101.09	市内約 1,100 社
街頭募金	700,000	811,878	115.98	赤十字奉仕団等の奉仕で実施
学校・職域・その他の募金	200,000	362,556	181.28	市内小学校、中学校、高校、市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	300,000	223,029	74.34	歳末たすけあい、各団体・個人等
合 計	15,500,000	15,734,167	101.92	

③ 飯田市福祉会館（さんとびあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障害者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成8年12月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、(社福)長野県知的障害者育成会Lサポート「あいあい」、NPO法人飯伊圏域障害者総合支援センター「ほっと すまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

平成26年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数	福祉会館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
347日	4,502	39,461	536	39,967
前年度比	102.2%	109.8%	147.2%	115.3%

7 保健・社会福祉施設等一覽

7-1 市内保健福祉施設

1. 保健センター

(H27.4.1現在)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯 田 市 保 健 セ ン タ ー	大久保町2534(改築中)	市		22-4511
鼎 保 健 セ ン タ ー	鼎中平1890-1	〃		22-7100
上 郷 保 健 セ ン タ ー	上郷飯沼3092-9 飯田市上郷公民館内	〃		24-7744
上 村 保 健 セ ン タ ー	上村754-2	〃		0260-36-2211

2. 診療所 (市立分のみ)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
休 日 夜 間 急 患 診 療 所	東中央通5-96	市		23-3636
千 代 診 療 所	千代932-5	〃		59-2014
上 久 堅 診 療 所	上久堅7513-5	〃		29-7015
三 穂 診 療 所	伊豆木4321-1	〃		27-4139
上 村 診 療 所	上村844-2	〃		0260-36-2050
上 村 歯 科 診 療 所	上村846	〃		0260-36-2089

3. 授産施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
今 宮 福 祉 企 業 セ ン タ ー	今宮町4丁目5608-9	市	30	22-3536
上 久 堅 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上久堅7513-1	〃	20	29-7026
鼎 福 祉 企 業 セ ン タ ー	鼎中平1961	〃	30	22-2901
上 郷 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上郷飯沼1743-1	〃	30	22-4039
上 村 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上村605	〃	15	0260-36-2069
南 信 濃 福 祉 企 業 セ ン タ ー	南信濃和田1541	〃	30	0260-34-2246

4. 老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員		電話番号
			入所	ショート	
信 濃 寮	鼎一色551	(社福)萱垣会	80		22-1338
ハートヒル川路	川路3457-1	(社福)ゆいの里	100	2	27-2208

(2) 軽費老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
ヴィラ 緑 風 苑	山本 6719	(社福)綿半野原 積善会	50	25-3960
ケアハウス かみさと	上郷飯沼 477-1	(社福)八反田	30	53-7728

(3) 老人福祉センター

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
山本老人福祉センター	箱川 22-1	市	25-2277
南信濃老人福祉センター	南信濃和田 2326-2	〃	0260-34-2249

(4) 介護予防拠点施設

ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014	市	22-0091 (松尾自治振興センター)
飯田市かさまつのさと	大瀬木 1106-1	〃	25-4222
上村ふれあいセンター	上村 844-2	〃	0260-36-2835

5. 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

名 称	所 在 地	担 当 地 区	電話番号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、 座光寺、上郷	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406-31	鼎、伊賀良、山本	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	松尾、下久堅、上久堅、千代、 龍江、竜丘、川路、三穂	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	上村、南信濃	0260-34-1066

(2) いいだ成年後見支援センター

名 称	所 在 地	摘 要	電話番号
いいだ成年後見支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	成年後見制度の相談窓口	53-3187

6. 児童福祉施設

(1) 乳児院

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
風 越 乳 児 院	丸山町 4-7490-1	(社福)飯田風越 福 社 会	10	22-4127

(2) 母子生活支援施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯 田 市 北 方 寮	北方	市	18	22-2788

(3) 児童養護施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
風 越 寮	丸山町 4-7537-10	(社福)飯田風越 福祉会	50	22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町 305-6	(社福)長姫福祉会	30	22-3875

(4) 児童発達支援事業 (重心)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯田市子ども発達センター ひまわり	松尾新井 5933-2	市	5	23-6097

(5) 保育所

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
丸 山 保 育 園	今宮町 2-113-2	市	80	22-2077
座 光 寺 保 育 園	座光寺 1716	〃	150	22-1147
松 尾 東 保 育 園	松尾寺所 5645-1	〃	150	52-2289
下 久 堅 保 育 園	下久堅知久平 940-2	〃	120	29-8055
上 久 堅 保 育 園	上久堅 7606	〃	45	29-7053
龍 江 保 育 園	龍江 4680	〃	90	27-3681
竜 丘 保 育 園	桐林 378	〃	110	26-8417
川 路 保 育 園	川路 3467-2	〃	45	27-3202
三 穂 保 育 園	伊豆木 5451-14	〃	45	27-3774
山 本 保 育 園	山本 3340-2	〃	90	25-2440
中 村 保 育 園	中村 1840-1	〃	90	25-7217
殿 岡 保 育 園	下殿岡 1020	〃	110	25-3707
鼎 東 保 育 園	鼎下山 538-2	〃	60	22-3878
鼎 み つ ば 保 育 園	鼎名古熊 2339	〃	150	53-3277
上 郷 東 保 育 園	上郷飯沼 784-1	〃	150	22-2440
上 郷 西 保 育 園	上郷黒田 1488	〃	150	22-2441
上 村 保 育 園	上村 856-18	〃	30	0260-36-2143
和 田 保 育 園	南信濃和田 2596	〃	45	0260-34-2306
飯 田 仏 教 保 育 園	箕瀬町 1-2453	(社福)たちばな会	220	24-0402
飯 田 中 央 保 育 園	中央通り 2-9	(社福)白 鳥 会	220	22-4134
飯 田 子 供 の 園 保 育 園	馬場町 3-501	(社福)子 供 の 園	60	22-1389
時 又 保 育 園	時又 329	(社福)松 美 会	150	26-9208
風 越 保 育 園	丸山町 2-6728	(社福)和 順 福 祉 会	140	22-2389
伊 賀 良 保 育 園	大瀬木 1103	(社福)笠 松 会	150	25-7123
育 良 保 育 園	北方 130	(社福)白 鳥 会	140	23-5873
慈 光 保 育 園	宮の前 4410-1	(社福)慈光福祉会	45	23-1390
さくら 保 育 園	山本 600-1	(社福)洗 心 会	60	28-1050
さくら 保 育 園 久 米 分 園	久米 858-10	〃	20	25-3801
羽 場 保 育 園	白山通り 3-351-2	(社福)和 順 福 祉 会	70	23-1388

明星保育園	鼎切石 3928	(社福) 明星会	120	24-8020
高松保育園	上郷黒田 236	(社福) 伊那福祉会	90	22-4095
あすなろ保育園	育良町 3-15-2	(社福) あすなろ会	30	23-4656
千代保育園	千代 932-5	(社福) 千代しゃくなげの会	45	59-2144
千代保育園千栄分園	千栄 1526-7	〃	15	59-2005
慈光松尾保育園	松尾城 3796-3	(社福) 慈光福祉会	250	22-2244
〔保育園合計 (公立 18 園、私立 15 園、私立分園 2 園)〕			3,535	

*平成 18 年 3 月 31 日、鼎西保育園を閉園。

*平成 18 年 4 月 1 日、千代保育園を社会福祉法人千代しゃくなげの会に経営移管。(千代保育園千代分園)

*平成 22 年 3 月 31 日、松尾保育園を閉園。

*平成 22 年 4 月 1 日、(社福) 慈光福祉会 慈光松尾保育園を開園。

*平成 25 年 3 月 31 日、上郷南保育園、上郷北保育園を閉園。

(6) 認定こども園 一覧表

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
慈光めぐみ保育園	伝馬町 2 丁目 31	(学校) 高松学園	20	24-0415
サンタクララ保育園	松尾代田 1420-1	(学校) マリア学園	18	22-2916
入舟保育園	宮ノ上 4730	(学校) 信濃キリスト教学園	20	24-5350
勅使河原学園保育園	上郷黒田 1880-1	(学校) 勅使河原学園	50	22-7720
〔私立 4 園〕			108	

7. 幼稚園

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
鼎幼稚園	鼎下茶屋 2242	市	120	23-2341
慈光幼稚園	伝馬町 2 丁目 31	(学校) 高松学園	240	24-0415
ルーテル幼稚園	仲ノ町 1 丁目 7	(宗教) 日本福音ルーテル教会	60	22-2213
聖クララ幼稚園	松尾代田 1420-1	(学校) マリア学園	138	22-2916
入舟幼稚園	宮ノ上 4730	(学校) 信濃キリスト教学園	90	24-5350
勅使河原学園幼稚園	上郷黒田 1880-1	(学校) 勅使河原学園	90	22-7720
〔幼稚園合計 (公立 1 園、私立 5 園)〕			738	

8. その他の子育て支援施設等

(1) 児童福祉センター・児童館・児童クラブ

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町 2-113-1	市	50	52-3463
座光寺児童センター	座光寺 1726-1	〃	50	53-2530
竜丘児童センター	桐林 2451-1	〃	50	26-8614
山本児童センター	山本竹佐 693	〃	50	25-8835
鼎児童センター	鼎中平 2451-9	〃	50	52-0910
高松児童館	上郷黒田 238-1	〃	30	52-3485
別府児童館	上郷別府 1195	〃	非登録制	24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町 1丁目 3503	〃	25	22-8656
橋南児童クラブ	追手町 1丁目 25-1	〃	25	52-6135
松尾第1第2児童クラブ	松尾城 4014	〃	100	52-6050
松尾第3児童クラブ	松尾城 3800-1	〃	40	52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平 118-1	〃	30	29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅 7606	〃	10	29-7001
龍江児童クラブ	龍江 3539	〃	25	27-4544
川路児童クラブ	川路 3457-1	〃	20	27-5160
三穂児童クラブ	伊豆木 3778	〃	20	27-2166
伊賀良第1第2児童クラブ	大瀬木 1106-1	〃	100	25-4222
切石児童クラブ	鼎切石 4635-1	〃	30	53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼 3118	〃	40	52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平 1958-3	〃	30	23-2162
アイキッズスクエア	北方 130	(社福) 白鳥会	30	23-5873
千代学童クラブ	千代 932-5	(社福) 千代しゃくなげの会		59-2144

(2) つどいの広場

名 称	所 在 地	設 置 主 体	規 模	電 話 番 号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008	市	10	23-9666
子育てサロン おしゃべりサラダ	本町1丁目15 本町蔵	おしゃべりサラダ	10	49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 時又保育園併設	(社福) 松 美 会	10	26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 育良保育園併設	(社福) 白 鳥 会	10	23-5873
ひだまりサロン	鼎名古熊 597-1 名古熊老人憩いの家	(NPO) ひだまり	10	52-2239
くまさんのおうち	千代 932-5 千代公民館内	(社福) 千代しゃくなげの会	10	59-2144
わいわいひろば	松尾代田 610 飯田女子短期大学	学校法人 高松学園	10	22-0070 内線 193
おしゃべりポトフ	山本 3378 山本公民館 大会議室	おしゃべりサラダ	10	49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町4丁目5501-1 (かざこし子どもの森公園内)	環境文化教育機構株式会社	10	59-8080
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241-1 飯田市上郷地域休養施設	(公社) 飯田広域シルバ ー人材センター	10	22-8690
KanKan リトルジャイアント	飯田市龍江 7087 あざれあ	感環自然村	10	49-8132

- *平成 19 年 6 月 12 日、アイキッズスクエアいくらを開設。
- *平成 20 年 4 月 1 日、カンガルークラブを開設。
- *平成 20 年 4 月 1 日、なかよし広場ぞうさんを開設。
- *平成 22 年 7 月 12 日、わいわいひろばを開設。
- *平成 23 年 5 月 13 日、おしゃべりポトフを開設。
- *平成 25 年 7 月 9 日、親子であそぼ♪森っこを開設。
- *平成 26 年 10 月 17 日、ゆるり飯沼を開設
- *平成 26 年 11 月 6 日、KanKan リトルジャイアントを開設

7-2 介護保険事業者一覧

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

(H27.4.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
ヘルパーステーション「りんご」	大通り 1 丁目 19 番地 1 南ビル 2 F	52-1651
おさひめ介護福祉事業部	追手町 1 丁目 44 番地	22-2940
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
飯田サポート・ヘルパーステーション	高羽町 1 丁目 4 番 12	24-8758
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	22-3622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 1 3 8 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 581 番地	56-8130
社会福祉法人みなみ信州指定訪問介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	27-2208
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	22-1338
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
ヘルパーステーションみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
ヘルパーステーションかわの	豊丘村河野 1669 番地 3	34-3636
阿智村社協指定訪問介護事業所	阿智村春日 3291 番地 4	45-2113
訪問介護ステーションみらい	松川町上片桐 2621-6	37-1033

2. 訪問入浴介護

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
飯田市社協訪問入浴サービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ニチイケアセンター鼎	高羽町 1 丁目 4 番地 7	56-0261
アースサポート飯田	飯田市鼎名古屋 2518 番地 1	21-2311
ニチイケアセンター伊那	伊那市上新田 2767 番地 1	77-3411
あったか伊那	伊那市御園 1293 番地 5	77-2131

3. 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田病院訪問看護ステーションたんぼぼ	大通 1 丁目 15 番地 (飯田病院)	22-8620
訪問看護ステーション健和会	鼎中平 1936 番地 (健和会病院)	21-4525
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地 (飯田市立病院)	21-1299
輝山会訪問看護ステーション	毛賀 1707 番地 (輝山会記念病院)	26-6677
ふたば訪問看護ステーション	座光寺 3595	59-7627
訪問看護ステーションふれあい	高森町吉田 481 番地 13	35-1277
円会訪問看護ステーション	高森町牛牧 2468 番地 4	35-7550
南部訪問看護ステーションさくら	阿南町北條 2009 番地 1	0260-31-1003
あち訪問看護ステーション	阿智村駒場 447 番地 2	49-0211

4. 訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	24-6655
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3115
飯田市立病院	八幡町 438 番地	21-1255
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511

5. 通所介護 (デイサービス)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
デイサービスセンター「メイプル」	大通 1-30-2	56-8735
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194

下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
健和会デイサービスセンター	鼎西鼎 581 番地	56-4643
ニチケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1537
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	48-5678
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
くれよんデイサービスセンター	座光寺 5807 番地	56-9056
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	25-7953
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
いいだケアセンター	北方 1270 番地 4	25-1008
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	26-8820
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	26-3410
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	27-4102
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
宅老所ふれあい街道ニイハオ	鼎切石 4080 番地 1	24-2180
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	48-6069
リハビリ専門デイサービス殿岡のりんご	下殿岡 1584 番地 1	48-6970
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
竜東知久平デイサービスセンター	下久堅知久平 781 番地	29-6117
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
わか葉	松尾寺所 7041 番地	53-4330
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
宅老所「ぬくもり」	山本 6722 番地 151	28-2280
宅老所きらら	山本 592 番地 2	55-3169
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
デイサービスセンター田中の家	龍江 3283 番地 1	27-4610
ワンダフルデイ	羽場町 2 丁目 10 番地 4	52-5654
ほほえみ家族	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
万民ディサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	59-1150
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237

オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	53-4339
小規模デイサービスいちばん星竜丘	時又 1034 番地 1	26-7221
デイサービスぽけっと	喬木村 15816 番地 1 の 2	33-7077
宅老所しおや	喬木村 534 番地 1	33-7055
宅幼老所びすけっとさくら亭	高森町下市田 2235 番地 6	35-9202
介護ホームそら	阿智村伍和 3158 番地 1	45-2310
阿智村社協デイサービスセンター第二幸寿苑	阿智村春日 3291 番地 4	45-2111
リハビリデイサービスあすなる	阿智村駒場 1075-4	43-3327
ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373 番地 1	37-1172
デイサービスセンターさくら	松川町上片桐 3385 番地 1	37-1151
宅老所きずな	豊丘村神稲 352 番地	34-2555
どんつくデイサービスセンター	豊丘村大字河野 431 番地	48-6677

6. 通所リハビリテーション (デイケア)

名 称	所 在 地	電話番号
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
飯田市上郷老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3116
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
かやの木診療所	中村 76 番地 1 号	25-8112
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870

7. 福祉用具貸与

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
じどうしゃ屋セニアカー介護用品のお店	松尾上溝 2943 番地 1	24-1118
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島 3158 番地 3	49-8214
株式会社フロンティア長野営業所	松本市双葉 9 番地 26 号	0263-28-8823
株式会社介護センター花岡飯島店	飯島町飯島 2050 番地 1	96-0876

8. 特定福祉用具販売

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
ダイワ設備株式会社	丸山町 1 丁目 6995 番地 2	22-2382
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	松川町元大島 3158 番地 3	49-8214
株式会社フロンティア長野営業所	松本市双葉 9 番地 26 号	0263-28-8823
株式会社介護センター花岡飯島店	飯島町飯島 2050 番地 1	96-0876

9. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム「わたぼうし」	羽場権現 1618 番地	24-2315
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	050-5561-1592
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	23-4552
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	26-1047
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	28-8110
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
飯田ケアハートガーデニンググループホーム 北方の郷	北方 1558 番地	28-2551
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	49-5152
グループホームめぐり山本	竹佐 653 番地 1	28-1173
グループホーム大門	大門町 22 番地	48-0877
グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	25-0203
グループホームみつばさ	龍江 4510-1	48-5460

10. 特定施設入居者生活介護

名 称	所 在 地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551	22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	27-2208
養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 299 番地	32-2075
養護盲老人ホーム光の園	下條村陸沢 7103 番地	27-2246
介護付有料老人ホームコスモス松川	松川町元大島 3255-5	48-6602
介護付有料老人ホームたまゆら(地域密着型)	北方 2688 番地 2	28-1416
わくわくホーム(地域密着型)	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335

11. 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

名 称	所 在 地	電話番号
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	28-2885
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
わか葉	松尾寺所 7041 番地	24-6757
ショートステイ姫宮	飯田市上郷黒田 2895 番地 1	21-7735

12. 小規模多機能型居住介護

名 称	所 在 地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	21-0530
北方の空	北方 2210 番地 1	48-0118
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	23-4006
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	25-0246

13. 認知対応型通所介護

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
デイサービスセンターあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600
宅老所 姫宮	上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセンター明美 1 階	21-7735
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	24-8001
宅幼老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	22-4758
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
グループホームわだの家(共用型)	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
グループホームあぐり山本(共用型)	飯田市竹佐 653 番地 1	28-1173

14. 地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806

15. 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協介護相談センター	東栄町 3171 番地 1	53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市社協竜東介護相談センター	下久堅知久平 123 番地	29-8299
居宅介護支援「飯田病院」	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
居宅介護支援「アップル」	羽場権現 1618 番地	21-1168

飯田市立病院在宅介護支援センター	八幡町 438 番地	21-1206
飯田市上郷在宅介護支援センター	上郷黒田 341 番地	24-3122
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	48-5343
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
飯田市かなえ在宅介護支援センター	鼎一色 551 番地	53-9411
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護支援事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山 552 番地 1	56-8113
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
飯伊居宅介護支援事業所	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1532
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	26-8111
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	56-2660
居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2099 番地 2	25-0029
いいだケアサポート	北方 1270 番地 4	25-1008
えがお居宅介護支援事業所	三日市場 406 番地 1	28-2757
おいなんよ	桜町 1 丁目 9 番地 1	23-1803
川路介護相談センターあやめ	川路 2380 番地 1	27-4102
介護相談センターゆい	龍江 7159 番地 1	27-2929
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	24-8758
あんきの森居宅介護支援事業所	毛賀 1139 番地 1	53-3010
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
下瀬しあわせ村居宅介護支援事業所	下瀬 242 番地 5	27-5105
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
介護のかふね居宅支援事業所	育良町 2 丁目 24 番 2 号	48-0428
居宅介護支援ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8641
居宅介護支援花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
まちかど福祉相談所	上郷黒田 3304 番地 3	48-5643

16. 介護予防支援事業所

名 称	所 在 地	電話番号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3 番地 7 堀端ビル 2 階	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066

17. 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3114 番地 1	23-7888
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	53-6677
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	26-8700
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	28-2260
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	27-4600
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	48-6640
特別養護老人ホームあさぎりの郷	高森町吉田 481 番地 1	34-3630
特別養護老人ホーム喬木荘	喬木村 3286 番地 1	33-4433
特別養護老人ホーム赤石寮	阿南町新野 28 番地 4	0260-24-2316
特別養護老人ホーム阿南荘	阿南町北條 2411 番地	0260-22-2171
特別養護老人ホーム阿智荘	阿智村智里 491 番地 41	43-2891
特別養護老人ホーム松川荘	松川町元大島 2965 番地 1	36-5200
特別養護老人ホーム第二光の園	下條村睦沢 7098 番地 8	0260-27-2271
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 773 番地 1	0260-32-3356
特別養護老人ホームやすおか荘	泰阜村 7565 番地 3	0260-25-2331
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910-1	52-4657

18. 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人龍川会西沢病院	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
橋上医院	阿智村駒場 359 番地 1	43-2118
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159 番地 1	36-2255

19. 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電話番号
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525
長野県阿南介護老人保健施設	阿南町北條 2009 番地 1	0260-22-3800
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870

7-3 障がい福祉サービス事業者一覧

1. 居宅介護

(H27.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518-1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138-3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ハートケア 訪問介護サービス	毛賀 1139-1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1-19-1 南ビル 2 階	52-1651
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1-310-1	21-6212
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171-1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1-15	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2-24-2	25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807	56-9056
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374-1	49-8911

2. 重度訪問介護

(H27.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518-1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138-3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ハートケア 訪問介護サービス	毛賀 1139-1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1-19-1 南ビル 2 階	52-1651
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374-1	49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1-310-1	21-6212
社会福祉法人みなみ信州居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171-1	53-2035

飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1-15	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2-24-2	25-7738

3. 行動援護

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374-1	49-8911
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807	56-9056

4. 生活介護

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904-1	26-8820
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108-1	53-2294
くれよんキャンパス (スペース Now)	宮ノ上 3923-1	24-0904
明星学園	駄科 2191-1	26-9456
第二明星学園	駄科 2191-1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8066
地域活動センターみらい	上郷黒田 2109-1	49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552-1	27-5100

5. 短期入所

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250	26-9456
第二明星学園	駄科 2191-1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
社会福祉法人 楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2-2561-4	56-8730
あさ寝坊	宮ノ上 3923-1	24-0904

6. 同行援護

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138-3 嶋屋ビル 2 階	56-0261
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728

7. 自立訓練

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(生活訓練) くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923-1	24-0904
(宿泊訓練) くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923-1	24-0904
(生活訓練) いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
(生活訓練) はなみずきの郷	箕瀬町 2-2561-4	56-8731
(宿泊訓練) はなみずきの郷	箕瀬町 2-2561-4	56-8731

8. 就労移行支援

(H27.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
くれよんキャンパス (あっ晴れ)	宮ノ上 3923-1	24-0904
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
ピカソ	座光寺 5806	52-1591
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8120
ドリーム	大瀬木 4338-2	48-5671

9. 就労継続支援A型

(H27.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	上郷飯沼 2241-1	56-1155
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419-1	56-1155
ハート	大瀬木 4338-2	48-5671
ホット	松尾明 7770-3	49-8448
ジョブサポートいいた	上郷黒田 6347	48-5933

10. 就労継続支援B型

(H27.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 Lサポート 久堅農園	下久堅柿野沢 3333	29-8776
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
指定障害者多機能型福祉施設 Lサポートあいあい	東栄町 3108-1	29-8776
いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
ハート	大瀬木 4338-2	48-5671
地域活動センターみらい	上郷黒田 2109-1	49-8911
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8120
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552-1	27-5100

11. 施設入所支援

(H27.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250	26-9456
第二明星学園	駄科 2250	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066

12. 相談支援事業

(H27.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(社福) 楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2-2561-4	56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108-1	24-3182
明日晴天にな〜れ	宮ノ上 3923-1	24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933-2	23-6097
みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109-1	48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1-15	22-5150

相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2-59	53-5503
スケッチ BOOK	松尾上溝 3322-1	21-0416
相談支援事業所エール	東栄町 3108-1	53-2294
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803-10	28-8120
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
(社福) 長野県知的障害者育成会 久堅農園	下久堅柿野沢 3333	29-8744
ぴゅあ はびねす	上郷黒田 3325	49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250	29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250	26-9456
スキップ まちかど 福祉相談所	上郷別府 3304-3	48-5643
アップル工房イイダ 相談支援事業部	座光寺 1419-1	56-1155
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296-1	23-8994
相談支援事業所いいだケアサポート	北方 1270-4	25-1968
指定特定相談支援事業所 輪(リンク)	松尾明 7770-3	49-8775
まほろば相談支援事業所	長野原 131-9	26-9508

13. 共同生活援助、共同生活介護

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム 北方	北方 49-2	24-9817
グループホーム 南原	下久堅南原 995-4	29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984-3	48-0518
さくらの郷	江戸浜町 3690-3	22-8808
みち草荘	鼎下山 523	52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4-5683-5	23-1105
木の葉のささやき	下瀬 242-6	27-5105
柿野沢	下久堅柿野沢 3333	29-8776
ほたる	下久堅柿野沢 3180	29-6588
ひまわり荘	宮ノ上 3887-1	23-4135
すみれ荘	旭町 274-2	24-0531
かつら荘	箕瀬町 3-2520	52-5223
はなのき荘	丸山町 3-5955	23-7855
やまゆり荘	丸山町 1-6567-4	52-1039
有明寮	高羽町 2-5-1	22-4977
有誠寮	北方 2139-5	25-9033
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179-1	52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271	53-0920
アシスティ さつき	大通 1-38	22-5201
さくらそう	鼎一色 31-2	23-0910
新賀ハイツ	下殿岡 1469-1	25-7185
ケアホーム ふうりん	山本 627-1	26-9508
マイホーム	座光寺 5153-13	48-0056

14. 移動支援

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	24-7622
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056-3	52-1591
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号	53-5851
(株) みらい福祉会	上郷飯沼 3374-1	49-8911

15. 地域活動支援センター

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556	0260-34-2461
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2-2561-4	56-8731
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 242	27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131-9	26-9508

16. 日中一時支援事業

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851-8	21-5070
ぴゅあ はうす	上郷黒田 3325	49-8307
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 南 1-61	49-3211
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1-8-4	53-5503
丘のりんご	知久町 1-18-1 2F	24-7665

17. 訪問入浴

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ぼけっと	白山町 1-310-1	21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327-11	22-8194

18. 児童発達支援・放課後等デイサービス

(H27. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933-2	23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851-8	21-5070
みらいデイサービス飯田事業所	上郷飯沼 3512-22	52-1640
みらいこども発達支援センター	鼎上山 3771-12	48-0336
みらいデイサービス地活事業所	上郷黒田 2109-1	49-8911
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1-8-4	53-5503
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 南 1-6-1	49-3211
じよんのびハウス	上郷黒田 296-1	23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322-1	59-8014
ぴゅあ はうす	上郷黒田 3325	49-8307
児童・共同支援センターかでの	座光寺 1419-1	48-6338

保健福祉事業の概要 平成 27 年

平成 28 年 3 月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係